

平成28年第3回東大和市議会定例会会議録第18号

平成28年9月9日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（36名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	関田新一君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
総務管財課長	中野哲也君	文書課長	下村和郎君
情報管理課長	菊地浩君	納税課長	中山仁君

市民部副参事 高橋 宏之 君
保育課長 宮 鍋 和志 君
青少年課長 中 村 修 君
福祉推進課長 嶋 田 淳 君
みのり福祉園長 石 川 伸治 君
ごみ対策課長 松 本 幹男 君
土木課長 寺 島 由紀夫 君
学校教育部副参事 小坂橋 悦子 君

子ども生活部事 新 海 隆 弘 君
副参事 梶 川 義 夫 君
子ども生活部事 大 法 努 君
市民生活課長 障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君
健康課長 志 村 明 子 君
環境部副参事 長 瀬 正 人 君
学校教育課長 岩 本 尚 史 君
中央公民館長 尾 又 恵 子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 9月7日に引き続き、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

○3番（上林真佐恵君） おはようございます。

それでは、水曜日に引き続きまして再質問をさせていただきます。

まず1番の防災対策ということで、①のところなんですけど、まず8月22日の台風の被害状況と対応について、避難所の開設を行ったということで、我々議員にも情報提供がありましたけど、実際に避難された方はいらしたんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所につきましては、狭山公民館、それから奈良橋市民センター、蔵敷公民館、新堀地区会館、南街市民センターの6カ所において、午後1時30分から午後6時30分まで開設いたしましたが、実際に避難された方はおりませんでした。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

実際に避難された方はいらっしゃらなかったということですが、各避難所に問い合わせというのはあったんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市の防災安全課のほうには多数の問い合わせはございましたが、各避難所の施設に対して直接問い合わせはなかったというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、市の防災安全課にはどのような問い合わせがあったのか、具体的に教えてくださいませんか。

○総務部参事（東 栄一君） 問い合わせにつきましては、おおむね避難場所、避難所の場所はどこか、それから避難するべきなのか、避難しなければいけないのかといった問い合わせが多かったように記憶してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今回、避難準備情報ということで発令されたかと思うんですけども、その該当地域に住んでいる方には、その情報をどのような形で伝えたのか教えてくださいませんか。

○総務部参事（東 栄一君） 情報の伝達につきましては、防災行政無線、それから安全安心情報送信サービス、あと市の公式ホームページやツイッター、フェイスブックで情報を発信したほか、外部としては災害協定しておりますJ：COMですとかエフエムたちかわ、それからそこに情報伝達ということに対しまして、またDISというシステムで、東京都に報告するとテレビ事業者とかラジオ事業者、ネット事業者、携帯電話事業者等に情報が伝達されます。例えばテレビで、テロップのあれがそうなんですけど、そういったもののそれぞれのメディアで情報が発信されたと認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ただ、該当する住民の方に、念のためお電話などでお知らせをしたところ、避難準備情報が聞こえていなかった、伝わってなかったというお話も聞いたんですけれども、市のほうではそのことは把握しておられるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今回、避難所を全て開設したわけじゃなくて、地域限定して6カ所、開設いたしました。そのため防災行政無線に限りましては、地域を限定した放送を行いましたため、聞こえない場所があることは把握してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今後どうやってその情報を確実に、必要な方に伝えていくかということが大切だと思うんですけれども、その点について市の認識を教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 防災行政無線以外にも、先ほど申し上げましたとおり多様な情報媒体で情報を発信してございますので、そうしたもので情報が受信できるという周知を進める必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

続いて、周知については後ほども別の項目で、また改めて質問させていただきたいと思います。

今回、雨が台風9号のときすごく降ったということで、ここ近年のこういうゲリラ豪雨ですとか、台風への対策として、雨水浸透ますを設置しているかと思うんですけれども、8月22日の日の水の出方で、どの辺に対応強化、必要かといったような、今後の課題も見えてきたのではと思います。既に他の議員の質問に対しても御答弁がいろいろあったかと思うんですけれども、再度、市の認識をちょっとまとめた感じで、全体としての課題についての市の認識を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 雨水浸透施設につきましては、毎年設置をさせていただいてるところでございますが、市内幹線道路で毎回発生する道路冠水箇所につきましては、今申し上げましたとおり浸透施設の設置や排水施設の清掃で対応してきたところでございます。今後もこの浸透施設につきましては、引き続き設置していく考えでございますが、これと並行して抜本的な対策についても検討する必要があると考えてございます。また、その他、部分的に冠水する箇所がございます。そういうところの対策としても、雨水浸透施設を設置していく必要があるということで、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

また、今後の対策については、次の項目でもちょっと触れさせていただきます。

迅速に避難所の開設がされたというのは、今回とてもよかったと思います。ただ、避難準備情報を、どうも市民に知らせるべき必要な情報を、確実に提供するにはどうしたらいいかということについては後でも触れますが、まずは8月22日、台風被害があったということで、この課題を整理して今後に生かしていただきたいと思います。

続きまして、②の東大和市における災害の被害想定ということで、多摩直下地震を想定して防災計画をつくっているということだと思っておりますけれども、こういった台風被害ですとか、豪雨被害に対してはどのような

な想定をしてらっしゃるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 台風や豪雨などの風水害につきましては、洪水その他による大規模な水害の発生等がある場合、これを警戒、防御することで被害の軽減を図ることを目的としてございますので、地震におけるような被害想定というのはございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 被害想定という言葉が適切ではないのかもしれないんですけども、例えば先ほども要望したとおり、水害の発生というのは過去の事例からある程度予測がついているという面もあると思いますので、情報を更新して事前にできるだけの対応をしていくということが必要だと思うんですが、そのあたりもう一度認識をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 事前にできるだけの対応をしておくことは、必要なことだと認識してございます。ことしにつきましては、大雨時には市内4カ所の冠水箇所に、冠水する前の段階で職員を現地に配備しまして、いち早く通行どめの措置ができるような体制をとりました。そういうことから、通行車両の波による沿線宅地の被害軽減に努めたところでございます。今後につきましても、被害を軽減できるようなさまざまな対策を考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 事前に職員の方を配置していただいて、対応もされたということで、近隣の住民の方ですとか、自治会ですとか自主防災組織など、そういう地域の方への情報提供ということも必要、この辺はこういうことが、地域の方はもうわかってらっしゃるとは思いますけれども、そういう情報提供ですとか、防災カルテ等にも新しい情報を反映させて、新しい住民の方ですとか、周りへの情報提供ということにも努めていただきたいと思います。

これまで市が実際体験してきた冠水の事例のほかにも、東京都などがまとめたハザードマップなどもあると思うんですけども、当市に関係するものとしてはどのようなものがあるのか、またそれをどのように活用しているのか、教えていただけますか。

○総務部参事（東 栄一君） ハザードマップにつきましては、今、東京都建設局が過去に黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図というのを作成してございます。また、現在の東京都が——そういう状況になってます。取り組みとしては、現在、東京都が土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害のおそれがある地域に対する基礎調査を、平成30年度をめどに進めているところです。この結果、土砂災害警戒区域などに指定されますと、市の地域防災計画への記載とか、ハザードマップの周知も必要となるということになっておりますので、これらの日程に合わせて、取り組みについては検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

台風や豪雨ですとか、場合によっては竜巻なんか最近、関東で起こってますので、そういう被害についても、東大和市の立地などから起こり得る災害の被害想定という言葉は違うのかもしれないんですけども、どんな災害が起こり得るのかということをもとめて、今後も引き続き防災計画を立てていただく、対策を立てていただきたいと思います。これは要望です。

続いて、③の特にお子さんや障害者、高齢者、外国人への対策ということに移りたいと思います。

市長の御答弁で、子供ですとか障害者、高齢者、外国人など、災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困

難な方や、こういった方については防災対策の全ての項目において配慮し、実施していく必要があるというふうに認識されているということで、御答弁されていたと思いますので、具体的にちょっと細かくなりますが、いろいろ質問させていただきたいと思います。

まず、耐震化の状況とか防災マニュアル、避難訓練についてなんですが、市が直接運営している子供や高齢者、障害者の施設にはどのようなものがあるのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 市が直接運営している子供、高齢者、それから障害者の施設といたしましては、子供の施設では狭山保育園ですね、あと各児童館、それから各学童保育所、子ども家庭支援センター、やまとあけぼの学園、公立の施設では各老人福祉館、老人集会所、障害者施設ではみのり福祉園でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 子供の関連の施設ということでは、学校については既に非構造部材の耐震化も含めた工事を今進めていただいているところかと思うんですけども、今御答弁のあった施設の中で耐震基準がクリアされてない施設というのはまだあるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） やまとあけぼの学園につきましては、耐震診断は未実施でございます。現在この施設、今後の施設のあり方を含めて検討しているところでございます。それから、南街の老人福祉館が現在の耐震基準以前の建物でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、やまとあけぼの学園と南街老人福祉館以外については、耐震基準をクリアしているということで間違いないかどうか確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 議員がおっしゃるとおり、その2施設でございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） クリアしてない施設に対しては、市が直接運営する施設ということになりますので、ぜひ責任を持って早急に対応していただきたいと思います。

また、公立保育園を含む、公立保育園、市が直接運営しているところですけども、市が認可している保育施設について耐震化の状況ですとか防災マニュアルの有無、避難訓練の実施状況などについて、私立の認可保育園の状況というのは把握してらっしゃるんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 市内の認可保育園でございますが、16園のうち、現行の耐震基準以前の建物で改修が必要とされた3園ございました。後、2園につきましては既に改修が終了しております。また、残りの1園につきましては、現在移転を検討しているところでございます。また、各施設とも防災マニュアルを整備し、また避難訓練を毎月定期的に行っていただいております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

認可保育園については、1園については移設を検討しているということですけども、そちらも移転についてはぜひ支援をしていただいて、耐震化を進めていただきたいと思います。

ほかに認定こども園ですとか、小規模保育施設、家庭的保育施設なども市が認定している保育施設ということになってますが、こちらについてはどういう状況なのか教えていただけますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 市内に認定こども園は2園ございます。小規模保育は1園です。家庭的保育施設が2施設ございます。耐震改修が必要とされてる施設はございません。また、認定こども園、小規模保育につき

ましては、防災マニュアルを整備していただき、また避難訓練も毎月定期的に行っていただいております。
市立保育園の耐震改修につきましては、国及び東京都による補助制度がございます。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 全て耐震化も、耐震基準もクリアされていて、防災マニュアル、避難訓練等を行っていただいているということですので、今後も施設によっていろいろ設備や事情、違うと思いますので、市のほうでも積極的に支援をしていただきたいと思います。

続きまして、幼稚園ですとか民間の障害者の施設、高齢者の施設について、同じく耐震化の状況ですとか防災マニュアル、避難訓練等の状況について教えていただけますか。

○保育課長(宮鍋和志君) 幼稚園でございますが、市内に幼稚園が2園ございます。現行の耐震基準以前の建物で、耐震改修が必要とされてる園舎はございません。また、各施設とも防災マニュアルを整備し、避難訓練も定期的実施していただいております。

以上でございます。

○福祉部長(吉沢寿子君) 民間の障害者施設と高齢者施設につきましては、各法令及び各サービスの指定基準に沿った対応がなされてるものと認識しております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

今のところ指定基準に沿った対応がされてるということで、市のほうでも把握されてるということで安心してはすけれども、特に福祉施設などでは慢性的に人手不足になってる施設もあるというふうに聞いてますし、先日、岩手で、グループホームで、入所の方が、9名が全員亡くなってしまったというようなこともありまして、その施設では夜間の職員が1人しかなくて、救助したくてもできなかったというようなこともニュースで見ました。市が直接運営をしてるわけではないですけれども、市には市民の命を守るという責任もありますので、特に子供ですとか障害者、高齢者の施設に対しては、情報提供、情報共有、また耐震化や防災の促進ですとか、また必要であれば個別に適切な支援ですとか指導を行うということも必要だと思ってるんですが、その点に関して市の認識を教えてください。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 市内の保育園につきましては、私立の保育園、一園につきまして、耐震改修がされていないところでございますけれども、敷地が狭いというようなこともございまして、現保育園の中での建て替えはなかなか困難ということで、現在、移転先を何年も探してるところでございますので、市のほうも情報がありますと情報提供いたしまして、共有してるところでございますけれども、なかなか広い土地というのも限られてきておりますので、ここ一、二年には決めないと、なかなかいい土地も見つからないのかなというところで、その法人とは逐次協議を進めてるところでございまして、今後、同じようなスタンスで取り組みをしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○福祉部長(吉沢寿子君) 民間の障害者施設と高齢者福祉施設でございますが、法令改正等があった場合には適宜情報提供等を行うとともに、事業所連絡会などを通じまして、防災への適切な対応を促してるところでございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。ぜひ、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

耐震化の支援という、どうしてもお金のかかることだと思うんですけども、国や都の補助金というのはあるのでしょうか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 耐震化の関係する補助金関係でございますが、まず耐震診断のほうにつきましては、東京都の補助金がございます。都の補助金は、面積掛ける補助単価というのがありまして、その掛けたものの5分の4、もしくは実際にかかった費用の安いほうを耐震診断について補助がされます。また、耐震工事、改修ですね、改修につきましては、保育所等整備交付金という補助制度がございます。

以上でございます。

○**福祉部長（吉沢寿子君）** 障害福祉のほうの施設になりますけれども、例えば今回、補正予算で計上させていただきまして議決いただきました。障害者グループホームの防災対策事業補助金というものは、東京都の補助事業ということで、それを活用させていただくものでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

市の財源だけで、そういった工事とか支援を行うというのはなかなか難しいと思いますので、国や都に引き続き財政措置を求めるといことも、必要になってくるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

今回この質問に当たって、幾つかの施設ですとか当事者の方からお話を伺ったんですけども、市や施設ごとの避難訓練だけではなくて、例えば立川防災館、無料で防災体験できますので、そういうところに何施設か、何人かで行くということですか、また備蓄食品、賞味期限が迫ってきたものなんかを使って、イベントをしてるほかの自治体なんかもあるということですので、そういう福祉施設同士のつながりですとか、地域住民との交流を図れるような、何かそういうことを市にやってほしいという要望も聞いたんですけども、市の防災対策や支援の一環として、現在そういったことは検討されているのでしょうか。

○**福祉部長（吉沢寿子君）** 福祉施設同士のつながりというようなことでの御質問でございますけれども、障害福祉のほうで現在の取り組みといたしまして、地域自立支援協議会の防災・防犯部会というのがございます。そちらの中で、立川防災館の見学を行いました。また、今後そういった見学とか、つながりということで、引き続き障害者団体等への情報提供などもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** その防災部会というところで、当事者の方のお話を聞く機会というものもあると思いますので、ぜひ当事者の方の声を聞いていただいて、引き続き支援をお願いしたいと思います。

続きまして、学校での避難訓練についてなんですけれども、例えば学校内での避難訓練というのは行ってると思いますが、例えば帰宅時に大震災が起こった場合の訓練なども必要ではないかと思うんですが、東日本大震災のときも帰宅時の訓練をしていた学校の児童が、津波からの避難ということでありましたが、多く助かったという事例もありましたので、大きな揺れがあった場合に、外でどうやって身を守るかというような、場合によっては家や学校に戻るといような訓練も必要ではないかと思うんですが、そういうことについて検討したことがあるのかどうか、教えていただけますか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 学校のほうでは、さまざまな場面を想定いたしまして、避難訓練を実施しております。学校によって多少違いはございますが、授業中以外にも、例えば休み時間とか、それから清掃時間とか、そういう時間帯に避難訓練を実施しまして、児童・生徒がみずからで判断をするというような、そして

行動できるというような力を養うようにしております。これについては、自分の命は自分で守るというような考えからです。そして、登下校の最中、または帰宅後に災害が起こった場合につきましては、訓練自体は今のところ実施、または検討しておりませんが、想定の方はしております、児童・生徒のほうに、そのときにとるべき行動について指導をしているところです。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 下校時とか帰宅時というのは、家庭との連携というのも必要になってくるといいますので、そういうことをしてほしいという声なんかも聞いたんですけれども、今後、保護者の方々の要望なども聞きながら、引き続き検討していただきたいと思います。

続きまして、学童保育所なんですけれども、学童保育所での避難訓練というのはどのように行っているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 日常から避難方法等の確認及び反復訓練に努めております。また、児童館及び市民センターとの合同で避難訓練を実施しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） これ、どのぐらいの定期でやってらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育所によって違いはありますが、年1回から2回を実施しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） こちらも引き続き、やはり反復で訓練するというのはすごく大事なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、避難について何点か伺います。

まず、学校や学童保育での預かり体制について伺います。東日本大震災以来、勤務先から無理に帰宅せず、安全な場所で待機するというのを奨励している傾向にあるので、災害が起こっても、その日のうちに帰宅できない保護者も多いかと思うんですけれども、その場合、学校や学童保育ではどのように対応することになってるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育所につきましては、児童を保護者に引き渡すまで安全な場所に待機して、保護者のほうに引き渡しを行っております。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 学校のほうでございますけれども、震度5弱以上の地震発生時、こちらにつきましては原則として保護者の引き渡しというふうにしております。よって、その日のうちに保護者に引き渡せないというようなことも想定されます。しかしながら、安全に保護者へ引き渡すまで、学校のほうで児童・生徒のほうは預かるというような形になります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 学校で預かることが必要となるような、そういう大規模な災害の場合は、学校が避難所になるという可能性も高いと思うんですけれども、その際の連携というのはどのようにとってらっしゃるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 災害時に学校が避難所となることを想定いたしまして、児童・生徒の生命及び身体の安全と、それから被災者のスムーズな受け入れ態勢を万全なものにするとなればいけないことから、避難所となる学校の学校長を初め、教職員との協力と連携につきましては、避難所管理運営マニュアルにおい

て定めてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

マニュアルがあるということですので、そちら、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、障害者や高齢者など、いわゆる避難行動要支援者に対する対策について伺います。現在、市ではこれらの方に対して、具体的な対策としてどのようなことを行っているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 障害者や高齢者などの方々に対します具体的な対策でございますけれども、地域防災計画の中で定めておりますとおり、その行動ができるように、例えば今回の総合防災訓練などにおきまして、災害時要配慮者相談の窓口、それから二次避難所の開設、運営等の訓練、そういったところを行いまして、具体的な対応の習熟と課題の検証等に努めてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 平成26年の4月に施行された改正災害対策基本法によれば、実効性のある避難支援がなされるよう要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるというふうにあるんですけれども、この名簿の作成状況を教えていただけますか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 当市におけます避難行動要支援者名簿につきましては、私ども福祉推進課におきまして、改正災害対策基本法施行前の平成24年度から作成しているところでございます。名簿への登録は随時受け付けておりまして、年に1度、9月ごろを基準日といたしまして、要介護認定3以上の方などを対象にしまして、新たに御案内の文書——登録勧奨通知と言っておりますが、こちらを発送して御希望の方に御登録をいただくという形で情報を更新しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 命を守るものですので、ぜひ多くの方に名簿に登録してもらえよう、必要性の周知徹底というのを図ってほしいと思います。

また、名簿の活用方法についても、具体的に教えていただけますか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 真に支援が必要な方が埋もれてしまうことがないように、私ども個別の勧奨を行っているところでございます。また、勧奨の対象以外の方も受け付けることができますように、市報、ホームページ、あるいはチラシ等により周知をしているところでございます。

また、名簿の活用方法でございますけれども、名簿の提供の協定を結んだ自治会さんにおきましては、平常時は名簿に記載のある方、お一人お一人に対し、誰が支援し、どこを通して避難するかといった個別支援計画というものを作成する、あるいは緩やかな見守りといったものに活用しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

万が一のときに逃げられるか、確実に避難できるかどうかというのは、障害の重さではなくて支援が受けられるかどうか重要な鍵だというふうに言われています。ふだんは自分で身の回りのことができる方でも、例えば視覚障害があったりすると、1人で避難するのが難しいという場合もありますし、逆に寝たきりの方や車椅子の方でも、誰かが運んでくれる方がいれば避難ができるというようなお話も当事者の方から聞いております。ただ、1人で避難できない方のところに市の職員が直接出向いて避難させるというのは現実的ではないと思いますし、支援を必要とする方に地域などから確実に手が届くように、引き続き名簿の有効活用について

は研究して、積極的に進めてほしいと思います。

続きまして、避難指示の情報伝達について伺います。先ほどもお話があったんですけども、特に障害者や高齢者の方に確実な避難指示ができるように、市としてどのような対策を考えているのか、先ほど無線ですとか安全安心メールですとか、ホームページへの記載ですとか、テレビですかね、そういうものを使って伝達するという話があったんですけども、特に高齢者や障害者の方に対しての特別な、何かそういう伝達方法などあれば教えてください。

○総務部長（広沢光政君） 避難指示、こういったものの情報伝達についてということで、こちらにつきまして先ほど参事のほうから御答弁申し上げたとおり、市としましてはさまざまな情報伝達手段を使って行っているところで、問題となってきますのは、それをどのような形で受信してくるかということだと思いますので、特に高齢者の方々というのが一番手段として用いやすいのは、テレビ関係なのかなというふうに思います。そういったところで、先ほどお話ししたとおり情報伝達しておりますので、そういうことがテレビを通じて見えるんだよというようなところを、もう少し周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そうです。周知というのは本当にどうやって受け取るかというのを御自分が知ってるということが一番、とても大切なことではないかと思います。例えば、今後その伝達の手段をふやしていくというようなことは検討されてるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 伝達の手段をふやすということにつきましては、今現在もかなり多様化していることもありますので、先ほど部長からも答弁がありましたけども、災害時にどこにアクセスすれば情報がとれるかどうかということについての周知、これについて積極的に検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうですね。例えば施設を通じて周知する、一人一人に周知するとか、いろいろ方法はあると思いますので、例えば名簿に登録してある方には、特に確実な情報伝達というものが必要だと思いますので、そちらについては今後もぜひ進めていただきたいと思います。

また、先ほど御答弁にあった安全安心メールというのは、例えば市外に通勤されてる方などが、市内に警戒警報が出されたとかって情報を受け取ることができると思いますので、保護者の方にもとても有効だと思うんですけども、お子さん、市内の学校に行っていて、自分は都内に働きに行っているとかという場合でも、今学校のほうでこんなに雨が降ってるんだとかということがわかるので、とてもいいと思うんですけども、意外と何か知られていないように思いますので、ぜひこちらも学校を通じて周知を図るですとか、何かちょっと検討していただきたいなと思うんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 安全安心メールにつきましては、今現在、8,992件の登録件数がございますが、当市でもこの普及、登録件数の増加というのが大きな課題というふうに認識してございますので、今議員さんのほうからお話がありましたけども、さまざまな機会を通じて周知できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

何か学校からPTAを通じて連絡が来るようなシステムもあると思うんですけど、何かそういうものはお知

らせが新学期に来てて、結構多くの方が登録しているような感じだなと思いますので、何かそういう周知方法なんかも、ちょっと考えていただければなというふうに。そうすると、保護者ですけど、保護者の中では結構登録の方がふえるのかなというふうに思います。

続きまして、外国人の方に対する対応ですけれども、現在、市内に住んでいらっしゃる外国人の方の数と国籍の内訳がわかれば教えてください。

○市民部長（関田新一君） 市内に住みます外国人の方の数と国籍の内訳でございます。平成28年9月1日時点でございますが、1,078人でございます。そのときの人口が8万5,931人でございますので、人口に占める割合が1.3%ということでございます。国籍別でございますが、中国国籍の方が363人、フィリピン国籍の方が241人、韓国国籍の方が189人、北朝鮮国籍の方が118人、あとは二桁というようなことで内訳でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 日本に住んでいらっしゃるということなので、日本語ができる方というのももちろん一定数おられるとは思いますが、特に英語圏の方ですとか、日本語は話せても漢字は書けない、読めないという方もいらっしゃると思いますので、英語、中国語、ハングル等、数が多い方たちですね。英語でしたら、大体どなたでも、大体わかるという想定ですけれども、そういう外国語の避難所マップというのも必要だとは思いますが、そういうものは今、用意はあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市では現在のところ、外国語の避難所マップは作成してございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、今後そういうものについても作成を検討していただきたいと思います。

また、万が一のときには窓口ですとか、避難所ですとか、電話といったもので外国人の方から問い合わせが来るということももちろんあるとは思いますが、そういうときの対応というのはどのようにされるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 窓口での対応につきましては、何人か外国語を話せる職員がおりますことと、それから外国語通訳交流員の活用などにつきまして、できる範囲で対応することになると考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 災害のときは、職員の方だけでは対応できないというふうに思いますので、地域にも外国語ができる方というのは一定いらっしゃるのかなというふうに思いますので、外国人の方で、地域で余りつながりがないって方もふだんいらっしゃると思いますので、そういうふだんからの地域でのつながりづくりといったようなことも、ちょっと今後、市のほうで考えて支援していただけるとありがたいなというふうに思います。

最後に、避難所についてお伺いします。

市長の御答弁では、避難所の管理運営に当たっては、女性や高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対するきめ細かい配慮や相談体制を整えていくと定めておりますということで、そういう御答弁だったんですけども、この具体的な中身について教えていただけますか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所を利用するニーズや、それから要配慮者の状況など、それぞれの避難所で実情が異なることとなりますので、避難所ごとに避難所管理運営委員会を設置しまして、多様なニーズに対応するためのさまざまな協議が行われることになると考えてございます。その際に、避難所運営委員会や、それから避難所各班のメンバーに、例えば女性や障害者に参画していただきまして、要配慮者の声が管理運営側に

きちんと伝わって、細かい配慮や相談が行える体制を整えることとしてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、当事者の声をたくさん聞いて、体制を整えていただきたいと思います。避難所については、段差があるとそれだけでも車椅子の方は利用できないという声も、当事者の方からは上がっていますので、避難所をバリアフリーにするということも求められると思うんですが、そういったことは対策されているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所という視点ではございませんで、各施設のあり方として、バリアフリー化を検討していきたいと考えてございます。また、自宅や避難所での生活が困難で、介護のサービスが必要な高齢者や障害者などの災害要援護者を一時的に受け入れる避難所につきましては、市内社会福祉法人与協定を締結して現在10施設を指定してございます。

先ほどの私の答弁で、ちょっと訂正がございましたので、よろしく申し上げます。

先ほど防災マップに外国語の表記がないかという話で、ないというふうに申し上げましたが、今確認しましたら、英語と中国語と韓国語で危険区域とか、それが記載された文言のものはございます。訂正したいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

マップについては、そういう点について書いてあるものがあるということで安心しました。ぜひ、引き続き外国人の方に対しても支援をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどバリアフリーのことですけれども、避難所だけではなくて、各施設のバリアフリー化という考え方は、本当に素晴らしいことだと思いますので、ぜひ今後も強力に進めていただきたいというふうに思います。

二次避難所については、今11施設ということだったんですけれども、高齢者の施設、障害者の施設というふうにそれぞれ含まれているのかどうか、可能でしたら内訳も教えていただけますか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 二次避難所の11施設でございますけれども、まず特別養護老人ホーム等の高齢者の施設、こちらが10施設になります。もう一つの施設は、これは市外になるんですけれども、知的障害者の支援施設ということになってございます。

内訳ということですが、ちょっと答弁も長くなりますので省略させていただきますが、こちらは防災マップのほうにも二次避難所ということで記載されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 実際、施設に通ってらっしゃる方ですね、二次避難所、あるのは知ってるけど、余り日ごろからつながりもなく、いきなり行っていいのかわかるかみたいなこともお話ししてましたので、ぜひ日ごろからそういう施設同士のつながりづくりとか、先ほどからも要望してるんですけれども、そういう面の支援も、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、市内または近隣の医療機関との連携の状況についても教えていただけますか。

○総務部参事（東 栄一君） 医療機関との連携につきましては、今、東大和市医師会、それから東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会、それから東大和助産院、東京都柔道整復師会と、災害時の医療救護活動等に関する協定を締結して、今連携に努めているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

連携、いろんな病院ですとか助産院なども含めて、そういったところとも連携されているということですので、こちらを引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

備蓄についてなんです、備蓄については段階的に増強していく必要があるという市長の御答弁ですので、今後の課題として市も認識されていることだと思ひますけれども、例えば食料以外の備蓄、障害者や高齢者のための介護用品ですとか、赤ちゃんのための粉ミルク、アレルギー対応食、おむつ、生理用品、哺乳瓶、離乳食、おかゆなど、いろいろそういうものが考えられると思ひますけれども、そういったものの備蓄状況について教えていただけますか。

○総務部参事（東 栄一君） 障害者、高齢者、それからまた乳児ですかね——に対する備蓄の状況につきましては、今、大人用と子供用の紙おむつ、それから生理用品、あと哺乳瓶、粉ミルク、おかゆなどを備蓄してございます。それと、アレルギーの対応食につきましては、当面はアレルギー用ミルクの備蓄を部分的に進めていこうということ考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） こちらも、ぜひ引き続き増強をお願ひしたいと思ひます。何か個人で備蓄しようと思っても、結構場所が狭くて備蓄できないというお話も聞いたりとか、あと福祉施設なんかでも、最低限はしてるんだけど、やっぱり場所がなかなかなくて、必要な分、備蓄できないというお話なんか伺いましたので、ぜひ市のほうで増強をお願ひしたいと思ひます。

また、発達障害のあるお子さんですとか、精神障害のある方ですとか、見た感じ障害が見えにくい方ですとか、また赤ちゃんがいる方、ペットがいる方など、避難所に行くと周りに迷惑をかけてしまうのではというふうに心配されて、避難所に行けないという方も一定数いると思ひます。こういう方々をどうやって支援するかということも、考えていかないといけないと思ひますけれども、現在具体策というものはあるんでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 今回の熊本の地震でも、そういった問題がクローズアップされたというふうには認識してございます。ただ、私どものほうとしましては、先ほど担当参事のほうからもお話ししました避難所の管理運営委員会の中で、そういったところについては、個人のプライバシーも含め、ペットのことも含め、委員会の中で運営自体については取り決めていっていただきたいというふうには考えてございます。

それから、車中泊の関係でございますが、それは地理的な問題ですとか立地条件、そういった自治体の置かれる状況によっても変わってくると思ひますが、基本的にはやはり大震災が起きたとき、災害が起きたときというのは車両の問題も出てきますので、基本的には徒歩で避難所のほうに向かっただくということについては、周知をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そうですね、立地とかということもありますので、ただやっぱりどうしても避難所には行けないという方がいらっしゃると思ひますので、そういう方に対する支援、どういうことができるのかということは、ぜひ今後とも研究をお願ひしたいと思ひます。

今課題ということに入ってきましたので、④のほうに移らせていただきますが、これまでかなり細かい事柄を、要望を交えながらいろいろと質問させていただいたんですけれども、今後の課題ということではちょっとまとめさせていただきたいなというふうに思ひます。

災害というのは、起こってみないと何があるかわからないという側面はあるわけで、万が一のときに行政が機能しなくなってしまうという可能性もあると思いますので、そういった意味では自分の身を自分で守るといって、地域で助け合うということは、やはり大切だと思うんですけども、そうはいっても市には市民の命を守るという責任もあるわけですので、何ができるかということを考えてときに、私はあらゆる事態を想定して、事前に災害が起こる前に、あらゆる手段を講じて備えるということが求められると思うんですけども、これまで御答弁いただいた中で、市も同じ考えではないかというふうに思ったんですけども、改めて市の認識を教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 課題ということなんですが、直近で課題といいますと、備蓄食料、今、不足しておりますので、その拡充ということが課題になりますけども、全般的にいいますと、市では地域並びに市民の生命、身体、それから財産を災害から保護することを目的に、総合的に地域防災計画を策定しておりますので、その計画の策定の推進に努めるところが大きな点になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） いざというときの自助、共助というのは、やはり大切というふうに私も思います。ただ、自分の身を守るにはどうしたらいいか、備蓄など自分の家ではどれだけ準備していけばいいかとか、例えばどこに避難所があって、どこから情報ももらえるのか、また地域で助け合うためにふだんどんなことをしたらいいかとか、その自助、共助をするためにも何をしたらいいかわからないという方も結構いらっしゃると思いますので、そういうことを支援するということが、市には求められるのではないかと思います。災害が起こる前、今どのように土台づくりをしていくかということが重要だと思いますので、例えば先ほどからも要望させていただけてますが、福祉施設同士の横のつながりを持つ機会であったりとか、市と情報共有を行う機会というものをつくっていく、今もあると思いますけど、そういうものをもっと強力に進めていく機会というものが大切になるかと思うんですけども、その点についても一度お考えをお聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、障害福祉、高齢介護の両方におきましては、既に介護事業者の連絡会とか、障害福祉サービスの事業者連絡会等がございますので、防災に関する事項だけではございませんけれども、その都度、必要な情報提供や情報共有を行っているところでございます。引き続き防災に関する情報共有等を含めて、さらに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

東日本大震災では、障害者の方の死亡率が2倍だったということもありますし、さきの熊本地震でも、その教訓が十分に生かし切れず、いまだに障害者の方や高齢者の方に支援が行き届いてないという現状もありますので、災害弱者と呼ばれる方々をどういうふうにするか、支援するかということが大きな課題の一つだと思いますので、ぜひ今後も引き続き取り組んでほしいというふうに要望して、この項目については終わりにさせていただきます。

続きまして、2番の小学校の特別支援教室について伺います。

まず、資料要求させていただいたものについて何点か確認したいんですけども、要児童数について、拠点校利用時の児童数というのは、拠点校の支援教室に通っている児童の数を引いたものという認識で合ってますでしょうか、この表の中で。

○学校教育課長（岩本尚史君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ということは、例えば一小の場合ですと、拠点校に通っている児童は0人、二小の場合ですと、二小は拠点校なので、二小グループのほかの学校から9人、通ってきているという認識で間違いないでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) そのとおりでございます。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

在籍校の支援教室ではなくて、拠点校に通っている児童も一定数いるということだと理解しました。

続きまして、各グループのクラス人数と教員数を教えていただけますか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 拠点校の指導は、対象児童数が多いため週のうち2回、また3回に分けて指導を行っております。また、巡回校での指導につきましては、基本的には拠点校に配置をされている全教員が一度にチームとして移動して行っております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

基本的には、教員の方は拠点校にいて、チームとしてそれぞれ巡回校に回るということで、児童も在籍校の支援教室ではなくて、ほかの拠点校ですね、通ってる場合もあるというふうに思いますので、単純に各学校に何クラスという——拠点校の場合はですね、何クラスということにはならないというふうに思うんですけども、これは教員の数というのは足りているのでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 巡回指導教員につきましては、拠点校であります二小、六小、七小、それぞれのグループに3人から5人を配置されておりますので、巡回先の複数の児童を、課題に応じまして個別、少人数、あるいはグループで指導をしております。また、各小学校に新たに新制度によりまして配置をされております特別支援教室専門員、こちらを活用することで対応ができていると認識をしております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 以前の通級制度では、学級数プラス加配の先生が1人という職員配置だったかと思うんですけども、今度の支援教室の制度だと市全体の児童10人に1人の教員という計算になっているかと思えますので、学級数によっては以前の通級制度よりも教員の数が少なくなるという可能性もありますので、その点、12月議会のときにも質問させていただいたんですが、そのときの御答弁では5年間は経過措置ということで、平成27年の教員数、13人を維持するということでしたので、引き続き教員の皆さんの負担が重くならないように、専門員の方ですとか配置していただいて、負担が重くならないようによろしくお願ひしたいと思えます。

また、各学校に特別支援教室が配置されるということで、自治体によっては利用児童が急激にふえたというところもあるようなんですけども、当市の本年度の利用児童数が見込みに比べてどうだったのか教えていただけますか。

○学校教育課長(岩本尚史君) 当市では、これまでも丁寧な相談を行ってまいりましたので、新制度による大きな影響はなく、見込みの範囲内と考えております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

続いて、教室の広さと設置されてる場所について、いただいた資料からまた確認させていただきたいんですが、面積については、巡回校については一クラス、一教室ということなので、ほぼ66平米ぐらいですかね。拠点校については、総面積を教室数で割ると大体56平米になるぐらいになるかなというふうに思うんですけども、巡回校に関しては全て通常の普通教室を使っていて、拠点校については普通教室プラス、何か小さ目の特別教室などが混在しているという認識で合っているのかどうか確認させてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 続いて、教室の配置なんですけれども、特別な支援を必要とされているお子さんということなので、人の出入りの激しい場所ですとか、ちょっと落ちつかないような場所に位置している教室があるのかどうか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 場所につきましては、できるだけ静かな学習環境を確保できるように、例えば各階の一番東側、あるいは西側への配置、また特別教室のあるフロアにするなど配慮をお願いしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

また、資料によりますと3校の支援教室にクーラーが設置されていないということなんですけれども、これどのように対応されてるのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 該当校では、週に1回の巡回指導となっております、時間割りとの関係を見ながら必要に応じて冷房の入っている特別教室、少人数教室など、利用をお願いしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 移動するということなんですけれども、特に特別な配慮が必要な児童の指導を行う教室ですので、環境整備ということはとりわけ必要になるのではないかと思います。例えば教室の移動といっても、環境の変化を苦手とするお子さんであれば、それだけで落ちつきをなくしてしまったり、不安になってしまったりということもあると思いますし、なかなかじっとしてるのが苦手なお子さんもいらっしゃると思いますので、早急にクーラーを設置する必要があるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 最近の非常に夏場、暑くなってきておりますので、そういう面では環境に配慮したという形で、できるだけ快適な状況が好ましいとは考えております。そういう中で、東京都を通じて市長会、あるいは教育長会のほうからも、特別支援教室の環境整備についても、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○3番（上林真佐恵君） もちろん、そうですね。国や都に財政支援を求めるということも大切だと思うんですけれども、クーラーについては健康にもかかわることですので、財政支援がなくても、すぐにでも設置すべきだというふうに思うんですけれども、こちらについては強く要望させていただきたいと思います。

②のところ、教員の方や保護者の方からの意見、要望についてということですが、現在、定期的に教員の方や保護者の方から意見や要望を聞く場所というものはあるのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 特別支援教室を利用している児童の保護者を対象とした保護者会につきましては、各小学校で4月に開催をしております。また、今後も各学校、グループごとに個別面談等を行う中で、丁寧な聞き取りを行ってまいりたいと考えております。

また、教員につきましては、学期ごとに課題の整理のための連絡会を開催する中で、指導方法ですとか、運

営方法等、教育委員会も一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） では、まず保護者の方からの具体的な要望としては、どのようなことが出されているのか教えていただけますか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 具体的な内容につきましては、今後、各学校で個別面談を行いますので、その中で聞き取りを行っていくこととなります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） まだ行われてないということで、今後、個別面談があるということですが、通級制度から支援教室になったということで、保護者の方の送り迎えの必要がなくなって負担が軽減された一方で、先生とのお話しする機会が減ってしまったというお話も聞きましたので、ぜひ個別面談を通して保護者の方のお話、声を聞いていただきますようお願いいたします。

教員の方に対しては、学期ごとに連絡会を開催するという事なので、もう既に1学期の連絡会というのは開かれたかと思うんですけども、どんなことが具体的に話されたのか教えていただけますか。

○学校教育課長（岩本尚史君） こちらでは、新たに配置されました専門員の仕事内容の明確化、また研修や専門委員間での情報共有の必要性を確認をできておりますので、今後、各グループの特性を踏まえながら連絡会を通じて全体の方向性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

私のほうでも東京都の教職員組合、東大和地区協議会というところが行った学習会に参加させていただいたんですけども、特別支援教室の教員の皆さんへアンケートを行ったということで、要望なんかもちょっと聞いてきましたので、その点について何点か確認させていただきたいと思います。

まず、多かった要望としては、巡回校に行ったときにパソコンが使えないために、教材の準備をするのに不便があるということだったんですけども、それについての対応はどのようにされてるのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 各学校の校務ネットワークシステムは、児童・生徒の個人情報を校外に持ち出せないように管理をされています。教材の利用につきましては、学校間の共有フォルダというものがございまして、こちらを活用する方法など考えられますが、個々のケースで相談、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 個別に対応していただけるということなので、ぜひよろしく願いいたします。

今、校務ネットワークということがあったんですけども、個人情報ですとかそういう問題ありますが、巡回校でもこの校務ネットワークが使えるようになると、非常に便利でいいということも要望であったんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 校務パソコンを使った作業につきましては、巡回先の学校でも巡回教員本人のID、パスワードを使うことで、拠点校と同じ作業ができる環境になっております。ただ、データの移しかえや印刷など、幾つかの手順が必要ですので、効率的な運用、使用方法を今後も研究しながら周知をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、巡回校では、教室が1つしか使えないので、空間を区切って体育等を行っているという事例もあるということでしたが、そちらについての対応はいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 運動等は、基本的には各巡回校で体育館、また校庭の一部を借りながら実施しております。行事や時間割りの関係もあると思いますが、教育委員会としましても引き続き各校の協力を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） なかなか教室を区切って体育をするというのは、とても大変だと思いますので、ぜひこちらについては対応をお願いしたいと思います。

これに関連して、巡回校の指導教室が、せめて2つは欲しいということですか、また巡回校に教員の部屋がないということで、そういうものもつくってほしいという要望もあったんですけども、そちらについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 各学校で教室の利用状況は異なるところがありますが、拠点校から巡回指導する教員が在籍学校の子供たちに十分な指導、支援ができるような配慮を各学校のほうにお願いをしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうですね。巡回することによって、拠点校から行くということで、時間的にも体力的にも、あと精神的にも、例えば経済的にも各校にいろいろ置いとかなきゃいけないということで、そういう負担があるという声もあるんですけども、そういったことというのは市のほうでは認識されているのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） この28年度の4月から特別支援教室を導入するに当たりまして、昨年度、平成27年度に学校長、あるいは教員も含めて検討してまいりました。その中でも、見えてきた課題もありましたし、始まって見えてくる課題というのも当然あると思います。制度が変わりますと、さまざまな面で負担感、あるいはやり方を見直すということで、いろいろな面で大変な面もあるとは思いますが、制度のメリットを最大限生かすということで、これからも連絡会などを通じて話し合っていきたいと思っています。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 連絡会、定期的に開催していただけるということですので、ぜひそういうところで教員の先生方の声を丁寧に聞いていただいて、環境整備ということを整えていただきたいなというふうに思います。

最後に、多くの教員の方の要望として、これまでの通級制度、拠点校に通うという制度も残してほしいという声が多いようですが、12月議会のときにこちらについては質問させていただいたときも、市のほうではそういう制度を残す、拠点校に通える制度も残すという御答弁だったんですけども、改めてその認識で変わりないかどうか確認させてください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現時点におきましても、その考え方に変更はございません。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

この点については、12月議会のときにも詳しく質問させていただきましたので、お子さんによっては環境を変えることがいいというお子さんもいらっしゃると思いますので、引き続き、ぜひよろしく願いいたします。

③の課題のところなんですけれども、現場の先生方の声を幾つか挙げさせていただいたんですけれども、先生方からは各学校に支援教室が配置されたことで、担任と連携がしやすいですとか、在籍校での児童の様子がわかるということで、非常にメリットを上げるという声もとても多くありました。今御答弁にもあったんですけれども、今後の課題として市が何をしていけばいいかということ、どのようなことを認識されているのか教えていただけますか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** この特別支援教室を導入して、計画していたメリットというのは、現時点でおおむね享受できていると、順調に進んでいるというふうな認識は現在持っております。課題といたしましては、教育長の答弁などでもございましたけれども、引き続き在籍の学校との連携を図ること、また特別支援の教育専門員、あるいは巡回指導員の各学校におきます活用などですね、そういう面を具体的な事例を通して、引き続き連絡会などを通じて、課題があればそれを解決していくという前向きな姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** せつかくの制度ですから、よりよいものにするためにも、環境を整えるということが求められるのではないかというふうに私は思います。ことしは東京都から制度導入のための補助金というのがあったと思うんですけれども、これ来年以降はないんでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 東京都の整備事業では、導入の前年度のみの補助となっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 現場の先生方は、日々さまざま工夫をしながら頑張っていると思いますので、先生方が負担や不便なく指導に当たれるように環境を整備していくということが、市の責任ではないかというふうに思います。もともとこの特別支援教室の制度は、平成28年度から30年までに順次、準備が整った自治体からスタートするというものだったかと思うんですけれども、当市においてはメリットを考えて初年度にスタートさせたということだったかと思いますので、その教室ですとか、先生方の労働環境の整備ということについては、最大限に努力をしていただきたいというふうに強く要望いたします。

課題整理のための連絡会を活用して、保護者の皆さんや先生方の要望を引き続き丁寧に聞いていただき、スピード感を持って環境整備に当たっていただきたいと思うんですが、特にクーラーについては国や都に財政支援を求めるといこととともに、市の財源を使ってでも、すぐにでも整備するということを要望したいと思います。児童にとっての1時間、1日、1週間、10カ月って本当に大切なものだと思いますので、そこを強く要望いたしまして、この質問については終わりにさせていただきます。

最後、3番の学童保育についてなんですけれども、①の放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画の進捗についてですが、学童保育と放課後子ども教室の連携の試行については、以前、私も見させていただいたところ、とても多彩なプログラムが用意されていて、また学童保育との連携もとてもスムーズに行われていましたので、引き続き進めていただきたいというふうに思ってるんですけれども、最初に試行を行っていた

一小、七小、九小では、9月から実施回数をふやすということですが、具体的にはどのくらいふえるんでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 現在、月に1回試行しておりましたが、学校によって実施回数が違ってくともありますので、2回から3回実施をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

また、今年度中に四小、八小、十小で試行実施を予定しているということなんですけれども、これは実施回数ほどのぐらいを予定しているのでしょうか。また、実施に当たって運営の時間などに変更点はあるのかどうか、確認させてください。

○青少年課長（中村 修君） 一小とか七小、九小と同じように、当初は月1回を予定しております。時間等につきましては変更はございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 連携ということですので、平成27年度に比べて今年度、登録児童数というのはふえてるかなというふうに思うんですけれども、放課後子ども教室の児童数の増減について教えていただけますか。

○青少年課長（中村 修君） 平成27年度につきましては2,007名、平成28年度につきましては2,110名の登録をいただいておりますので、増減としまして203名の方がふえております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

○青少年課長（中村 修君） 済みません。2,007名と、28年につきましては2,210名です。

失礼しました。

○3番（上林真佐恵君） 登録児童数203名ですね、ふえてるということですので、当然コーディネーターの方というのもふやす必要があるかと思うんですけれども、人材確保はできているのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） コーディネーターにつきましては、人数の各施設の確保はできておりますが、年齢的なこともございますので、随時、人材の確保に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 地域の方々や保護者の手をかりるということ、それはそれでとても大切なことだと思いますし、つながりをつくるという点でも重要だと思うんですけれども、ただ今後も継続的に安定した連携事業を行っていくには、またいずれ全校で連携を毎日行うということを考えても、ボランティアの方以外にきちんとした待遇が保障される人材というのも確保していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点について市の認識を教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 放課後子ども教室が導入された当初から、担い手は地域のボランティアにお願いするというので参加をお願いしておるところで、こちらについて基本的には変更ございませんので、変えるような予定はございません。ボランティアでございますけれども、学校によっては毎日ですか、放課後やるところ等もございますけれども、待遇につきましては謝礼金程度とされておることから、謝礼の域を出ることは、補助体系等が変わらない限りはないというふうに考えてるところでございます。ただ、連携というのが始まりましたので、青少年課のほうにも職員おりますので、その職員並びに学童の指導員をそちらに配置をして実施をしているというようなところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 以前、3月議会のときにも質問させていただいたんですが、そのときには国の総合プランでは人員配置基準のようなものはないという御答弁だったかと思うんですけども、その後、基準の有無というのはどうなってるんでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 平成27年4月に国が制定しました放課後児童クラブ運営指針におきまして、1単位においておおむね40人以下として、1単位に2名以上の支援員を置かなければならないとされておりますので、当市はそれ以上の加配を実施しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

運営指針に対して、加配もされてるということで安心したんですけども、今後もその水準を維持していくためには、市でも独自にでも運営に対するガイドラインというようなものを策定する必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点に対してはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在の先ほど課長がお話ししました放課後児童クラブ運営指針でございますけども、これ昨年、平成27年の4月から制定されたものでございまして、過去には議員もおっしゃるように、放課後児童クラブガイドラインなんてものがございましたけれども、それが昨年、新制度に合わせてと思えますけれども、指針を設けたところでございます。これは各クラブ等が守るべき最低基準ではございませんで、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格でございまして、今後この指針を参酌いたしまして、事業を実施してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、ちゃんとした運営の基準というものは必要になってくると思いますので、そちらについては引き続き研究していただきたいなというふうに思います。

続きまして、連携に当たりましては、3月議会のときにもいろいろ要望したんですけども、児童が安心して過ごせる遊び場やさまざまな体験の場としての放課後子ども教室というものと、あと第2の家庭として児童の発達を保障する生活の場としての学童保育という役割が、違う2つのものを連携させるわけですので、それぞれの機能を後退させることなく、それぞれがよりよいものとなるようにしてほしいということで、要望をさせていただいてるんですけども、3月議会のときの御答弁では連携を進めるに当たっても、学童保育の基準を遵守し、機能を後退させないという御答弁だったと思うんですが、再度この点について市の認識を教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 基本的には変わってないところでございますけど、やはり全学童の居場所ということで、さまざまな事業、施策を今後も展開していかなければならないというふうに思っているところでございますので、今後は現在、人的な制約、従事する者の制約もあったらうかと思えますけれども、他市等では放課後子ども教室には誰でも参加していいよと、ただ制限をつけてないようなところもあるようでございますので、その辺は当市でも導入できるか調査研究をしてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 全児童対策ということで、学童保育の児童も放課後に参加したいというのは、保護者の方の願いでもあると思いますので、それはそれで進めていただくとしても、学童保育の機能を後退させないということは、ぜひしっかりやっていただきたいというふうに要望しておきます。

引き続き人材確保等については、課題もあるかと思うんですけども、課題ということで、2番の児童の放課後の過ごし方に対する課題というところに移りますが、今後の課題ということで、まず市の認識を教えてくださいませんか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 学童保育の制度的には、本年、平成28年4月から延長保育も始めた。延長保育ですね。それから、昨年、平成27年4月から受け入れ年齢、学年を3学年、3年生までだったのを6年生まで引き上げたというような、毎年ここで制度的な変更がありました。ただ、その中でやはり課題といたしましては、その見合う指導員、それから補助者の確保がなかなか難しいというところがございます。なかなか時間的にも、特に学校休業日には時間が長いということがございまして、かなりの人員配置が必要になりますので、その辺の確保がまず問題かなというところございまして、現在は当初募集した指導員がまだ充足されていないというところで、この10月にもまた募集をかけてるところでございます。

それから、やはりあと課題といたしましては、面積要件も参酌基準がございますので、それを下回らないというようなところから、やはり限られた施設の中では定員をなかなか増加することができませんので、やはり申請者全員、申請児童全員を受け入れができていないというところが課題だというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 指導員の方の人材確保のことと、あと受け入れということで今年度も待機児童の方がいらっしゃるといことなので、そういうことだと思うんですけども、子ども・子育て支援計画、東大和市の行動計画では、平成31年度までに小学校の2分の1で学童保育を実施することを目指すということでやってみようと思うんですけども、こうなった場合に、今児童館等に併設されている学童クラブというのも、私は残すべきではないかと、待機児童の実態を考えれば残すべきではないかと思うんですけども、その辺についての認識を教えてくださいませんか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 議員おっしゃるとおり、計画どおりいくと31年度までに学校のほうでも半分の学童をお願いするというところでございます。今後の進捗状況を見ながら、研究していかなければならない課題であるというふうには認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、やはりランドセル来館で預かっていただいているということは大変ありがたいと思ってるんですけども、やはり学童保育所自体の増設というのは必要だと思いますので、引き続き研究をお願いしたいと思います。

また、指導員の人材確保ということで、放課後子どもクラブとの連携もふえていくですとか、延長保育のことで、やはり指導員というのをふやす必要があるというのは、市も認識されてると思うんですけども、指導員の方の労働環境を整えるということも、私は非常に大事なことだと思いますが、指導員の方から直接要望など聞く場というのはあるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 話し合いの場は持っております。夏休みを除いた隔月に会議を実施してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 先ほど①のところでも申し上げたんですけども、学童保育の役割ですね、児童の健全な発達を保障するというのを考えたときに、指導員の役割というのがとても多岐にわたっていて、また責

任も重いものであると思います。どういうものがあるかということですが、児童の安心安全な生活を継続的に保障するという点で、集団での安定した生活の継続、家庭との連携、市や学校など関係機関の連携、また金銭管理や施設や備品の管理、また災害のところで触れましたが、万一の際には児童を預かるという役割もあって、本当に多くの責任ある仕事を担っているわけですので、人材確保のために指導員の方の労働条件を整えていくということですね、これは非常に大切なことだと思いますので、ぜひこちらも強く要望したいと思います。

最後なんですけれども、共働き家庭の増加だけではなくて、パート等で働いて時間が不規則な方ですとか、仕事はしていても小さなお子さんがいたり、介護をしていたりして、小学生のお子さんにはなかなか手をかけられないという方もふえているかと思います。放課後、保護者が不在のまま、公園とか友達の家で過ごすお子さんも結構多いように見受けられるんですけれども、大人の手が、大人の目が届きにくいので、公園でお菓子とかを食べて、ごみが散らかっていたりとか、空堀川の中に子供だけで行ってしまって、ちょっと危なかったというようなお話も聞いていますし、そういうことで地域の方とトラブルになったというようなことも聞いていますので、児童が安心して放課後を過ごせる場所の確保というのは、これからますます重要になっていくと思います。

全児童対策ということについては、とても意義があることだというふうに思うんですけれども、それぞれの家庭の事情というのは本当にさまざまですので、多様なニーズに応えるためにも、遊び場や体験の場としての放課後子ども教室等、生活の場としての学童保育、それぞれを豊かに発展させていくということを強く要望いたしますし、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成28年第3回定例会における一般質問を行います。

本年4月14日に発生した熊本地震は、極めて甚大な被害をもたらし、半年がたとうとする今でも余震が続いております。さらに、この夏は台風9号によって、東大和市内でも床上・床下浸水が発生し、台風10号でも東北、北海道に甚大な被害をもたらしております。昨日は台風13号に備えて、急遽、本会議を休会とし、災害の発生に備えて盤石の体制をしいていただきました。地震であれ、風水害であれ、自然災害はいつでもどこにでも起こり得る状況であります。尾崎市長を先頭に、市民の命を守る防災・減災対策にさらに強力に取り組まれることを重ねてお願いを申し上げます。

初めに、家庭系ごみの有料化によります市民負担の軽減と市民サービスの充実についてお尋ねいたします。

当市においては、一昨年10月から家庭系ごみの有料袋による収集を開始いたしました。私は、平成25年第1回定例会及び第3回定例会の一般質問において、市長が示された有料化方針に対して、有料化を実施するに当たっては歳入増に伴う市民への戸別収集等のサービス還元の実施、低所得者や社会的弱者への配慮、素案に示されていた瓶・缶・ペットボトルの有料化については、再検討を行うことなどの取り組みを求めさせていただ

きました。おおむね主張を取り入れていただき、対応されたことを評価いたしますとともに、この間、担当部署におかれましても市民への丁寧な説明を心がけ、御理解を求めてきたことが、市民の皆様の御協力にもつながっているものと認識しております。

一方、市民生活の現場におきましては、ごみの減量施策の充実とあわせまして、できる限りの負担の軽減、市民サービスの充実を求める声が寄せられております。ちょうど平成27年度、1年間を通しての実績も取りまとめられている時期であることから、以下の点についてお尋ねをいたします。

①として、家庭系ごみの有料化における目的や目標とその達成状況は。

アとして、具体的な数値と現状の総括について。

イとして、多摩地域の中での比較検討の状況について伺います。

②として、市民負担の軽減と市民サービスの充実について、どのように取り組んでいくのか。

アとして、有料袋の値段の引き下げや無料配布の拡大について。

イとして、戸別収集が行えない集合住宅への配慮について。

ウとして、資源ステーション利用から戸別収集への移行について。

エとして、その他の取り組みについて、それぞれの現状の考え方について伺います。

③として、現状の市民ニーズや意識を適切に把握するためのアンケート調査を実施し、施策に反映させていくべきではないかと考えますが、御所見を伺います。

次に、大規模災害に備えた被災者支援システムの整備について伺います。

大規模災害の発生時には、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる被災者台帳を作成することが必要であり、災害対策基本法においては市町村の長が作成することとされております。平成26年度に取りまとめられました内閣府の報告書においては、被災者台帳を迅速に作成するための先進事例の一つとして、被災者支援システムが取り上げられております。これは1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構、J-L I Sの被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されております。私ども公明党として、5年前の東日本大震災の発災以降、この被災者支援システムの早期導入の必要性について一般質問で取り上げ、一貫して訴えてまいりましたが、その都度、導入の必要性は認めつつも、導入に向けて検討を進めるとの答弁でありました。

一方、先ほど申しあげましたように、災害はいつでもどこでも起こっても全く不思議ではありません。むしろ必ず起こると考えなければ対策は実行できない。そういう意味では、必ず発生する大規模災害時に、全職員が被災者支援に当たる必要があります。その際の円滑な業務の執行と、職員の負担軽減にも必ず役立つのが被災者支援システムであると認識しております。

そこで、①として、導入に向けて、どこまで準備が進んでいるのか。

②として、被災者支援システム全国サポートセンターと連携を図り、早急なシステムの導入が必要であると考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

次に、高齢者の入所施設に関するわかりやすい情報提供について伺います。

当市においては、介護保険制度における介護予防日常生活支援総合事業の実施や、地域包括ケアシステムの構築など、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して日常生活が送れるよう、体制整備が進められております。一方、単身高齢者の増加や要介護度の状況によっては、施設入所を選択せざるを得ない事例もふえております。

その際、施設入所を希望する高齢者が、どのような条件で、どのような施設に入所することができるのか、わかりやすい情報提供のあり方が求められております。

そこで、①として、市内で高齢者が入所生活を送れる施設は、どのようなものがあるのか。

②として、それぞれの入所基準や待機者の状況、費用負担等はどうか。

③として、市として、それらの情報を一元管理し、ホームページ等でわかりやすい情報提供はできないのか。

④として、東大和どっとネットとの連携の考えについてお尋ねをいたします。

最後に、納税事務における換価の猶予制度の積極的な周知と活用について伺います。

事業の継続、または生活の維持を困難にするおそれがある場合など、一定の条件を満たせば納税が猶予され、延滞税の減免等が受けられる換価の猶予につきましては、当市においては昨年、東大和市税条例の一部改正を行いまして、本年4月からは従来の職権によるものだけではなく、納税義務者からの申請によっても換価の猶予が適用できることとなっております。さらに、今回、換価の猶予が自己申請によって対応できるようになった制度改正の意義を十分に踏まえ、納税事務の現場においては、納税義務者へのより懇切丁寧な対応を心がけながら、適正な事務執行を行っていかねばなりません。

そこで、①として、換価の猶予制度について、現状の取り扱いはどうか。

②として、換価の猶予制度の積極的な周知と活用を図ることは、市民にとっても、また納税事務をつかさどる市にとってもメリットが大きいと考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、家庭廃棄物有料化の目的及び目標と、その達成状況並びに多摩地域の中での比較検討についてであります。家庭廃棄物の有料化の目的としましては、廃棄物の減量とともに、焼却施設や最終処分場などの負担軽減を図ることです。目標につきましては、有料化導入時に排出量の将来推計を行っており、平成27年度は市民1人当たり、1日当たりの排出量を711.8グラムとしております。平成27年度の実績値は、市民1人1日当たり683.1グラムとなっておりますことから、市民の皆様の御協力によりまして目標を上回る減量効果が得られているものと認識しております。また、各廃棄物の減量の状況及び多摩地域の中での比較検討につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、家庭廃棄物処理手数料の引き下げや指定収集袋の配布の拡大についてであります。手数料につきましては、市民の必要性や多摩地域の導入自治体の手数料額を考慮するとともに、廃棄物の排出抑制の経済的インセンティブが働く水準として、1リットル当たり2円と設定しております。現状では、順調に減量効果があらわれており、また多摩地域における近年の有料化の状況と比較しましても、適正な水準であると認識しております。また、低所得者世帯に対する経済的な負担軽減を考慮し、手数料の一部免除を実施しております。廃棄物の減量や負担の公平性を確保する点で、指定収集袋の配布につきましては現状のままと考えております。

次に、戸別収集が行えない集合住宅についてであります。集合住宅につきましては、各玄関先での収集が難しいため、専用の集積所での収集となっております。また、戸建て住宅におきましても、専用の集積所があり、良好に管理されている場合には戸別収集ではなく集積所での収集となっております。集積所の利用者への配慮としましては、希望される皆様に飛散防止用のネットを無償で配布しているところであります。

次に、資源ステーションから戸別収集への移行についてであります。戸別収集は有料化の対象であります。可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの3品目で行っており、その他の資源物や有害ごみは資源ステーションでの収集となっております。また、ペットボトル等の資源物については、公共施設等での拠点回収を合わせて実施しております。さらに民間事業者の取り組みとして、リサイクル協力店等で資源物を自主的に回収しており、市ではマイバッグに資源を入れて買い物に行き、資源物を買ったお店に返すことを推進しておりますことから、収集方法につきましては、これらの状況や他の自治体での減量効果の状況など、整理していく必要があると考えております。

次に、その他の取り組みについてであります。平成27年度には新たに廃棄物広報紙「ごろすけだより」を発行し、情報提供の充実を図っております。また、今後、ごみ分別アプリを導入し、市民の皆様の利便性を高めるとともに、廃棄物の減量に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民ニーズを把握するためのアンケート調査についてであります。廃棄物の減量施策を進めるためには、市民ニーズを把握することが重要であると考えております。平成27年度は市民意識調査において廃棄物に関する設問を設け、有料化等に伴う廃棄物に対する意識の変化や、資源物の収集方法について市民ニーズを把握したところがございます。引き続き機会を捉え、市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、大規模災害時に備えた被災者支援システムの導入についてであります。被災者支援システムは、罹災証明書発行など、被災者の生活再建を総合的に支援するシステムであります。当市としましては、東京都が採用していますシステムの導入に向け、共同運用の方式等を含め調査研究を進めております。

次に、被災者支援システム全国サポートセンターとの連携についてであります。被災者支援システム全国サポートセンターでは、西宮市において開発されたシステムの導入支援を行っております。プログラムは無償で公開、提供されていることから、導入費用の軽減は図れるものの、操作性や東京都との連携等を考慮し、東京都のシステムの調査研究に取り組んでおります。

次に、市内で高齢者が入所生活を送れる施設についてであります。市内には特別養護老人ホームが4カ所、介護老人保健施設が1カ所、認知症高齢者グループホームが2カ所、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅が5カ所となっております。

次に、それぞれの入所基準や待機者の状況、費用負担等についてであります。入所基準につきましては、特別養護老人ホームは原則として要介護度3以上、介護老人保健施設は原則として医療ケアやリハビリを必要とする要介護度1以上、認知症高齢者グループホームは要支援2以上の認知症高齢者、介護保険サービスの対象となる有料老人ホーム等は要支援1以上となっております。待機者の状況につきましては、特別養護老人ホームは平成28年4月末現在168名、介護老人保健施設及び認知症高齢者グループホームは若干名、有料老人ホーム等はほぼ待機はございません。費用負担につきましては、介護度に応じた負担額と各施設ごとに設けられた食費や居住費、その他の消耗品等の保険適用外の費用の負担となっております。

次に、情報を一元管理し、ホームページ等でわかりやすい情報提供を行うことについてであります。市では施設の名称や所在地、電話番号といった基本情報のほかに、居室形態や費用、職員体制や提供サービス等の情報を介護保険サービス事業所一覧としてホームページに掲載するとともに、冊子として窓口で配布しております。

次に、東大和どっとネットとの連携についてであります。市では市民の皆様によりわかりやすい情報提供に向けて、ホームページの内容の改善及び充実を図ることで、市民主体で作成された東大和どっとネットから

リンクをいただければ望ましいと考えております。

次に、納税事務における換価の猶予制度の現状についてであります。換価の猶予制度につきましては職権による換価の猶予と、平成28年4月から申請による換価の猶予が制度化され、運用しております。換価の猶予制度の適用には、さまざまな厳しい要件がございますことから、平成28年度にあつては現在適用になっている方はおりません。

次に、換価の猶予制度の周知等の今後の取り組みについてであります。換価の猶予制度につきましては、滞納者にも有利な制度となっており、本制度を活用しました滞納整理を進められるよう、ホームページで制度の概要を掲載しております。また、納税相談時には、制度を活用できるか判断し、御案内するよう努めているところであります。今後につきましても、ホームページや納税相談を活用するなど、換価の猶予制度について周知し、滞納整理に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○環境部長（田口茂夫君） それでは、初めに各廃棄物の減量の状況であります。有料化を実施しました可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの平成27年度の状況であります。平成26年10月から有料化を実施しておりますことから、有料化の影響のない平成25年度との比較になります。まず、可燃ごみでございますが、約1,485トン、9.2%の減、不燃ごみが約384トン、39.1%の減、容器包装プラスチックは約11トン、1.2%の減で、合計で約1,880トン、10.4%の減となっております。

次に、多摩地域の中での比較検討であります。毎年、公益財団法人東京市町村自治調査会が実施しております多摩地域ごみ実態調査によりますと、平成27年度、市民1人1日当たりの排出量683.1グラムが当市でございます。26市の中では、小金井市、日野市に次いで3番目に少ない状況となっております。平成25年度は12番目でありましたことから、有料化による減量効果は大変大きいものと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、1点目の家庭系ごみの有料化におけます目的や目標等についてでございますけれども、先ほど市長のほうからは有料化の目的として、廃棄物の減量、そして焼却施設や最終処分場などの負担軽減を図る、この2つの目的について述べていただきました。

まず、1点目の廃棄物の減量でありますけれども、平成27年度決算において、先ほどの御答弁では目標を上回る市民1人当たり683.1グラム、これは多摩地域の比較検討においても非常に画期的な実績であると思っておりますけれども、まずこの点についてはどのように総括をされていらっしゃるのか伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 市長からも御答弁がありましたとおり、この排出量683.1グラムにつきましては、27年度の想定推量を上回るとともに、私どもが目標としております平成33年度の680グラムにも近い数字となっております。いま一步というところでございますが、これは市民の皆さんの多大なる御協力のたまものだというふうに理解をしております。この市民の皆様の御協力を、引き続き続けていっていただくためにも、行政としても対応していく必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今部長のほうから御答弁いただきましたように、今回のこの実績については、さまざまな担当部署としての丁寧な準備、また情報提供もあったことも当然でありますけれども、また一方で市民の皆

様の高いこの減量意識、また御協力があってこそ、このような大きな成果につながっているものと思っております。その意味でも、そのような成果に御協力いただいている市民の皆様に、やはりこの減量化の実績や効果等についてできる限り還元をしていく、こういう姿勢をぜひとっていただきたいという趣旨で、今回質問させていただいてるわけですが、2つ目の目的でありました焼却施設や最終処分場の負担軽減というものについては、どのような効果があったのかお尋ねをいたします。

○環境部長（田口茂夫君） この減量における財政的な効果というものが、一つ挙げられるかと思えます。減量によります投入割合の低下によりまして、一部事務組合の負担金が軽減されるというふうなものがございます。しかしながら、現在、特に小平・村山・大和衛生組合の負担割合につきましては、2年前の搬入量が適用されているような状況でございます。平成26年度の半年間分の減量効果、こちらが平成28年度の予算に反映はされてございます。しかしながら、この分担金におきましては、一部事務組合の予算の総額ですとか、当然構成をしてございます小平市、武蔵村山市の減量等の状況等によりまして、この分担金の減額とならないような場合もございます。仮にでございます。小平・村山・大和衛生組合の平成28年度の分担金の負担割合、こちらを平成25年度の負担割合として算定をしてみしております。こういったものを算定しますと、約680万円程度が減額できているというふうには試算をしてるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この負担軽減、財政的な効果については、ちょっと後のところでまた伺いたいと思えますけれども、この総括的なところで伺ってる内容で、多摩地域の中では今回の27年度の実績で、過去、12位から3位のところまで好成績をおさめたということでございましたが、当市を上回る実績のある自治体は、さらにあと2つあるということでございますけれども、恐らく有料化はしてるかと思うんですが、同じ有料化をしてる自治体でも、さらに実績を上回るという自治体については、当市とさらにどういう努力が、また事業展開が差があるというふうには認識をしていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○環境部副参事（長瀬正人君） 多摩地域で上位2位ということで、市民1人1日当たりの排出量が最も少ないのは小金井市ということで、626.1グラムということでございます。また、続いて日野市が673.9グラムという状況でございます。

こちらの2市の取り組みでございますが、まず小金井市につきましては発生抑制を最優先とした3Rの推進といたしまして、さまざまな施策を実施しているというような状況でございます。その中でも特徴的な取り組みといたしましては、ごみ減量啓発アニメーションのDVDを作成、また貸し出しをしている。啓発等に力を入れてるといったところ、またイベント等で活用していただくような取り組みとしましてはリユース食器の貸し出し、また難再生古紙ですね、紙コップですとか、そういった通常の雑紙では、当市としては再生していない、そういった古紙も拠点回収でリサイクルをされると、そういった取り組みが特徴的かと考えております。また、小金井市では可燃ごみを広域支援で処理しているといった状況でございます。そういったことから、市民の皆様の減量の意識が非常に高いものといったことが考えられると思われま。

続きまして、日野市でございます。こちらは特徴的な取り組みといたしましては、「容器包装お返し大作戦」と題しまして、ペットボトル等の資源物を店舗に返す運動、こちらを大々的に実施してるといった状況でございます。あわせて、収集回数の方も減らすといったところがございまして、減量効果が大きく出ているといった状況でございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 当市にとっても、非常に参考になる取り組みであるというふうに受けとめました。また、このごみの減量施策については、尾崎市長が非常に力を入れて取り組んでいただいている施策でありますので、多摩地域でトップを目指すような流れにもなってくるのかなというふうに思います。

今度、具体的に市民負担の軽減と市民サービスの充実に、どのように取り組んでいくかということでお尋ねをさせていただいておりますけれども、この家庭ごみの有料化の事業については、市民の皆様の御協力があったこそ成り立つわけでありますので、実績を積み上げつつ市民の皆様にサービスも還元をしていく、こういう取り組みをぜひ図っていただきたいと考えておりますが、まず有料袋の値段の引き下げということについては、どのような考えを持っていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○環境部長(田口茂夫君) この家庭廃棄物の処理手数料の袋の単価でございます。こちらにつきましては、他市の状況等を参考に、また協議会での答申等を踏まえまして、市民にとっての過度の負担にならないということ踏まえまして、1リットル当たり2円と設定してございます。また、現在は導入からようやく2年がたとうとしてございまして、先ほども御説明を申し上げましたとおり、大変な効果を得ているという状況でございます。そのようなことから、いま一度、この減量効果も含めまして考える必要性はあるかというふうには思っておりますが、この価格については適正な価格だというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番(中間建二君) この東大和市が行っております有料袋収集で、多摩地域で既に実施をされております自治体と、やはり大きく違っておりますのが、容器包装プラスチックについての有料袋収集であります。これから有料化をされる東久留米市や国立市でも、この容器包装プラスチックの有料袋収集は行われるようでありますけれども、検討されているようでありますけれども、ここについて過去に決算委員会、予算委員会の中でも申し上げたと思いますが、この減量効果が、この容器包装プラスチックについては、なかなか有料化しても効果は非常に限られてるのではないかと。そういった意味では、ここを有料袋収集するという点について、当市でも既に行っておりますけれども、ここについても再度、私は考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部副参事(長瀬正人君) 容器包装プラスチックの有料化の手数料の関係でございます。当市としましては、廃棄物の排出そのものを抑制するといった考え方から、可燃ごみ、不燃ごみと同額ということで、容器包装プラスチックの単価を1リットル当たり2円ということで設定してるところでございます。

以上です。

○18番(中間建二君) 東久留米市、国立市、これから導入するところも、この袋単価については、リッター当たり2円ではなく1円ということで、ここについては負担をそれなりに配慮をしているという、またしていくという方針が示されているところであります。この容器包装プラスチック、先ほど市長の御答弁でも、結果として27年度実績でも減量効果としては全体の1.2%ということでもありますので、燃えるごみ、また燃えないごみ等の大きな減量効果と比較しても、減量効果そのものは非常に薄い。そういう中で、この容器包装プラスチックの収集のあり方、また負担の軽減については、ぜひ検討を重ねていただきたいと考えております。

あと、この袋の件ですけども、よく私ども伺うのは、この20リッターの袋と40リッターの袋があるわけでございますけれども、この30リッターの袋が導入できないのか、またこれは結局のところ市販のポリバケツですか、家庭で使うような、恐らく容器の関係で、なかなかこの40リッターの袋が使えるような大きなものがないとか、そういうこともあろうかと思うんですけども、ここが使いにくいと、こういうお声もたくさんいただ

くわけですが、こういうところについての検討はなされているのか伺いたいと思います。

○環境部副参事（長瀬正人君） 指定収集袋の大きさにつきましては、確かにさまざまな種類があれば、利便性のほうが高まるといったことがいえると思われま。しかしながら、種類をふやすといったことになりますと、作成にかかる費用もそれだけふえてしまうといったこともいえるかと思つてます。30リットル分の廃棄物、30リッターが袋に入れられるということでございますと、当市の袋の種類で申し上げますと、20リッターと10リッターに分けて、そういった工夫をして排出していただきたいというようなことで、御協力をいただければというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 袋の種類がふえるとコストがかかるということであれば、また減量を進めるということであれば、40リッターの袋をなくして30リッターの袋をつくっていくという考え方も当然あるかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話のありました40リットルのものを廃止して30リットルというお話も、確かに減量という意味でも、また効果があるかなというふうには思つてございますが、現状40リットルのこの袋の状況でございますが、私どもの想定したよりも、市民の使用量が多いというふうな状況も現状ではございます。そういったところで、一定の活用はあるのかなというふうには思つてございます。そういった意味で、40リットルを廃止してしまいますと、その方々からのいろんな声も、一方には20リットル、2枚を使えばというふうな考え方もあるかと思うんですが、多摩地域の他の状況を見ても、やはり30リットルをつくつてるところが2市ほどございますが、こちらの2市につきましては、30リットルの上に45リットルをつくつている状況等もございます。そういったところで、多くの自治体と同様に、当市におけるものと同様に、40リットル、20リットル、10リットル、5リットルと、こういうふうな4点を作成している状況でございます。特に当市の特徴といたしましては、可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、この種類を一切分けてございませ。当市以外のところにつきましては、それぞれ分けているというところもございますので、こちら辺は当市における特徴かなというふうには思つてございますので、当面、現状のままいきたいというふうには考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 先ほど当市よりも減量効果を達成している自治体の先進的な取り組みについても御説明がございましたが、袋の大きさを変えていく、また例えば40をなくして30をできるだけ使つていただく、こういうような施策についても、減量効果には結びついていくのかなというふうにも思つております。さまざまな市民のニーズ、そういった声にも耳を傾けていただきながら、施策を積み上げていただきたいと思つてます。

あと、この負担軽減の問題で、今、一部の低所得者等への配慮を行いながら、また75歳以上の高齢者についても一部無料配布を行つておりますけども、この年齢の考え方についても、これを弾力的に見直していくとか、また今、一律100枚の無料の配布ということも行つておりますが、年齢によって枚数を変えていくとか、このようなことも検討していけるのではないかと考えておりますが、この点についていかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 高齢者に対する減免措置、こちらの状況でございますが、この減免のものを実際に実施するに当たりまして、さまざま検討を加えてきてございます。その際に、他市状況を検討する中で、実際に他市の状況では、高齢者施策、高齢者を対象とした減免を実施しているところが半数以下という状況で、逆に言えば半数以上の自治体においては、一律、例えば仮に70歳でも、75歳でもというふうな、以上の方を対象

とするような減免を実施していないというところがありました。しかしながら、個人への負担、各御家庭の負担軽減というところの中で、本市といたしましては後期高齢と言われるような75歳というふうな基準を設けて実施をしているところがございます。そのほかにつきましても、各市の動向等を調査する中で、現在のところに落ちついてきてございます。そういったところから、今現在ですね、この10月以降の袋の配布を現在実施しておるところでございますが、市民の皆様からもこの辺について特段大きな御要望等をいただいております。逆にちょっと市民へのPRが少し不足しているかな、逆に市民の方から、市民の声伝いの中で、そういう制度があるということを知って、こちら、市役所のほうに御来庁いただくようなケースもございます。今後さまざまな媒体を使いまして、そういった制度の周知には努めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） この負担軽減の問題ですけれども、まだ1年間の実績としては――でございますので、これからこの減量施策、さらに取り組みを進めながら、市民の皆様への御協力にやはり報いていく、こういうような施策の展開を考えていただきたいと思います。半数、多摩地域でも、この高齢者への配慮を行っているのは半数だということでございますけれども、それは評価できることでありますけれども、また一方でこの施策の充実を図りながら還元をしていく、市民の皆様へのさらなる御協力を促していく、こういう取り組みにつながっていただきたいと思いますと考えております。

次の戸別収集のところでありまして、戸別収集が行えない集合住宅への配慮ということで伺っておりますが、この集合住宅、大きなマンション等では、集団回収を行っているところも多数あるかと思っておりますけれども、おおむね集合住宅と言われるようなところでの集団回収の実態等については、どういったふうな認識をしていらっしゃいますでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 資源物の集団回収につきましては、まず市のほうに団体登録をしていただくといった必要がございます。近年、その登録件数がふえているといった状況でございます。現在登録していただいている87団体のうち、31団体が集合住宅の自治会、また管理組合という状況でございます。

以上です。

○18番（中間建二君） この戸別収集が行えない集合住宅への配慮ということで、この集団回収にはさまざまな御努力も必要なのですが、また行っていただければ報償金等のメリットもあるという中で、この集合住宅での集団回収に移行していただく、取り組んでいただくような誘導ですとか情報提供、こういうことについてはどのような取り組みを行っておりますでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 集団回収へのアプローチということでございます。市といたしましても、資源物の集団回収、こちらにつきましては推進してございます。窓口等でそういったお話をさせていただいたり、またチラシ等をお配りさせていただいたりということをお話をさせていただいているところがございます。今後とも機会を捉えて、周知に努めていきたいと考えております。

○議長（関田正民君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 0時58分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） 午前中に引き続き、再質問させていただきます。

家庭系ごみ有料化の施策の部分でありますけれども、資源ステーション利用から戸別収集への移行についてのところをお尋ねしたいと思います。

多摩26市で、有料化後もステーションを残している自治体はあるのか、ほとんどの自治体が戸別収集、資源も含めた戸別収集に移行してるかと思えますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君） 多摩地域で有料化後、資源ステーションを残しているといった自治体は、当市を含め幾つかございます。

以上です。

○18番（中間建二君） その幾つかございますで、答弁されないので、私が東久留米市が調査した資料等を見いたしますと、有料化後もステーションを残してるところは、清瀬、町田、多摩、そして私ども東大和市でありまして、あとは全て資源物も含めて戸別収集にされております。今回、東久留米市が有料化をされるわけでありまして、東久留米市も今回有料化するに当たって、有料化された燃えるごみ、燃えないごみ、また容器包装プラスチックのみならず、資源物も全て戸別収集に移行するというところで方針が示されております。当市はなぜステーションを残す形になったのか、この点について御説明いただきたいと思えます。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 当市の有料化の方針のまず素案、案という形を経た中で、当初は資源物も含めて戸別収集ということで、当初の素案は作成したところではあります。しかし、その後、有料化の対象とする品目等の再検討等がございましたので、その中でより廃棄物の減量に効果的で、かつ現状の既存のステーション、集積所がございまして、そちらの有効活用も含めた中で、余り住民に混乱が起きないような形、そういったところで事業を始めるに当たっての検討の中で、資源物については次の段階という形の中で、現在はステーション収集として残してるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただいた次の段階として、今残されてる資源物のステーションを、戸別収集への移行について、ぜひ進めていただきたいと思うんですけども、これはステーションが、やはり残っていることで、どうしても市のほうが一生涯懸命、不法投棄の対策のパトロール等をやっていただいて、頑張っているんですが、どうしても悪い人がおまして、ステーションにほかから持ってきて捨てていく、こういう不届き者がどうしてもいらっしゃる中で、市のほうも対策には苦慮されてるんだと思えます。そういった意味では、このステーションを戸別収集に、やはり移行していくことが、不法投棄の温床も減らしていくということにもなるかと思えます。どういう条件を整えば、この資源物も戸別収集への移行が当市でもできるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員のほうから不法投棄に対する対応としても効果があるのではないかと、市といたしましても、そのように考えてるところはございます。しかしながら、資源物を戸別収集にする場合に、当然収集運搬経費の問題ですとか、それとともに戸別収集に移行による減量効果、こういったところもぜひとも必要性があるだろうというふうには思っております。また、現在市が持っています資源ステーションと言われる集積所ですね、こちらのほうの移行後の対応、こういったところも検討する必要があるというふうには考えております。さらには、小平市、武蔵村山市とともに構成しております小平・村山・大和衛生組合におきまして、現在も資源化基準の統一と、こういったものも検討を進めております。そういったところも含めまして、これら総合的に検討していく必要があるというふうには考えているところでございます。

以上です。

○18番(中間建二君) これから有料化をしていく東久留米市でも、ステーションは基本的に廃止をする。さまざま地形の問題ですとか、道路幅の問題ですとか、さまざまな条件で戸別収集がなじまない、また物理的にできないというような地域もあるかと思いますが、不法投棄をなくしていく、そういう観点からも、この資源ステーション利用から戸別収集の移行については、ぜひ進めていただきたいと考えております。

続いて、その他の取り組みについて、市長のほうからは「ごろすけだより」による情報提供ですとか、ごみ分別アプリについても導入していきたいという御答弁がございました。このごみ分別アプリについては、今どのような内容になるのか、御答弁いただければと思います。

○環境部副参事(長瀬正人君) ごみ分別アプリでございます。こちらにつきましては、地域別になっておりますごみ排出カレンダー、こちらのほうを掲載します。また、アラート機能と申しまして、その日のごみを、時間設定しますと知らせてくれるような機能、またごみの分別に迷った際に、そちらのアプリを利用して分別を調べるといった機能等がございます。また、台風等で収集を変更すると、そういったような状況がございましたら、市のほうからお知らせするような、そういった機能も備えているところでございます。

以上です。

○18番(中間建二君) ごみのアプリの活用についても、減量効果、またマナー啓発等にも有効であろうかと思っております。このその他の取り組みのところで、やはりごみの減量化が進むことが、どのような効果、メリットがあるのかということ、やはりわかりやすく情報提供していくということが、減量化を進める上で市民の皆様のお協力を得ていくインセンティブが働いていくのではないかなと思っております。例えば40リッター袋を1つ、各家庭が減らすことができれば、それがどのような財政効果があるのか、そのようなことを目安として示していくことができないか、それは「ごろすけだより」ですとか、今御答弁いただいたごみ分別アプリ等でも、そのような情報発信ができれば、より減量に市民の皆様も御協力していこうという意識も働くのではないかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 今議員からお話がありましており、そういった情報提供の必要性は我々も十分感じております。ここで27年度の状況等がまとまってきておりますので、次回発行します「ごろすけだより」ですね、こちらのほうにもよりわかりやすく、市民の方々が実感できるような形の、どういった表現ができるか、今後内部でも検討を加えまして、市民の皆様に情報提供をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番(中間建二君) その点の取り組みも、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、市民ニーズをしっかりと把握してもらいたい、また施策に反映してもらいたいということでお尋ねをいたしました、その点については市のほうとしても、市民意識調査を活用しながら取り組んでいくということでございましたので、引き続き市民の意向を十分に踏まえつつ、施策の充実にぜひ取り組んでいただきたいと考えております。

この項目については、以上でございます。

続いて、被災者支援システムの導入に向けてでございますけれども、先ほど壇上で御答弁いただきましたが、ずっとこの間、さまざまな質疑がなされた中で、市のほうの対応については、導入に向けて検討を進めるというところで、なかなか前に進まないわけでございます。それで、この東京都の方式を含めて検討していくということでありましたが、従来から申し上げております西宮方式との比較検討の中で、いずれにしても東京都方式が非常にコストがかかるということは明らかで、それでなかなか東京都方式が進まないということも、これ

もはっきりしているかと思うんですね。西宮方式は、基本的にはシステムそのものは無償提供されるという中で、本当にこの西宮方式のメリット、デメリット、また東京都方式のコストがかかるというところも踏まえて検討がなされてきているのか、この点について、東京都がやるんだから、ちょっとそこに歩調を合わせればいいじゃないかって、ちょっと短絡的などころもあるんじゃないかと受けとめてるんですけども、本当にこの機能や、また費用等についても十分な検討が今なされてるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今の西宮方式や東京方式のメリット、デメリットを踏まえた検討がどういうふうに行われているのかということでございますけれども、今議員さんがおっしゃったとおり、コスト面につきましておっしゃるとおりで、東京都方式はかなり多額な費用になっておりまして、それが一番のネックになっていることは事実でございます。

システム上の私どもの課題として考えたのは、基本的に東京都は、統一化すれば事務の迅速化と効率化、それから職員の応援体制とか、その辺が容易になるので、できれば東京システムを入れてほしいというのが東京都の考え方でございますし、私どももなるべくそれに沿っていきたくて考えてございました。それでもコストが高いという中で、なぜあくまでも東京都方式にこだわってるのかといたしますと、システム上の相違点、ちょっと簡単に申し上げますが、大きく平常時と、それから災害が発生したとき、その時点と、それから復旧、復興、この3つのフェーズで分けた場合に、平常時にいろんな研修とか、そういうところにつきましては東京都方式も西宮方式も、両方ともそれなりに自立してあるというふう聞いてございます。

問題なのが発災時ですね、災害が発災したときに、実際に建物の被害認定調査とか調査票をデータ化するとか、そういったさまざまな作業が必要になりますが、この部分が西宮方式にはないと言われておりまして、西宮方式はその後にある復旧、復興、このフェーズで被災者台帳をつくったり、支援金を配布したりとか、そういった仮設住宅の管理だとか避難所の管理、罹災証明書の発給、こういったことについては自立をしているということでございます。一方、東京都方式も、その復旧、復興の部分については同じような仕組みがあるということで、現状でいいますと発災時の被災状況の確認、この作業を迅速化するためには、東京都方式が一番メリットがあるというふうに私どもは考えてございます。

ちなみに、この4月に熊本地震が発災しまして、当市からもこれまで5人の職員を被災地に派遣しておりますけれども、その派遣業務のほとんどが家屋の被災状況の調査を中心にやっておりますが、その際も、その東京都方式のシステムを持ち込んで、そこで作業をしたというふう聞いております。熊本県全体で10万棟ぐらゐを調査したということで、この東京都システムによって明らかに迅速に作業が進んだというふう聞いておりますので、私どもとしては価格の面がありますけれども、できるだけ東京都方式の導入について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この価格が高くても、そちらを選んでいきたいということでございましたけれども、平成15年度に調布市が東京都方式を導入したということで、その費用が約1,500万円から600万円ということで数字が出ておりました。同じ年度に導入した稲城市であれば、四十数万円で導入したと。30倍からの――30分の1の費用で稲城の場合は導入はできたということで伺っております。

また、もう一つは、この被災者支援システムを全国的にバックアップしていただいております、この被災者支援システム全国サポートセンターですね、ここに問い合わせしましたところ、出張費から人件費から全て無料で全国の自治体、どこにでも出向いて、このシステムの説明、また実際に運用するときの手順等についても、

講演、講習も受けられると、こういうことでもあります。ですので、やはりここのサポートセンターとしっかりと連携を一度図って、それで具体的なシステムの取り扱い等についても説明を受けた上で、私は判断していくべきじゃないかなというふうに思うんですね。それで、被災者支援システム、御存じのように導入しただけでは何の役にも立たないわけでありまして、導入をして、それをやはり日々更新をしていく、またこれは大規模災害のときには防災安全課だけではなくて、全庁の職員が被災者支援に当たらなければ、これは業務ができないわけですので、そういった意味では全ての職員がこのシステムにアクセスができる、また活用ができる、こういうところも見据えていかなければ、いざというときには何の役にも立たないということにもなりますので、その点も踏まえて、この被災者支援システムの早期導入について、いま一度進めていただきたいと考えておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 先ほど担当参事のほうからも御答弁申し上げましたけれども、現状といたしましては想定されるさまざまなことを考えた中で、市としては東京版を導入したいと。その最大のネックになっているのがコスト面だというお話をさしあげました。

ここで、今まで私どもも含め、東京都のほかの自治体からも、いわゆるその共同運用、こういったことによってコストダウンできないかということで、東京都のほうにも働きかけをしてきた中でございますが、ここにきまして東京都のほうから共同運用の関係について説明会をしたいということで、この9月に説明会を開催されることになりまして、どうも情報によりますと、かなりそのことによってコストダウンが図られるというようなことをお聞きしております。その方法としては、クラウド化というような手法だと思うんですが、そういう方法をとりますと、その導入以外にも、常日ごろの保守管理、こういったものも、それから端末関係も全て東京都のほうで行うというような形になってまいりますので、そういったもろもろのことも考えた中では、東京都方式、なお一層、導入に向けられるのかなということで、今お話ししたとおり実際に東京都がそういう形で動き始めておりますので、具体的な内容を示されるとと思います。それを受けた中で、私どもとしては、そのコストダウンの部分を図られているということであれば、東京の方式導入に向けて拍車をかけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） よく精査をしていただきまして、ぜひ早い導入、そして具体的な運用が職員の皆様によってなされますように、お取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、高齢者の入所施設に関する情報提供ということでお尋ねをしておりますが、現状で高齢者が入所、生活を送れる施設について市長のほうから御答弁をいただきました。さらに、今後整備をされていく計画が今あるのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今後の整備計画でございますけれども、芋窪に介護老人保健施設、これが定員135名、あと中央に認知症高齢者グループホーム、定員が18名、これらが開設予定となっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 一定数、これからまだふえていくということで、それぞれの施設についての入所基準というものが今どうなっているのか、御説明いただきたいとします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 入所基準でございますけれども、特別養護老人ホームにつきましては、平成27年度から原則といたしまして要介護3以上の方が入所できることになってございます。ただし、要介護1・2の方であっても、やむを得ない事情、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、判定会議を行い

まして特例で入所することができることとなってございます。

また、認知症の高齢者グループホームでは、申し込み順、あるいは認知症の度合い、介護度等を、必要性を勘案して基準としているようでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この要介護3以上の方に、入所が原則として限定されてるわけでありましてけれども、この考え方について確認させていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在、特別養護老人ホームの入所を希望している方が多くおります。在宅生活を続ける重度の要介護の方もいらっしゃるということでございます。そういうのを受けまして、介護保険法の制度改正により、そういう方がこれまで以上に優先的に特別養護老人ホームに入所ができるようにということで、原則として要介護3以上の方が入所できるように見直したということでございます。

○18番（中間建二君） 今、原則として要介護度3以上の方が入所できるということではありますが、これが例外的に要介護1や2の方が入所が認められるっていう、この要件についてはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 要介護1・2の方が特例的に入所できる事情でございますけれども、4点ほど挙げられております。1つ目として、認知症で日常生活に支障を来すような症状が頻繁に見られるという場合。2番目として、知的障害、あるいは精神障害等を伴って日常生活に支障を来すような症状が、やはり頻繁に見られること。3点目といたしまして、深刻な虐待が疑われることにより、心身の安全安心の確保が困難な状態であること。4点目として、単身世帯等で家族の御支援が期待できず、また地域での介護サービス等の供給が不十分である場合ということが挙げられております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただいた要件については、身近なところで当てはまる事例も数多くあるのかなというふうにも受けとめております。この要介護1や2の方が、では施設に入所するためにはどのような手続が必要になるのか、この点について御説明いただきたいと思っております。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 要介護1・2の方が施設に入所する際の手続でございますけれども、特別養護老人ホーム以外での生活が困難であるという事情について、申込書等に記載をしていただく必要があるということでございます。施設では、その申し込みを受けて、必要に応じて市の意見も聞きながら、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待ってる方と比較して優先的に入所することが適当かという点を検討していくということでございます。

○18番（中間建二君） 今の手続、また要件等についても、非常に重要なことであろうかと思っております。

続いて、この待機者の状況でありますけれども、現状、改めて今、市内の高齢者施設についてはどのような状況になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 特別養護老人ホームの市内の全てにおきまして、待機者の方がいらっしゃいます。また、その待機者の多くの方が複数の施設に申し込んでいるということでございます。市内4施設、特別養護老人ホームがございますけれども、そのうち市民の方が待機者数として出ております人数でございますけれども、施設、1番目が39名、2番目の施設が116名、3番目が108名、4番目が76名、これが市民の方の待機者の数でございます。こちらについては直近の数字ですので、7月の数字となっております。なお、これが実質的な人数ということでございますけれども、先ほど市長が御答弁させていただきましたが、28年4月末現在で

168名という数が実人数でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 続いて、費用負担のあり方でありますけれども、それぞれの今回、御答弁いただいております高齢者施設、種類があるわけですが、それぞれの施設で入所生活を送るための費用負担というものについては、どのようになってるのかお尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 費用負担でございますけれども、介護保険の適用サービスにおきましては、介護度別に費用が定められてございます。また、食費や居住費、その他、消耗品、保険適用外の費用については、それぞれの施設ごとに定められているということでございます。ちなみに、30日当たりの費用ですけれども、1割負担の場合ですと要介護3の方が特別養護老人ホームで2万1,570円、要介護4の方が2万3,700円、要介護5の方が2万5,740円というのが、仮に1割負担の場合の数字でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今の1割負担の数字というのは、確かに市が、今情報提供されておりますホームページやパンフレット等で確認はできるかと思うんですけども、やはりわかりやすい情報提供ということを考えたときに、いわゆる食費、居住費、また保険外サービスが現実的にそれぞれの施設でどれぐらいかかるのかということが、やはりわからないと施設の入所を選んでいくにもなかなか判断がつかないということもあろうかと思えます。当然個別に高齢介護課や、ほっと支援センター等で相談をされていく中で、そこは明らかになっていくんだと思いますけれども、一方で入所を考えるに当たって、これぐらいの毎月の自己負担がかかるんですよというものを、もう少しこれは市としても、これは各施設ごとに情報を集約し、目安となる金額というものを示していくべきではないかと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在の情報提供の方法でございますけれども、先ほど市長から答弁をさせていただきましたが、介護保険サービス事業所一覧というものを冊子とともに、それを市の公式ホームページに掲載してございます。冊子の中に、公式ホームページも同様なんですけれども、例えば居住費であるとか食費であるとか、あるいは月の日用品の金額ですね、こういうものにつきましても掲載はしてございます。ただ、その見やすさとか、わかりやすさという点では、御指摘もございましたので、今後はちょっと考えていきたいというふうには思っております。

○18番（中間建二君） 今、③のところの情報提供のところまで含めて御答弁いただきましたけれども、今回伺っております、まず市内で高齢者が入所生活を送れる施設の種類や、また施設名も当然ですけれども、やはりそれぞれの施設の入所基準、先ほど御答弁いただきましたような、例外的に認められる要介護1、要介護2の方への対応、またそれぞれの施設の待機者の詳しい状況、また費用負担の内容等は、やはり施設の入所を希望する方が最も知りたい情報であろうかと思えます。これらの内容について、きょう具体的に御答弁もいただきましたので、もう少しわかりやすく情報を精査し、集約をしながら情報提供に努めていただきたいと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今おっしゃっていただきましたように、要介護1・2の方への対応であるとか、待機者費用等、今後、市民の方によりわかりやすく提供できるようにということで、内容の検討をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この点でも御答弁いただきましたように、ぜひお取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、この項目での東大和どっとネットとの連携ということで、これは今、市民の皆様の御努力によりまして、市の魅力を情報発信していくような取り組みがなされている中で、さまざまな市内の福祉の情報についても、情報を集約をして発信をしていきたいというようなお声も伺っているところでございます。市としては、このような取り組み、どっとネットのような活動とどのように連携が図っていけるのか、この点について伺いたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 東大和どっとネットの連携ということでございますけれども、市長から御答弁さしていただきましたが、市民主体で作成された東大和のどっとネットというものの方々が、市の公式ホームページがわかりやすく魅力的になって、リンクなり、そういうものを積極的にやりたいというふうな気持ちになるように、我々のほうのホームページも充実をさせていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、この点についてもよろしく願いをいたします。

最後の項目に移りますが、納税事務における換価の猶予制度の積極的な周知と活用についてお尋ねしております。

申請制度がスタートした28年度、約5カ月ですかね——たっておりますけれども、まだ活用がないということでございましたが、この換価の猶予制度そのものについて、当市では過去の実績というか、活用されてる状況等はどうかになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○納税課長（中山 仁君） 過去の状況ということで、3カ年、御報告させていただきます。

平成27年度0件、26年度1件、25年度が1件となっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この換価の猶予制度そのものは、職権による適用が、これまでも図られているはずですし、また今年度はみずからの申請もできるようになったわけでありましてけれども、この活用が少ない、この理由についてはどのような認識を持っていらっしゃいますでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） 換価の猶予制度の適用につきましては、先ほど市長から御答弁させていただいたとおり、さまざまな厳しい要件がまずございます。要件についてちょっとお話ししますと、先ほど議員のほうからもお話あったとおり、税をいつきに納付することにより事業の継続や生活の維持が困難になる場合、また納税に対し誠実な意思を有していると認められる場合に適用になります。また、その分納期間におきましても、基本的には1年以内で換価の猶予制度を適用した税の完納ということがございます。このように要件としては厳しいものがございましてことから、該当になられる方が現状少ないという形で考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この換価の猶予制度でありますけれども、法律の改正によって、これまでの職権から申請によってできるようになったわけですが、この法律が、このように改正をされた背景や意義等については、どのように認識をされておりますでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） まずこちらのほうの滞納者の方で、換価の猶予制度を適用したほうが、より納税に前向きになるというようなこと、またそのほうが、換価の猶予を適用したほうが、事務方のほうとしてもメリットがあると。そのメリットといいますのは、滞納整理ということで事務整理、いろいろさせていただきますけれども、まずその手間というんですかね、その事務が少なくなるというようなことがある背景で換価の猶予というのができた。また、それが申請で、滞納者のほうから申請制度ということで設立されたという形で考

えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この換価の猶予制度でありますけれども、さまざまな、当然適用するためには要件もあるわけですが、やはり何らかの事情で納税ができない状況に陥った方の生活再建を、いかに制度として担保していくか、速やかに行っていくのか、ここが一番のポイントであろうかと思えます。この換価の猶予制度が適用されれば、いわゆる延滞税、延滞金の負担が大きく軽減をされるわけですので、何らかの事情で、経済的な事情等によって納税ができない方が、適正な生活再建に結びついていける、そういう制度が、ある意味では保障されたということになってるといふふうに理解しております。この点でも、この換価の猶予制度を、またなかなかこの制度そのものが広く市民には知られていないということもございますので、ここを、この制度の内容や、またこの制度が適用ができるということを、何らかの事情で納税が期限内に納められない方に対して速やかに情報提供ができれば、市のほうにとっても納税相談に結びつけられる具体的なツールとしても活用ができるのではないかと考えておりますけれども、この点についてはどのような認識を持っていらいまいますでしょうか。

○市民部長（関田新一君） 換価の猶予という制度で、非常に納税者、また市にとっても有利な制度であるということには変わりないというふうには考えてございます。今御質問者からもございましたとおり、確かに納税相談に来られたところ、またそのホームページ等をごらんになって気がつかれたというふうなことは、非常にやはりケース的には少ないのかなというふうにも考えてございますので、制度の適用については非常に厳しいものがあるということでございますので、これを緩めることはできませんので、該当になる方は限られるというふうには考えてございますけれども、先ほど来お話しさしていただいておりますとおり、滞納者、また市、双方にメリットがあるというのも事実でございますので、さらに周知のほうは検討していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今、納税事務をつかさどっていただいております納税課の現実的な事務、納税相談等におきましても、当然のことながら納税がおくれた方に対しては、なかなか一度に納めることができないという中で、さまざまな状況等を踏まえつつ、分割で納めていただくというようなことにもなるかと思えます。そういったときに長期的に、当然分割であるわけですから時間がかかる、日数がかかる。そういう中で、延滞金が発生をしていく。延滞金が、これがまた時間がかかって積もっていけば、またさらに納税がおくれた方の生活再建が遠く、こういういわゆる悪循環に陥ってしまう。そういう中で、納税課としてもなるべく早期に対応していく、また早期に納税相談につなげていく、今こういう努力をしていただいているというふうにも認識をしております。であれば、だからこそ、この換価の猶予制度が適正に利用できる、また申請ができるということが納税者に広く認知をしていただき、生活再建と、また市の納税事務の効率化にも、両方につながっていくということは、今部長からも御答弁いただきましたとおりでありますので、この点を十分に踏まえつつ、適正なこの換価の猶予制度、申請ができる、また要件はこうなっていると具体的に明示をしていただいて、納税者に、またわかりやすく情報提供を、ぜひ努めていただきたいと考えておりますので、この点についてもお願いをさせていただきます。私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

公明党では、本年4月、自民党や野党6会派とともに、女性の健康包括的支援法案を議員立法として提出し、現在、参議院で継続審査となっています。同法案は、女性の特性に応じた健康支援策を、女性の生涯にわたり切れ目なく講じることを目的としています。具体的には、心身の状態が人生の各段階で大きく変化する特性に注目した女性の健康対策、2、働く女性の増加や結婚をめぐる意識や現実の変化、平均寿命の伸長などに対する健康支援、3、女性の健康に関する調査研究の推進と、その結果の普及、活用を重視する観点から、国や自治体に女性の健康増進のため、思春期から出産期、更年期、老年期までの生涯を通して、適切な医療や福祉のサービスを受けられる体制の整備を求めています。

これまで公明党では、2008年、党の女性政策提言「女性サポート・プラン」を策定し、2014年5月には女性の活躍推進を提案する「女性の元気応援プラン」を総理に提出しております。健康こそが女性の活躍の基盤となることから、生涯を通じた健康支援を推進すべきとし、女性特有のがん検診の受診率向上のため、無料クーポン券の配布事業とコール・リコール、個別勧奨事業の推進をしてまいりました。その結果、10年ほど前には2割程度に過ぎなかった乳がん検診の受診率が、2013年の国民生活基礎調査によると43.4%まで上昇し、がん対策推進基本計画で掲げた目標の50%に手が届くところまで来ております。今こそ、さらなる工夫で女性の健康を守っていくべきと考え、質問いたします。

1番として、女性の健康を守るレディース検診の実施について伺います。

国立がん研究センターが発表の2015年の予測では、乳がんの罹患数は年間8万9,400人、死亡数は1万3,800人、子宮頸がんの罹患数は年間3万人、死亡数が6,300人とあります。乳がん、子宮頸がんともに早期発見ができれば、治療し、再びもとの生活に戻ることができます。しかしながら、多くの女性がこの間で死亡している現状を見ると、がん検診のさらなる充実が求められると考えます。

そこで、まず1として、女性特有の乳がん・子宮頸がんの検診の現状について伺います。

ア、助成金を受けて検診を受けるために必要なことは。

イ、検診の実施場所と所要時間は。

ウ、現状の受診率や検診の課題について。

エ、検診率向上のための取り組みについてお聞かせください。

2番といたしまして、群馬県藤岡市ではレディース検診として、子宮頸がん検診、乳がん・甲状腺がん検診、骨粗しょう症、歯周病の4つの検診を保健センターで同時に行い、子育て中の方のための託児室も用意されています。当市でも、このような取り組みができないか、伺います。

次に、2番といたしまして、やまとあけぼの学園について伺います。

やまとあけぼの学園については、平成26年第1回の定例会で一般質問させていただき、開設当初からの取り組みや、その後の変遷など、やまとあけぼの学園の事業内容、また課題などについて丁寧な答弁をいただきました。それから2年がたち、当市においては福祉の総合的な拠点となる総合福祉センターは～とふるが間もなくオープンし、福祉の充実が図られます。総合福祉センターは～とふるの開設に当たっては、関係各位、そして担当部の長きにわたる御尽力に心から敬意を表します。そして、次なる取り組みが必要になるであろう

やまとあけぼの学園について、再び質問させていただきます。

1として、やまとあけぼの学園の現状の課題と今後の取り組みについて伺います。

ア、第4次行革大綱推進計画の中で、民間活力の導入を含めた検討とありますが、具体的にどのような検討を行い、その中の課題は何か伺います。

イ、昭和47年に開設された本棟の老朽化について、その後の検討と課題、今後の取り組みについて伺います。

ウ、発達障害の早期発見、早期支援が社会的なニーズになる中、やまとあけぼの学園が担う課題と今後の取り組みについて伺います。

エ、他市の事例で参考にしているところがあるか伺います。

オ、日野市での発達・教育支援センター・エールでの取り組みについて、当市でもこのような取り組みができるか伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、乳がん及び子宮頸がん検診の受診についてであります。市では健康増進法に基づき、40歳以上の女性が乳がん検診、20歳以上の女性を子宮がん検診の対象としております。検診を希望される方は、年度ごとに設けた期間内に、はがき、保健センター窓口及び電子申請により、お申し込みいただくことにより、2年に1回受診することが可能となっております。また、乳がん検診は40歳女性、子宮頸がん検診は20歳の女性等に対し、無料クーポン券を個別に送付し、受診していただいております。

次に、検診の実施場所と所要時間についてであります。乳がん検診は保健センターで検診車により行う集団検診と、指定医療機関で行う個別検診の2つの形態で実施しております。検診の所要時間は、1人当たりおおむね10分前後となっております。子宮頸がん検診は、指定医療機関で行う個別検診で実施しており、検診の所要時間は1人当たりおおむね15分前後となっております。

次に、検診の受診率や課題についてであります。当市の平成26年度の乳がん検診及び子宮頸がん検診の受診率は、全国の平均よりも低くなっておりますことから、検診受診率の向上が課題であると考えております。

次に、検診の受診率向上のための取り組みについてであります。市ではがん検診の受診者をふやすため、乳がん検診及び子宮頸がん検診の受診歴がない一定年齢の方を対象に、啓発物及び無料クーポン券を送付し、がん検診の受診勧奨を行っております。また、乳がん検診については、検診車による実施回数をふやし、受診者の利便性の向上を図っております。子宮頸がん検診については、指定医療機関に市外の施設を加え、受診者の利便性の向上を図っております。今後もさまざまな工夫をしながら取り組みを進め、検診の受診率向上に努めてまいります。

次に、群馬県藤岡市のレディース検診と同様の取り組みについてであります。市では群馬県藤岡市が実施するレディース検診のうち、甲状腺がんを除いた子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症、歯周疾患につきましては検診を実施しております。これらの検診は、それぞれ対象や検査項目、必要となる設備、実施方法等の内容が異なり、検診の同時実施にはさまざまな関係機関との調整及び連携、協力が必要となりますことから、現時点におきましては難しいものと考えております。今後につきましては、他の自治体の取り組み事例等の情報の把握と収集に努め、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、やまとあけぼの学園における民間活力の導入の検討内容及び課題についてであります。民間活力の導入により専門性の高い支援の確保、経費の比較、委託可能な社会福祉法人等につきまして検討しております。また、課題としましては、施設が老朽化しており、移転も含めた検討が必要と考えております。今後関係機関等との連携を図り、事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、やまとあけぼの学園の老朽化対策についてであります。やまとあけぼの学園自体の今後のあり方につきましては、現在検討を進めているところであります。現施設での対策といたしましては、安全面を最優先して、その都度、修繕等の対応しております。

次に、やまとあけぼの学園の担う課題と今後の取り組みについてであります。発達障害の早期発見、早期支援のためにも、より専門的な発達支援が重要であり、また市民の方からは現状より長時間の療育保育の希望もありますことから、専門性を高め、長時間の療育保育が可能な発達支援体制の構築が課題であると考えております。現在これらの課題を解決する方策について、検討しているところであります。

次に、参考としている他市の事例についてであります。近隣市では東村山市の児童発達支援施設ひまわり、小金井市、児童発達支援センターきらり、区部では世田谷区発達障害相談・療育センターげんき等を視察させていただき、今後のあり方について検討する際の参考としております。

次に、日野市の発達・教育支援センター エールでの取り組みについてであります。平成26年4月に開設され、ゼロ歳から18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、並びに保護者の総合的な相談支援機関とのことであります。子供の育ちに関する相談窓口を一本化することで、福祉と教育が一体となって継続的に支援する仕組みが、先進的な取り組みとして注目されているとのことであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○19番(東口正美君) ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、この無料で検診を受けるためにということで、2年に一遍、申し込みをすると受けられるということがわかりました。これなんですけど、他の議員も質問されておりましたけれども、健康カレンダーを当市で配るようになりまして、よりこの辺の周知に市としては努めていると思うんですが、この健康カレンダーを配ったことで、この辺の——前より申し込みが多くなったとか、そういうことはあるんでしょうか。

○健康課長(志村明子君) がん検診の申し込みの状況についてでございます。健康づくりカレンダーの配布と直接結びついてるかどうかまでの検証はしておりませんが、乳がん検診につきましては平成27年度後期のお申し込みは定員を上回る形となり、結果的に抽せんという形をさせていただいております。そのかわり28年度の前期の申し込みに当たりましては、前回落選した方でお申し込みをいただいた方は、優先して検診のほうを受けていただくような形をとっております。

以上でございます。

○19番(東口正美君) ありがとうございます。2年に一遍のことはわかりました。

もう一つ、無料で受けられる検診といたしまして、クーポン券制度というのがあると思うんですが、始まって七、八年たちますでしょうか、5歳刻みの5年間が一段落して、20歳で子宮頸がん、40歳で乳がんということになりましたけれども、さらにコール・リコールと絡めてクーポン券も使われていると思うんですが、その辺の今までの制度の変遷と現状をもう一度お聞かせください。

○健康課長(志村明子君) 無料クーポン券の送付によるがん検診についてでございますけれども、市では最初

の年になります乳がんですと40歳、子宮頸がんですと20歳の女性の方にお送りしております。そのほか国の通知によりまして、今まで未受診の方に対して、クーポン券送付により受診の勧奨をしてもよいというようなことがございまして、東大和市のほうでは乳がん検診につきましては45歳の方で、今まで市の乳がん検診をお受けになったことが1度もない方、また子宮頸がん検診につきましては、35歳の方で、同じく今まで市の子宮頸がん検診を今まで1度もお受けになっていない方に対して、同じ時期にクーポン券のほうを送付して受診をしていただけるように勧奨をしております。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　なので、いずれにしても、この乳がんにしても、子宮頸がんにしても、クーポン券で1度は無料で受けることができるという制度になっているということで確認をさせていただきました。

周知方法についてのことについては、また後ほど触れさせていただきたいと思います。

続きまして、検診の所要時間ですね。これはどこでやっても、検診にかかる時間はかからないんですけども、あとはどこで受けるかということにかかると時間が変わってしまうのかなというふうに思っています。まず乳がんに関しては、検診車が保健センターに来ていただいて検診をするということができるとということで、私自身も皆さんに「検診をお願いしますよね」と言っている側なので、いろんなところで受けるチャンスがあれば受けようと、当市が受けることができるのは、確認ですけれども、どちらの病院で受けることができるでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　乳がん検診につきましては、保健センターでの検診車のほか、施設としましては公立昭和病院、また東大和病院の2カ所となっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　クーポン券だと、東京都のがん検診センターも使えるということでよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　クーポン券の方も、同じように保健センターでの検診車による乳がん検診か、公立昭和病院か東大和病院になっております。保健センターでの検診車の配備先ですけど、そこが東京都のがん検診センターから配備される検診車と、東京都予防医学協会から配備される検診車の以上2つの施設から検診車のほうをお願いして、実施しているという形をとっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君）　済みません、行政報告書にも書いてあったのと、私自身はこちらの府中でも受けたことがあるので、ちょっと今確認をさせていただきました。

そうしますと、一番距離があるのは昭和病院なので、そこに行くまでの所要時間がかかるのと、少し大きな病院だと受け付けをして何か所か回されてるという感じがありますので、やっぱり実際行こうと思うと半日、ちょっと時間とらないといけないかなというイメージがあります。一方、検診車は保健センターで非常にスピーディーに受けられた覚えがありまして、きちんと多分予約の順番もとっていただけたからだと思うんですけども、こんなに簡単に受けるなら、すごく気が楽だなというふうに思ったということで、非常にいいなというふうに思いました。

一方、子宮頸がんに関しましては、市内指定病院ということなので、行くことにはそんなに変わらないのかなとは思いますが、先ほど市外の病院とも連携をしているということなんですけど、この辺、詳しく教えてください。

○健康課長（志村明子君） 子宮頸がんを受診できる指定医療機関でございますけれども、市外といたしましては東京都のがん検診センターのほうで受けられる形で、今年度から1カ所ふやしておるところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そうしますと、あとは病院の混みぐあいとか、そういうことで所要時間がかかってくるのかなというふうに思っております。

あともう一つですね、お仕事してる方がふえている中で、休日に当市で無料で受けられる制度で、検診を受けることは今の時点で可能でしょうか。

○健康課長（志村明子君） 乳がん検診の保健センターによる検診車での集団検診につきましては、それぞれ土曜日の午前、午後の日にちも組み込みまして、平日以外にも受けられる方の配慮のほうさせていただいております。子宮頸がんにつきましては、その指定医療機関の診療日という形で、予約をするときにいろいろ御相談いただく中で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さまざま細かなところの御配慮、ありがとうございます。

というようなことを確認させていただきまして、次の課題というところで少し詳しく聞かせていただきたいと思っております。

がん検診の受診率がなかなか伸びないという中には、がんだってわかるのが怖いからっておっしゃる方も現実いらっしゃいまして、先ほども言ったように治るという表現は難しいかもしれないんですけども、早期治療によってもとの生活に戻っていくということが可能であるということなので、まずこのがん、敵ですね、敵の実態をよく知ることがすごく大事だと思うので、そういう意味も含めて少し検診の課題という形で聞かせていただきたいと思っております。

まず、その受診率ということを、私たち聞きたがるんですけど、なかなかこの受診率をはっきり把握するというのが、他の議員の質問でもよくわかりまして、未受診者の数というのもお答えいただきましたけれども、これを自治体で把握するというのはなかなか難しいかなと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん検診の受診率についてでございます。今現在、政府が公式な数値として発表しているものは、自治体が行っているがん検診をもとに算出しております。事業所が行う検診や、また個人の方が任意で受けられる人間ドックのような検診については、データとしては入っておりませんので、そういった意味では正確な数値というよりは、参考にする数値という考え方もできる数字ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時 8分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ、検診が進んでるかどうかという数を見るときに、私たち毎年、行政報告書をいただく中で、その

検診の何人の方が受けてるのかみたいなのを確認しますけれども、先ほど27年度、乳がんの申し込み者がふえたという背景の市の分析が、まずどのようになってるのかということが1点と——まずそこから教えてください。

○健康課長（志村明子君） 平成27年度の乳がんの申し込み者の方がふえた背景ということですが、昨年は芸能人の方など含め、がんになられて闘病なさってることを世間に向けて公表されている事例が何例かありました。そういったようなことも含めまして、乳がんのお申し込みがふえているものと考えております。今年度の前期の乳がんの申し込みにつきましても、定員を超えるお申し込みがありましたので、同様に後期に向けてのお申し込みに当たっては、今回抽せんから漏れた方を優先的に受診していただけるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、この2年に一遍ということの公平性から思いますと、抽せんに漏れちゃった方は次の年に優先的に受けられるということになっていくと思うんですけど、例えば定員がおさまっているとき、定員内におさまっているときには、2年に一遍なのでリピートしてる人たちばかりという可能性もあるかなというふうに思うんですけど、この辺の分析がどうなっているのかというのが1点と、今後、乳がんに関してそのように定員数を超えて応募が何年か続いた場合、この定員の見直しということを考えているのかどうか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 乳がん検診を受診される方の背景の中で、リピーターの方が多いのではないかとということでございますけども、健康課のほうでは検診を受けていただいた方は、健康カルテシステムにおいて何年ごとの検診か、またその結果について管理をしているところでございます。それを見ますと、やはり受ける方は、毎年、2年置きにきちんと受けてらっしゃるというような形になってございます。一方、クーポンの送付につきましては、初めて40歳の方にお送りしているところから、こちらの方については今まで市の検診をお受けになっていただけない方に受けていただくいい機会という形で捉えてございます。こちらにつきましては、9月上旬の時点でクーポン券による受診がない方につきましては、再勧奨という形で御案内のほうをお出しして、なるべく未受診の方にも受けていただくように、通知にも前年度、乳がんで亡くなった方が何人いらっしゃるとか、乳がんは早期発見で治る病気であるとか、そういったより受けていただくためのコメントのようなものもおつけして送付のほうをして、受診の勧奨をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今後、定員をふやしていく予定というのもございますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今後、定員をずっと超えていくというようなことでございましたら、やはりその定員につきまして見直しをしたりというようなことは検討していくことになるというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そうしましたら、一応その数のことは置いときまして、乳がん検診とはいかなる検診をして、どういうことがわかるのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 乳がん検診の内容でございます。乳がん検診の内容は、問診とマンモグラフィーという内容になってございます。問診は、医師が問診票をもとに自覚症状や、がん検診の受診歴の有無、家族歴や妊娠や月経等の状況などを聞いた後に、レントゲン撮影室のほうに移動をして、マンモグラフィーという装

置を使って、左右の乳房を片方ずつ挟んで圧縮して、斜めの方向と上下から撮影することによって、少ない放射線の量で乳房の中をはっきりと写すことができ、小さながんでも見つけるために有効性のある検査の内容となっております。実際圧迫する時間は数十秒ほどという形で、検査の時間は10分前後という形の内容となっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 触診もあるはずですが、触診のほうはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 乳がん検診における触診でございますけれども、国のほうががん検診に対する基本的な指針のほうを28年に改正しまして、そこから視触診のほうは削除をされております。視触診のほうは、当面、市の判断で続けていいという形になってございますけれども、東大和のほうは医師会等と調整し、国の指針どおり問診とマンモグラフィーにすることにより、視触診にかかる時間を省略した中で、なるべく多くの方に受けていただくほうがいいだろうという形もありまして、東大和市のほうでは今年度の乳がん検診からは問診とマンモグラフィーという内容になってございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしましたら、乳がんですけれども、乳がんにかかっているという自覚症状というのは持てるものなのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 乳がんについての自覚症状でございますけれども、ほかのがんのように痛みというものよりは、自己触診というふうな形で、しこりというようなもので、自覚症状というか、自己検診といった形で、早目に症状が出る前に自分で気づくというようなことができるがんでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） もう少し教えていただきたいと思うんですけれども、先ほど問診の中で家族歴などを聞くということがございましたが、この病気での遺伝的な要素はどのようになっているのか。

あともう一つ、一般的に若くしてがんにかかると早く進むというようなことが言われますけれども、乳がんに関しては、こういう傾向というのはどのようになってますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 乳がんになりやすいリスクについて、遺伝的な要素があるかどうかについてでございますけれども、一部、遺伝的な要素があるというふうにも言われてもおりますけれども、がん自体がそういった要素をもとに、その方のいわゆる日常生活、今までの病気の有無、いろいろな要因が重なりまして、がんといった異常な細胞が発達してなるという形で言われております。リスクはあっても、がんができるかどうかというのは、確定といったものはございませんので、今、遺伝的な要素があることがリスクと必ず関係があるかといったことに対しては、いろいろな考え方があるということでございます。

それから、がんがわかったほうが進行が早く進むのではということでございますけれども、そのがんがわかった時点でのがんの早期の状態によって、標準的な治療方法、いわゆる効果的だと言われております治療方法を選択することにより、進行を抑えたり、がんの除去ができますので、わかったから進行が早いといったようなものも、一概には言えないものであると考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 非常にどれも正確に言葉で表現するのは難しい、若くしてがんになるというのは、若くしてわかるという意味でもありますし、発症自体が若かったということもありますし、済みません、そういう意味では御答弁しづらい質問をしてしまったなというふうに思ったんですけれども、やはりなかなか痛みと

か、そういう自覚症状がない、また自己診断で乳がんがわかって病院に行ったという方のお話もたくさん聞いてますけれども、自己診断で気がつく人って、検診を受けてる、受けてないってことじゃなくて、検診を受けていて、自分の体にきちんと向き合ってる関心があるから、またそこで自己診断がついていくんだなというふう

に思っております。

先ほど乳がん検診の申し込み者数がふえた社会的な背景として、テレビで活躍されてるような方が自分の闘病を告白、ちゃんと話をしたということで、皆様の関心が高くなってということで最近も取り上げられておりますけれども、その方の発信されているものも、私も拝見させていただいて、改めて驚いたんですけども、この方、授乳中であり、毎月その授乳のためのマッサージを受けていたと。なので、まさか私はがんなどあるはずがないと思って、たまたまつき合った人間ドックでがんが発見されたということを知りますと、本当にわからないんだなということを知ったときに、やっぱり検診を受けていくということが、どれほど自分をがんから守るということなのかというのを、私も今回改めて自覚をしまして、ほかの方法ではわからないんだということを知り、女性自身が自覚すべきですし、また男性の方もそういうところの意識が変わりますと、そばにいる方に「ちゃんと検診は受けたほうがいいよ」って言っていただけるかなと思って、詳しくちょっと聞かせていただきました。

続きまして、さらに受診率の低い子宮頸がん検診についてでございますが……。

済みません、もう一個だけ乳がん検診で伺いそびれたのが、乳がん検診を受けるんですけど、いつも行政報告書にその他の疾患ということで見つかるということがございますが、この乳がん検診を受けたことでがん以外にわかることがあれば教えてください。

○健康課長（志村明子君） その他の疾患としましては、乳腺の疾患が多くございまして、乳線維症とか乳腺硬化症とかといったものが多くなってございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今御答弁いただいた疾患も、やはりその後、病院にかかって治療する必要があるものなんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 乳線維症等につきましては、その時点で、発見された時点ですぐに通院が必要な病気とは一般的にはなってございません。

○19番（東口正美君） そういうことも含めまして、わかるということは安心につながると思います。

続きまして、子宮頸がん検診の受診率が低いということですが、まずこの子宮がん検診とはどのような検査を行って、どういうことがわかるのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 子宮頸がん検診の検査の内容と、何がわかるかについてでございますけれども、子宮頸がん検診は問診、視診、内診、細胞診という内容になってございます。問診のほうは、医師が自覚症状等、また月経等、分娩等、不正出血の有無等、そういったものを聞いた後に、診察台のほうで視診と内診を受け、そこでブラシ等により子宮頸部の細胞診を採取する形になってございます。何がわかるかということでございますけれども、視診、内診等では子宮頸部の臨床症状のほうはある程度わかります。例えば炎症症状があるかどうか、ポリープがあるかどうか、そういったことがわかるような形になってございます。細胞診につきましては、その後、検査機関で顕微鏡下によって判定され、子宮頸部の異形形成というような形で、前がん状態と言われます状態がどの程度進んでいるかといったようなことがわかるものとなってございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

子宮頸がん検診は、皆様、御存じだと思いますけれども、ウイルスによってかかるがんですけれども、このかかるウイルスによって変わることがあるのかどうか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 子宮頸がんの大きな要因の一つとなっておりますウイルスは、ヒトパピローマウイルスと申しまして、その型は非常に多くあるというふうに言われております。ただ、子宮頸がんを誘発するような型は、16型、18型といったような形で、幾つかの型に限定されるというふうに言われております。細胞診で、その高度異形成で、そのウイルスの型が必要になった方は症状があるということで、その後の精密検査等は保険診療等で検査していただいて、必要な治療を受けていただくような形になってございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

細胞をとって見るということで、わかるということですね。あと子宮がん、子宮がんって言い方をしますけれども、いつも調べているのは子宮頸がん、そのウイルス感染してるかどうかということですけど、もう一つ、子宮がんと言われるものに子宮体がんというものがあると思うんですけど、子宮体がんについて少し教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 子宮体がんは、子宮の体部といいまして、子宮の入り口ではなく奥のほうにできるがんでございます。この子宮体がんにつきましては、不正出血や腹部の痛み等、早期の時点で症状が出やすく、発見しやすいがんという形で言われてございます。そのため、子宮頸がんの中には体がんは含まれておりません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

なので、この子宮頸がんを受けたからって、子宮体がんがわかるということではないということを知っていただきたいということ、体がんに関しては少し更年期に入ってから一般に起こるであろうがんということなので、若いときというよりは少し閉経が近づくころに調べるのであれば調べればいいし、今課長がおっしゃっていただいたように、不正出血と自覚症状があらわれるということですので、そこを気をつけていくということが大事なかなと思います。

一方、なかなか受診率が上がらないのは、私もよくわかる、やっぱりなかなか行きづらいなというふう思うんですけど、せっかく見てもらったんですから、特に内診をするということで、なかなかわかりづらい子宮の筋腫があったりとか、また細胞がとれない卵巣のこととか、そういうことがたまたまわかるということもあると思うんですけど、その検査を受けたことで、お医者様にちゃんと見てもらったことでわかるという可能性もあるのかなと思うんですけど、この点、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 子宮頸がんの検査内容におきましては、がんの基本的指針におきまして、内診においては膣鏡というものを基本的に使うこととなっております。そのほか医師の診断により、コルポスコープを用いても構わないという形になってございます。このコルポスコープというものが、いわゆるエコーで見えるものでして、こちらを用いれば卵巣の様子や子宮筋腫についてもわかる可能性がございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

なかなか婦人科にかかる機会はないものですから、そのときにわかるといいなというふうに思います。もち

ろん痛みがあったり異常があったときに受診すればいいということもありますけれども、腹部の痛みということで、なかなか婦人科系の病気だということがわからずに長引かせてしまう、悪化させてしまうということもありますので、やはりこれも定期的な検診の必要性を強く感じるところでございますので、あらゆる手だてを打って何とか検診率が、多くの人たちが自分の健康に関心を持って検診を受けてもらえるように取り組んでいきたいし、また市のほうでも努力をしていただきたいというふうに思いまして、その次に検診率を上げるためにはというところにいきたいと思うんですけれども、まずどうして欧米諸外国と日本の受診率にこれほど差があるのか、米国また欧米におきましては70%から80%の女性が検診を当たり前のようを受けているけれども、日本では20%台、30%台が、なかなかここから抜けられないというのは、どういう背景があるとお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 欧米と日本での乳がん等、がん検診の受診率の開きということについてでございますけれども、欧米においては多くは生命保険等の加入の要件が、がん検診を受けていることという条件を設けているところが多い。そういったことも日本と、受診率が大きいと言われていたということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、経済的な負担感が変わってくるということで欧米と日本の差があるのかな、一つの要因だと思います。その検診を受ける負担感の一つで、一番方策をとってるのが、この無料だということだと思うんですけれども、これももし自己負担すると、両方の検診はお幾らぐらいかかるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 検診のそれぞれの単価でございますけれども、乳がん検診につきましてはおおむね1万2,000円、子宮頸がん検診は1件当たりおおむね8,200円となっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

これを行政側が負担をしてるということで、クーポン券はどこが負担をしていて、またこの2年に一遍の検診も、我が市は無料ですけれども、ほかの市は500円だったり1,000円だったり、自己負担が伴いますけれども、この辺のことも詳しく教えてください。

○健康課長（志村明子君） 市の公費の負担でございますけれども、健康増進法によりますががん検診事業は、国と都、市それぞれが割合分に応じて負担のほうをしております。クーポン券検診につきましては、新たな総合的な支援事業ということで、国のほうからも補助金をいただいてやっているところでございます。

他市の状況でございますけれども、当市と同じように自己負担を設けずにやっている市は、西東京市と昭島市の2市となっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私も今回改めて多摩の26市の中でも3市しか無料じゃないんだって、すごいじゃないかって思うんですね。やっぱりこれももっとアピールしていいのかな、だからほかの市よりうちはこれだけ受けてますって言いたいなって、こんなに頑張ってるんだからって、私は思ったんですね。

もう一つ、自己負担すると、検診ってこれだけかかるんだということ、これも知っていただいてもいいのかなって、それを負担しますから受けてくださいって、それくらいあなたの健康のことを思ってるんですよということ、もっともつこもPRしてもいいかなというふうに思っています。

あと、先ほど時間のことを言いましたけれども、時間がかかるというのも、遠くに行かなきゃいけないというのも負担感かなというふうに思ってます。

もう一つは、一番最初に健康カレンダーのことに触れましたけれども、やっぱり周知方法っていうことは、もう少し工夫ができるかなというふうに思います。先ほども言ったように、女性はホルモンの変化によって健康状態が変わりますので、その時々タイムリーな状況で検診を受けていくということが大事だったり、そういうことがなかなか知られていなかったり、今、私が根掘り葉掘り詳しく聞いたようなことも、知っていたら受けてるかもしれないということもありますので、東大和スタイルという子育てと観光にアプリ、またごみのアプリとかもできてるようですけども、今の若い人たちをターゲットにするなら、この女性の健康のためのアプリ、あなたの年齢だと、これがただで受けられますよとか、こういう状況になるとホルモンの変化がありますから、こういうことに気をつけましょうねとか、こういう自覚症状はありませんかみたいな、女性の健康に特化したようなアプリなんか有効なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 子育てアプリの東大和スタイルの活用についてでございますけども、今現在は子育て情報を中心に掲載をさせていただいております。今後、保護者の方の健康に関する情報につきましても、女性のがん検診等も含めまして、全体的な健康情報についての掲載について、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○19番（東口正美君） 保護者と言わず、先ほども女性の健康包括的支援法では、そういう意味では女性の生活スタイルもさまざま変わってますので、必ずしも子供と抱き合わせがいいかどうかというところは、よく考慮していただければというふうに思います。

さまざまな工夫をということで、2番目で、今回、藤岡市の具体的な事例を挙げさせていただいております。先ほどさまざまな調整、連携ということで、検討ということですが、この藤岡市が行っているパターンですと、まず当市でやってないのは子宮頸がんを、やはりマンモグラフィー車のように、検診車が来てくれるように、子宮頸がんが検診車でできるというふうに伺ったんですけども、これは当市ではできるでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 子宮頸がんを行う検診車についてでございますけども、こちらのほうは東京都内に子宮頸がんができる検診車を有している施設のほうはございません。近隣のほうで、群馬県のほうに調べて確認させていただいたところ、やはり医療施設の少ない山間部の住民を対象とした地域に、検診車で子宮頸がん検診を行うために車を有しているというようなことでございました。埼玉県の方でも、1台持っているということですけども、やはり都市部の自治体とは契約をしていないというようなことが確認できたところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 病院がたくさんあるので、そちらでということなのかと思います。

もう一つ、次、乳がん検診と甲状腺がん検診が並列で書かれているんですけども、この甲状腺がん検診が乳がんと一緒にされているというのは、どういう内容になっているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 群馬県藤岡市の場合は、乳がん検診と甲状腺がん検診と一緒にセット、組み合わせになってされているということについてでございます。こちらのほうも藤岡市のほうに確認させていただきましたところ、触診をやるというようなことで、ずっと長年にわたって甲状腺がん検診とセットでやってるということではございました。ただ、甲状腺がん検診についても、特に結果票には記入欄はなく、触診をしたその場で状態のほうを受診者の方に告げているという内容でございました。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 甲状腺疾患も、男性よりは女性が多い疾患だというふうに言われています。先ほど東

京都は触診をやめたというので、乳房の触診があれば甲状腺の触診もお医者様としてできるのかなと思いますけど、なのでここも東京と事情が少し違うのかなというふうに思いますけれども、この辺も甲状腺疾患、女性に多いということで、今後何らか当市でも、触診でわかるのは本当に一部で、もちろんその後の検査へとつながっていかなきやいけないんですけども、またこのような取り組みも参考にさせていただければというふうに思います。

それで、骨粗しょう症も入ってるということで、これも当市で産業まつりのときでしょうか、保健センターで毎年すごい人気の検査ですけれども、これは今、当市ではどのようになっていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 当市で行っております骨粗しょう症検診につきましては、健康増進法に基づきまして40歳から70歳までの5歳刻みの女性を対象に行っております。健康のつどい等で行っております骨粗しょう症測定につきましては、健康課のほうで機械のほうを借用しまして、職員のほうで測定しているものでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） これも女性だけですよね、ホルモンの関係なので女性だけがやっているということでございます。

歯周病ということで、今回、藤岡はこの4つをまとめてやる。さっき言ったように、移動のことを考えれば、うちの市はコンパクトシティなので、そういう意味では恵まれてますけれども、でもやっぱり一つ一つ受けるとなると、そうじゃなくてもなかなか気が向かないのにつて、まとめてならやろうかなという気になる一つの要素があるなというふうに思いました。

もう一つは、育児中のお母さんのために託児室を設けているということでございます。今も子供の体重をはかりに来たりとか、さまざま乳児健診等のときには、たくさんの方が保健センターに訪れてますけれども、これも同時にやるという意味では、非常にいい方法かなとは思いますが、一方、子宮頸がん検診は妊婦健診に入っていたりとか、乳がんも授乳中のお母様が受けるのにどうなのかなとか、少し思うことがあるんですけども、こういう工夫を当市で考えたことがあるかないか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 乳がん検診や子宮頸がん検診のほかの事業との同時実施についての検討についてでございますけども、保健センターで行っております各事業は、それぞれスペースや設備の問題等があることから、これまで検討のほうをしたことはございません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ひとつ参考にしてほしいというふうに思っています。そうですね。

今回、藤岡市に私も連絡をとりまして、なぜこのような事業に取り組もうとしたのかということをお伺いしました。ここが一番、私、大事ななって、受診率を上げるのにうちの市の問題はなんだろうというところから、事業が生み出されていくということが大事ななというふうに思っています。

藤岡市の課題は、私が伺ったところだと、藤岡市でお産ができるのは総合病院1件だけだということです。この総合病院が、お産はできるんだけど、検診事業を行っていないということ。また、だから産婦人科じゃなく、まの婦人科の先生がみんな男の人だということが、なかなか若いお母様が検診に行かない理由だということをお市が分析をしまして、だったら女の先生にやってもらえる方法はないかということで、今回この4つの検診もできるだけ女性スタッフを集めて受けやすい雰囲気にしたということ、また子育て中だということなので、託児をつけたということで非常に好評だったということでございます。

なので、ここの分析がすごく大事だなというふうに思っているのですが、必ずしも同じことが当市でできるということではなくて、例えば先ほどの子供と抱き合わせというの、じゃ就学児健診のときだったらどうなんだろう、ちっちゃな子だと見てなきゃいけないけど、小学生だったら30分間とか1時間とか、1つの教室で何か見てもらってる間に、お母さんたち30分ぐらい検診を受けられないかしらというような、新たな発想を持ちながらやっていかないと、なかなかこの検診が進まないなっていうふうに思っていて、ただ先ほどの方も、タレントさんもそうですけど、子育てをしてお母様ががんになってしまうとやっぱり大変だし、そういうことを考えると子育て中のお母様にどういう方法があるのか、またさまざまうちの市が抱える問題の中で新たな取り組みということ、この現状分析の中でやっていくということがすごく大事ななというふうに思います。

先ほども、なかなか誰が受診して、どこで受診してということも、自治体で情報把握するのが難しいということがありましたけれども、毎年行っている市民意識調査の中なんかもお使いいただきながら、一度きちんと調査をしてみるということも大事かなって思います。ともかくただにしているわけですから、そういうこともアピールしていったら、「いや、ほかより頑張ってる」というふうに言ってもらえるといいなって思ってますけれども、当市の課題分析、また今後の取り組みについてももう一度お聞かせいただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうからさまざま、藤岡市の例などをとって御提案いただいたところでございます。当市におきましても、当市の実情、さまざまな医療機関や、さまざまな関係機関等との連携等も含めて、今後、費用対効果というところも十分に念頭に置きながら適切に、それから効果的に検診が実施できるよう、それから市民の方々にもさらに知っていただけるよう、工夫して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） よろしく願いいたします。

なので、私も含めて女性も受けていただきたいですし、周りの男性の方もお勧めいただいて、健康に長生きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、あけぼの学園について伺わせていただきます。

壇上でも申し上げましたけれども、2年前にも伺っておりますので、まず一番最初に民間活力の導入ということで検討はということですが、前回さまざま聞かせてもらう中で、公立だからできていることもあるし、ここが民間になっていくとどういうふうに変っていくのかなというふうに思ってるんですけど、前回の答弁から肢体不自由の通所に関しては都からの委託と、知的の通所に関しては補助金という形でいただいているということなんですけど、民間活力の導入をしたときに、この辺の変化というのはあるんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 前回の御答弁のときは、多分このように説明したんだと思います。今、児童発達支援事業をしていますが、以前は東京都の肢体不自由児通園事業、それから市の知的障害児通園事業と、こういう二本立てでやっておりました。ところが、その後、法改正がありまして、肢体不自由児通園事業は廃止になりました。また知的障害児通園事業に対する東京都の補助も廃止になっております。その後、東大和市では平成25年4月からあけぼの学園の事業としましては、児童発達支援事業ということに移行してございます。こちらの児童発達支援事業というのはどうということかということなんですけども、都知事の指定を受けた事業所として、児童福祉法6条の2の2の第2項、児童発達支援というのをやるということでございます。児童発達支援というのは、法的には障害児につき、児童発達支援センター、その他の厚生労働省令で定める施設に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練、その他、厚生労働省令

に定める便宜を供与することと難しくなってるんですが、具体的には心身の発達におくれやつまずきのあるお子さんを、就学前のお子さんを社会的に自立できるように訓練をしてさしあげて、援助していくという事務を現在やっているものでございます。これにつきましては、現在はこういうのを、市の職員の保育士等で行っております。ただ、民間にもしお願いすることになれば、より専門的な療育ができるのではないかと考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） 先ほど社会福祉法人で少し具体的な検討をしているという答弁だったんですけど、ここもう少し具体的にありますでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 近隣市で実際に社会福祉法人に療育相談事業を委託している市ですけれども、小金井市、清瀬市、調布市、多摩市、稲城市などが実際に業務を委託等して実施しているところがございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） それは民間に委託という出し方と、指定管理というのがありますけど、どう違うんでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 今具体的に名前を出した市なんですけれども、指定管理者制度で実施していると思われまして。経緯はちょっと不明なんですけれども、小金井市などは最初は委託で実施しておりまして、最近、指定管理者制度に移行したというふうにお聞きしております。

以上です。

○19番（東口正美君） それは何が変わるんでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 指定管理者制度で実施した場合は、施設の運営から全て、管理を指定管理者制度の事業が実施するというところで、委託となりますと管理の責任は市のほうに残したまま、事業を委託するという形で形が異なると思います。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そうしますと、当市が民間活力を導入していくといっても、委託と指定管理では少し違うかなというところかなと思います。前回質問してから、何とか民間活力というのはどうなんだろうかというふうに思っておりまして、当市には東大和療育センターという重度の重症心身障害者の入所施設があって、恐らくうちの市にできてもう25年ぐらいたつと思うんですけれども、あそこはどんなのかなという形で視察もしてきましたが、あそこは東京都のものなので、東京都の指定管理を受けているところなので、東京都の管轄にあるところなんですというお答えでございました。その指定管理を受けている重症心身障害児を守る会というところをちょっと調べたところ、そこはほかの区で、いわゆる指定、児童発達支援事業などをを受けているということが少しわかりまして、そばにそういうところがあって、うちの市のために何かいいことはないのかなというふうに思っています。ここが受けているところで、中野区の子ども発達センターで、児童発達支援事業と同時に放課後等デイサービス事業を一緒にやっているといるところがございます。今回、放課後デイにつきましては、同僚議員が質問いたしますので触れませんが、就園前から児童発達支援事業のところに通った、その後、特別支援学校に行き、でも放課後はそこに戻ってくるという形ですと、療育保育という形で子供のころからなれ親しんだところに放課後は帰ってくるんだなというのも、ああそういうこともできるのかというふうに思

いました。

もう一つは、児童発達支援事業というのは、あくまでも療育ということなので、先ほども答弁いただいたように、生活機能、できるだけ障害があっても、訓練することによって機能がよくなって、生活がしやすくなるということをお手伝いする、専門的にサポートするという事業で、それとまた保育というのは違う事業です。今はそれを融合してやれるところはなかなかないと思いますけれども、日本で初めて障害児保育園を立ち上げた障害児保育のヘレンというところが荻窪にございます。ここはどういう形でやっているかということ、1人の障害をお持ちのお子さんのお母さんから、働きたいけれども、子どもを預ける場所がなくてというところの御相談からスタートいたしておりまして、この児童発達支援事業と居宅訪問型保育、いわゆるベビーシッターという居宅訪問型保育というのは、子ども・子育ての新しい法律の中で、これも公がつかさどれるという仕組みを抱き合わせた形で、障害の子たちを療育から保育に至るまで受け入れることができるということで、スタートをしたというふうになっております。先ほども御答弁の中で、長時間の保育が必要になっているということもありますので、こういう形も民間でできてきているなというふうに思いますけれども、この辺、本市として参考になることがありますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、東口議員から御紹介いただいたヘレンという施設が、杉並区荻窪にありまして、私も昨年の7月ごろですかね、課長たちと視察に行ってきたところでございます。といたしますのは、やはりあけぼの学園で利用しているお子さんの保護者の方が、やはり長時間できないかと。また、逆の方もいらっしゃいます。保育園の中で、やはり療育ができないかというような保護者の方もいらっしゃいますので、両方できるというところで全国的に初めての施設ということでございまして、いろいろと施設、それからお話等も伺ったところでございますけれども、やはり先ほど東口議員からも御紹介があったとおり、やはりまた縦割りでございまして、療育と保育というのは別の事業ということでございまして、同じ施設でやってもいいよと、ただ1日に同じ事業をやっちゃだめだよと、施設を完璧に分ける、セパレートしろと。同じようなことをやっているんですけども、入り口、別だよ、職員の部屋も別だよと、非常にいろいろなハードルが高いというところがございます、じゃどうやったらいいんだろうなというところがございます、週に2日と3日で分ければいいのかかなんて。ところが、そうすると実入りが減って、なかなか事業としてやっていけないと。

というところで、先ほど御紹介いただいたヘレンは、療育と保育は、保育はベビーシッター、今新しい制度ですけど、居宅訪問型保育だと思いますけども、それと重ねるということでやれるということでございますけど、まだまだそれですと人材を非常に確保するのが難しいと。やはりマンツウでありますけれども、プラスアルファのサポートが必要と。それから、そちらを見る看護職が必要と。それ等々ございまして、なかなか人材の豊富な区部でも難しいのかなんてお話を伺ったところでございますけど、やはりそれには自治体の一般財源の投入がないとやっていけないというところをお聞きしましたので、やはりなかなか難しいなというところがございます。新しい制度が始まりまして、居宅訪問型保育をやるには、やはりそれだけの人材を抱えられる法人がないと、当市の自前ではまず難しいかなというように思うところがございます、さらに委託先を見つける場合でも、先ほど言われたヘレンをやっているフローレンスというNPO法人でございますけど、なかなか三多摩までは手が伸ばせないというお話を伺ってきたところでございます。

長くなって済みません。以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

私、会派は私以外はここ、今回視察してるんですけども、それで次のイの老朽化の話に入っていきたいと思うんですけど、そういう意味では多分ビルの一室だったと思うんですけども、うちの場合、やまとあけぼのの場合は、ハード面も今この老朽化という問題を抱えていて、建て替えも含めたあり方、事業のことも考えた上でのあり方が検討されてるということなんですけれども、この老朽化で建て替えを例えばする場合、保育園の建て替えのときは民間にすると補助金が出たりとかしますけど、あけぼのがそういう対象に、民間活力を導入すると建て替えに当たって何かそういう補助的な面で変わることがあるのかどうか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害児者の施設の補助についてでございますが、民間法人が行う場合には、国や東京都の補助がございますが、公設ということだと補助の対象にならないということになっております。

以上です。

○19番（東口正美君） だから、先ほどの話と、難しいなと思うんですけど、なかなか民間活力を導入したいけど、うまい法人はいない。また、ハード面でいくと、そういうことであればつく補助金もあるというようなところで、何とかここがいいタイミングで、いいぐあいになったらいいなというふうに、私だけじゃなくてきっと思ってるんじゃないかなと思うんですけども。

あと、もう一度この老朽化につきましては、今現在、具体的になってるところで、どれぐらいの検討がなされているのか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 前回もお話したかもしれませんが、第4次行政改革大綱の推進計画の中で、平成24年度、25年度に部内におきまして、あけぼののあり方について民間導入も含めて検討せよというような計画がされたところございまして、部内では平成24年度、25年度にかけて我々と現場の職員も含めまして検討会を持ったというところございまして、平成25年度末に市長に報告するとともに、あり方の検討委員会に報告したというところでございます。老朽化につきましては、やはり建て替えが必要だということございまして、やはり専門家に聞いたわけではないんですけど、素人目にもあの敷地内で、なかなか建て替えは難しいというところで、やはり移転先を求めて、そこで移転をして老朽化対策をしたほうがいいのかというところはお出ておりますけれども、実際にはどこに移転をするかというところは、まだ決まっていなくてございまして。

以上です。

○19番（東口正美君） は〜とふるができたことで、一步、福祉事業が前進したということで、その次ということで、まだそうはいっても開設もしていない段階で次から次へとはいけないということはわかっております。ただ、やはりそういう方向性で進んでいくことを確認させていただきたいと思います。

続きまして、発達支援ということで、これは事業の振り返りシートを拝見させていただきましたら、担当部のほうが、やはりこの発達支援ということ、必要性を感じているということがありまして、確かに私たちも早期発見、早期支援ということを書いてまいりましたので、今まで以上にこの発達への支援も必要かなというふうに思っております。現在あけぼの学園で、この発達支援ということでは、どのような取り組みがされておりますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 発達支援につきましては、成長と、体とか精神的につまずきのあるお子さん方につきまして、日常生活に適應できるようにということで訓練等させていただいております。そのほかに早期発見ということでは、障害児相談支援という業務も行っております。これは保護者に寄り添って、障害がある児童の障害児支援利用計画というのをつくって、後々ずっとその計画どおり見守って、療育が進んでいるか見守っ

ていく事業でございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 確認ですけれども、その相談事業は直接あけぼの学園に来るというよりは、母子の健診とかの中で、保健センターのつなぎの中で相談に来るという理解でよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） おっしゃるとおりでございます。通常、保健センターのほうで、保健師さんのほうが就学前の児童の発育、発達相談を行っております。また、子ども家庭支援センターのほうでも、保護者から相談があったり、あるいはかるがもひろばとか、一時保育室での保育しているときに気がついて、お母さんにちょっとアドバイスをさせていただいたりして、やまとあけぼの学園のほうにつなげていただいたりしております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、やまとあけぼのが抱える障害の幅というのが、非常に広いということだと思うんですね。当然この身体的な機能の療育もありますし、また知的な発達ということもありますし、今言ったようにもう少し発達障害という、今新しいカテゴリーになってきているところまでを、今受けていただいているということだと思うんですけれども、なのでこの辺の事業、先ほどの御答弁のとおりあり方自体を検討していく中で、ハード面もソフト面も検討する時期に入っているというふうに私も認識してますし、市のほうもそのように思っているんだなというふうには理解しております。

そういう中で、当然先ほど新しくできたヘレンのようなところも、御視察いただいているということですが、他市事例、先ほど3カ所、言っていただきましたけれども、ここを見ながら当市で参考にできそうなことというのがあれば教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 何か所か視察をしております。まずヘレンさんのほうですが、こちら日本初の障害児専門の保育施設ということで視察しております。それから、あと近隣では東村山市さんの児童発達支援センターひまわりさんです。こちら重症心身障害児ということで、かなり重いお子さんを療育ということでされてるということで視察してみました。それから、小金井市児童発達支援センターきらりというのがございますが、こちらは市立保育園、私ではなくて公立の保育園ですね、保育園と児童発達支援施設が同じ建物内で併設しているという例で見ましたけれども、全く入り口も出口も違うし、中で仕切られてると、そういうような形でございました。それから、あとは子どもの生活研究所、世田谷区のほうですね。こちら、保育所と児童発達支援施設を同一のやはり建物内で、民設民営で運営している例ということで確認させていただきましたけど、かなり小ぢんまりとした小さなものでした。それから、世田谷区発達障害相談・療育センターげんき、こちらは発達障害支援の中核拠点としてかなり大きな施設ですが、相談支援と障害児通所施設と合わせたもので、かなり大きく大々的にやっていたらっしゃいました。あとは豊島区の居宅訪問型保育の事務所、アニーも視察させていただいております。かなり民間活力ということで専門的な事業を、ただやってらっしゃるのが確認できました。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

非常にたくさん御努力いただいて、あり方についても真剣に取り組んでいただいているんだなということがよくわかりました。

また、一方ではインクルーシブって言われながら、同じ敷地内で入り口を別々にするとか、なかなかこの辺が、国の制度ももう少しチェックをしていきながら実情に合ったようにしていくようなことも必要なのかなと

いうふうに思いました。

私は今回、日野市のエールというところを、ちょっと前ですけど、拝見させていただいて、このエールに関しては、先ほど言った肢体不自由とか知的、身体的な障害のあるお子さんではなくて、どちらかというと知的、あと発達支援、そしてそれが福祉と教育が結びついているというような施設でございました。ここは以前から発達支援のために、福祉と学校、教育が連動しながら小さいときから大きくなるまで、ゼロ歳から18歳までということですけども、切れ目なく発達支援をしながら、最終的には就労に結びつくようにやっていくという取り組みのいい例かなというふうに見させていただきました。

ここで、特にいいなって思ったのは、まずは一時預かりがあるというところで、当市も、いわゆる一般のお子さんの一時預かりは十分ここで拡充をしていただいておりますけれども、やまとあけぼので療育を受けてるような子たちのお母さんたちが一時預かりを、今の当市で受けることができるのかどうか、その辺、確認させてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 一時預かりということでは、形ではしておりません。ただ、外来ということで短時間ではございますが、お母さんとお子さんと来ていただいて、療育の一環としてちょっと楽しんでいただいて、ほかの子とも触れ合っていて帰っていただくと、そのような程度はしております。

以上です。

○19番（東口正美君） 保護者は、そこに預けて短時間でも1人になるということは、今の時点ではできないということで、理解でよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） お子さんが来てくださっている1時間とか1時間半については、保護者は保護者の方で集まってお話をして、交流したりしていただいております。

以上です。

○19番（東口正美君） 交流はできるけれども、例えばその時間ちょっと病院に行きたいとか、ちょっとお買い物に行きたいということはできますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） そこまではちょっと今のところはできておりません。

以上です。

○19番（東口正美君） この辺が、やっぱりこの先、求められてくるかなというふうに思います。もちろん障害の程度にもよりますし、スタッフの状況にもよりますので無理は言わないんですけども、当然ニーズとしてこれから出てくる部分かなというふうに思います。

もう一つは、それはできてるようですけども、保護者の交流ということで、ピアカウンセリング、当事者同士が交流することで、悩みを分かち合うことで励まし合いながら進んでいけるという交流事業も、エールの中ではしっかりと、一時預かりもしっかりありますから、預けてる状況で、安心してらる状況でお母様たちが情報交換等ができるという事業ができてるというところが、エールを見させていただいていいなって思った点です。もちろん先ほどの学校、教育課と福祉が一体的にやってるところが、もちろん一番特徴ですけども、今の事業がいいなというふうに思いました。

今回質問させていただいて、ハード面も含めましてこれからどういうあり方にしていくのかということで、当然ハード面にも影響が出てくるかなというふうに思います。この身体的な障害の子たちを見ていく療育、保育を兼ねていくというようなスタイルで進んでいくのと、またもう少し発達支援というほうに重きを置いていくのと、どこがいいのか。また、やまとあけぼのと保育というところだけで考えるのではなくて、もう一つ子

ども家庭支援センター、また保健センターとの連携の中で、こっちの部分、例えば発達の部分は、もう少し子ども家庭支援センターのほう寄りに事業として寄せていくとか、今言ったあけぼのが、今いろんな形で広く担っているところをどういう事業形態にしていく中で、そういう中で、じゃそれならできるといふ民間の方が出てくるのかもしれないですし、今の時点では多分どれもこうしていくところまでいかないと思うんですけれども、きょう質問させていただいて、担当部がかなり広いところを視察させていただいて、さまざま御努力いただいたことがよくわかりましたので、今後さらなる福祉の向上が当市で進むことを期待しております。

最後に市長、この点はいかがか教えてください。

○市長（尾崎保夫君） あけぼの学園というかね、私どものほうのあけぼの学園もできて大分たつものですから、そういった意味では、ここで今担当の部長から話がありましたように、建物のあり方、それから学園のあのままでいいのかどうかというのは、前から思ってたところもありますので、この機会にきちっと体制を立てた、そういった形でやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○19番（東口正美君） 日本一子育てしやすい東大和を目指して、こちらの分野も、大変だと思いますけれども、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時22分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関野杜成君

○副議長（中間建二君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

[14番 関野杜成君 登壇]

○14番（関野杜成君） 議席番号14番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大きな1番としまして、市民への情報発信及び市民からの情報提供などについてです。

①安全安心メールや東大和スタイルなどについて。

ア、実施からの利用状況と費用などについて。

イ、各部との連携や今後の考え方について。

ウ、現在の問題点について。

エ、これから実施するアプリや情報発信ツールなどの周知について。

オ、その他連携や新メニューについての考えについて。

大きな2番といたしまして、東大和市駅前広場の鳥獣対策について。

①実施状況について。

②効果と課題について。

③今後の対策について。

大きな3番といたしまして、事務事業評価の外部評価について。

- ①実施後の評価について。
- ②今後の事務事業評価の外部事業評価実施の考えについて。
- ③今後の生かし方について。

大きな4番目、市民への庁舎内での情報提供などについて。

- ①庁舎内の元喫煙スペースの利用について。
- ②観光情報コーナーの考え方について。
- ③市政情報コーナーの考え方について。

大きな5番目、福祉施設についてです。

- ①総合福祉センター は〜とふるの現状と今後の予定について。
- ②中央1丁目に開設予定の福祉施設の現状と今後の予定についてです。

この場での質問は以上です。再質問につきましては、済みませんが順番を変えさせていただきます。大きな1番、5番、4番、3番、2番の順で再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、安全安心メールについてであります。事件や不審者に対する情報を携帯電話やパソコン等に送信し、二次被害を防ぐことを目的に平成18年7月から利用を開始しました。平成27年度の延べ利用登録件数は8,992件で、情報発信件数は43件であります。費用は業務委託の経費として、年間66万3,000円であります。各部との連携につきましては、各部から防犯に係る情報提供を受け、配信を行っております。課題は、登録件数をさらにふやすことであり、今後ともさまざまな機会に周知を図ってまいります。また、東大和スタイルにつきましては、国の地方創生先行型の交付金を活用し、子育て世帯を支援するとともに、観光情報を提供しまして、東大和市の魅力を発現していただくために、健康課と産業振興課が連携して制作したものであります。アプリケーションは、配信情報を活用しまして東大和市での生活を楽しんでいただくため「東大和スタイル」と称し、平成27年度に開発を始め、平成28年3月15日から配信を開始しました。平成28年7月末までのアプリケーションのダウンロード数は940件であります。開発運用費用につきましては、総額529万6,320円で、平成28年度からはアプリケーションを維持管理のシステム保守業務委託の経費としまして、総額129万6,000円を見込んでおります。今後とも健康課と産業振興課が連携し、情報の更新並びにシステムの修正を行い、利用者が利用しやすいアプリを目指してまいりたいと考えております。現在、毎月のアプリケーションのダウンロード数が減少傾向にあることから、情報提供のあり方のほか、市民からの情報提供の方法として、トーク機能を活用しましたアプリへの参加についてもPRを行い、情報交換の場になるよう努めてまいります。

次に、これから実施するアプリや情報発信ツールなどの周知についてであります。今後、ごみ排出カレンダーや分別方法等を案内するスマートフォン向けのアプリを導入してまいります。導入に当たっての周知としましては、市報、市公式ホームページのほか、廃棄物広報紙「ごろすけだより」などで市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、その他、連携や新メニューの考えについてであります。行政の透明性を確保するとともに、市民の皆様とともに歩む市政運営を推進するに当たっては、広報活動を通じ市政情報を市民の皆様にお伝えし、情報を共有することが大変重要なことと認識しております。そして、効果的な広報活動を展開するために、市の

ホームページを初めツイッターやフェイスブックなど、個々の広報手段を複合的に活用しました情報発信を行うことにより、適時的確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、東大和市駅前広場における鳥害対策の実施状況についてであります。東大和市駅前広場のケヤキを中心にムクドリがねぐらとして毎晩飛来し、鳴き声による騒音とふん害に苦慮しているところであります。対策としまして、平成28年6月28日から30日までの3日間、音声による追い払いを実施したところであります。

次に、対策の効果と課題についてであります。音声による追い払いの効果であります。初日と比べて徐々に集結するムクドリの数は減少しましたが、全ての追い払いまでは至っておりません。課題につきましては、近年同様な状況となっており、その対策と経費、またその効果が課題であると考えております。

次に、今後の対策についてであります。ムクドリ対応に苦慮しているところは当市に限らず日本各所にあり、それぞれの自治体においても当市と同様に音声による対応や、爆竹、ロケット花火、タカなどの猛禽類など、あらゆる対策を試みておりますが、根本的な対応策はない状況であります。今後につきましては、各自治体などで実施しています効果的な対策について、引き続き情報収集し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、事務事業評価における外部評価実施後の評価についてであります。当市の行政評価は事務事業評価と施策評価の大きく2つに分かれて実施しております。このうち事務事業評価では、市民目線での意見を参考とするため外部評価を実施しているところであります。行政評価としましては、外部評価での委員の皆様からの意見を参考に、これまで事業を実施してきました経緯及び施策評価の結果など、考慮すべき事項を加味した上で総合的に評価をしております。

次に、今後の事務事業評価における外部評価実施の考えについてであります。外部評価につきましては、事務や事業の実施等に対しまして市民の視点、民間の視点を把握することを目的に、2年間の試行を経まして、平成26年度から3年間を期間として実施してまいりました。この間における委員の皆様のお考えや意見は、事務事業の将来的な方向性を総合的に判断する際の参考とさせていただきます。平成28年度で実施期間が満了しますが、これまでの経過を踏まえ、行政評価制度を推進するための手段の一つとして、検討してまいりたいと考えております。

次に、事務事業評価における外部評価の今後の生かし方についてであります。現在、外部評価を実施しました事業につきましては、委員の皆様からの意見も参考とさせていただき、各課において再評価を行っているところであります。なお、その結果につきましては、事業の廃止や統合を行うもの、事業内容を大きく見直すもの等についての行政評価推進会議における最終評価等を行い、公表する予定としております。

次に、庁舎内喫煙所の空きスペースの利用についてであります。庁舎内に設置しておりました喫煙所は耐震工事に合わせて全て撤去し、建物内は全面禁煙としました。このことから、1階喫煙所の空きスペースについては、住民票等の交付待ちの市民の打ち合わせ等の多目的スペースに、2階については売店の移設、拡張などに有効活用してまいりたいと考えております。

次に、観光情報コーナーの考え方についてであります。庁舎1階の観光情報コーナーは、平成24年度に市政情報コーナーを庁舎3階に移設したことに伴い、市民への観光情報の提供の場として新たに設置したものであります。観光情報コーナーには、東大和市の観光情報のほか、近隣自治体の観光パンフレットや冊子等を配置するとともに、電光掲示板やデジタルフォトスタンドを設置しまして、市民の皆様、また市外から訪れる方々に観光情報の提供に努めております。

次に、市政情報コーナーの考え方についてであります。市政情報コーナーにつきましては、本庁舎1階にありました情報、行政情報コーナーの内容を充実させて、平成24年9月に本庁舎3階に開設しました。開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に提供する場として設置しているものであります。

次に、東大和市総合福祉センターは〜とふるの現状と今後の予定についてであります。施設整備につきましては工事が竣工し、平成28年8月中旬に建設業者から事業実施者に建物の引き渡しを行いました。現在、事業実施者と市で平成28年10月1日の開設に向けて準備を進めているところであります。

次に、中央1丁目に開設予定の福祉施設の現状と今後の予定についてであります。中央1丁目の公有地を活用しました認知症高齢者グループホームにつきましては、平成26年8月に東京都が事業者の公募を行いました。その後、東京都の審査を経まして、平成27年4月に運営事業者が決定しました。施設整備につきましては、現在建築工事を初めとする各種工事が進行しており、平成28年9月末に竣工、引き渡しとのことであります。今後の予定につきましては、平成28年10月から開設準備を行い、平成28年12月から開設及び運営を行うとのことであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問を行わせていただきます。

まず初めに、市民への情報発信及び情報提供についてであります。この質問、東大和スタイルというものが、アプリができました。今の市長答弁でもあるように、年間費用というのが129万6,000円の保守委託業務ということですが、アプリの多分ダウンロード数とは関係なしに、この費用というのは毎回かかってくるのかなというふうに思っているんですが、まずその確認をさしてください。

○市民部副参事（高橋宏之君） アプリのメンテナンスに関する御質問ですが、年間129万6,000円については産業振興課と健康課の保守点検費用の総額でございます。ダウンロード数の増加によって変わるものではございません。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 続きまして、安全安心メールについてなんですけれども、こちらに関しては利用者数、登録者数が変われば、その分、年間の維持費用が変わるのかなというふうに認識しているんですが、それで合ってるかどうか確認をさしてください。

○総務部参事（東 栄一君） 安全安心メールについてのお尋ねですが、現契約内容によりますと、登録件数が1万件以内であれば、月額、定額の金額でございます。ちなみに、現在これが、税抜きで5万1,100円でございます。1万件を超えた場合、1万件超、2万件以内の場合で月額税抜きで8万7,600円、2万件を超えて3万件になる場合が月額税抜きで11万6,800円という業者の説明になってございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

5,000件を超えた時点で、契約内容が変わったという認識に、私の中ではあるんですけど、以前はたしか5,000件で幾らという形で、それが8,000件になったことによって単価が上がったという回答をいただいたことを覚えております。そこらに辺についてはいいとしまして、今あったように件数がふえれば安全安心メールに関しては予算がふえていくと。ある意味、また以前の議事録等を確認してもらえればいいんですが、5,000件

を切った場合については、たしか以前はもう少し安い金額でやっていたように私は記憶してるんですけども。何が言いたいかっていいますと、今現状、この安全安心メールに登録している方を、東大和スタイル側に移行できないかなというふうに考えております。東大和スタイルの中でも、やはり子供の関係だったり、またいろいろな天気の関係だったり、そういったものというのも発信はしてもいいんじゃないかなというふうに考えているんですが、こういったことというのは東大和スタイルのほうに導入できるかどうか、その点について伺います。

○市民部副参事（高橋宏之君） 今後ほかのアプリを、東大和スタイルに搭載できないかという御質問でございます。このアプリケーションを開発、保守管理をしておりますデジタルハリウッド株式会社に確認をいたしました。そうしたところ、安全安心メールなど、ほかのソフトを載せることは可能であるというふうに伺っております。ただ、その場合、別のサーバーの設置、あとシステムの修正費用などが別に必要であるということです。それとアプリケーションのダウンロードということになりますので、俗に言うガラケーなどの携帯ですと受けることができないということになります。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 私、これ利用してる方、ちょっと十数名、いろいろ聞いたんですけども、今お答えがあったように、やはりスマートフォンを利用してる方はそういったアプリを使えると。しかし、ガラケーだったり、またはパソコンのメールだったり、そういった方はやはり安全安心メールしか使えないという状況もあると同時に、まだアプリを使うよりも、やはりこういったメールで来たほうが良いというお話もありました。そういう意味では、安全安心メールをなくせというわけではなく、安全安心メールの登録数を減らすことによって、予算が削減できるというようなところで提案をしております。

その点について、今答弁があったので、可能なかなというふうに考えておりますので、今後それをやるに当たって、例えばどのくらいの費用がかかるか云々というのもありますけれども、ちょっと最後のほうの話になるんですが、アプリケーションってそんなに難しくはないんですね、つくるのは。3年、4年前ぐらいですかね、今、東大和でも5階で行っております職安なんですけれども、職安の技能研修か何か、補助金が出るような、そういったところでもアプリケーションというような形の助成金、補助金がたしかあったと思っていて、私の友人もそれを、たしか勉強しに行ったというふうなことを覚えております。そういう意味では、以前もホームページに関してずっと昔からやってますけれど、アプリケーションをつくる、つくれる職員の育成というの、今後考えていく必要があるのではないかなというふうに考えています。

もちろん業者に頼むのもいいですけども、後でごみアプリの件もお話ししますが、アプリによってやはり契約の内容が変わってくると。これは企業によって契約の仕方が変わってくる。いかに企業としてはお金をもうけるかというところで考えますので、そういう意味ではその都度、その都度、同じアプリをやるにしても予算が変わってきたり、またはその年間の保守費用が変わってきたりということであったり、またはやっつ中でこういったものを追加したいなというふうに思ったときに、また予算をかけなきゃいけない。そういうことを起こすよりも、やはり庁舎内である程度はできるような形になったらいいなというふうには考えているんですが、この点についてどのように考えているかお答えください。

○市長（尾崎保夫君） アプリケーションということで、これからいろんなものが出てくるというふうには思っているわけですけども、現在大きなシステムが私どものほうのところでは幾つか、メインフレームというか、昔で言うメインフレームですね、動いているわけですけども、今電算室の人間はある一定の期間で異動してし

まいますので、どうしても深いところは難しいということになると思います。ですから、ああいうふうな大きなシステムについては、どうしても業者の方をお願いする。そしてまた1人、2人でできない、あれだけのシステムになりますと、つくり上げるということになると1人、2人では難しいと思いますし、それからもう一つ、その職員というか、それを育成して、本当の意味、要するに育成するというよりは外から引っ張ってきたほうが早いかなというふうに思いますけども、一番大切なのはエラー処理なんですよ、エラー。いろんなものを、システムをつくるんで、システムをつくるのはわけではないんです。これはこうして、ああしてってやりやできるんです。問題はエラーをどう処理するかという、その処理を間違えると全ていつもとまっちゃうということなんですね。エラー処理するのは物すごく大変なんです。極端な話、1つか2つのやることをやったとしても、プログラミングしてやったとしても、そのエラー処理のために5つも6つもルーチンをつくっていかないとエラーは埋まらない、それでもバグは出てくるというのがシステムだというふうに思ってますので、職員にそんな簡単に、それつくれ、あれつくれって、一般市民向けにアプリをつくったからってやるつもりは、私自身はちょっと酷かなというふうに思ってます。

ただ、これからは必要だということは、そういう認識は持ってますので、そういう職員を育てていくということは必要だと、そういうふうには思ってますし、つくれないまでも、ここがポイントだと押さえるというか、システムのポイントを押さえられるような技量を持った職員は欲しいなというふうに。要するにシステムを見られる人ですね、検査できるとかいう、いろいろと言いはありますけど、そういう職員はいてもいいかなというふうに思ってます。現時点では育てていくといっても、そんな簡単にはいかないかなというふうには思っています。

以上です。

○14番（関野杜成君） 私も昔の言語ですけど、SEをやっておりましたし、ある意味バグとりが仕事だというところもあります。そういうところからすれば、今の市長のお話、回答に関して、最終的にそこに私は行きたいなというのがあったんですけど、やはり先ほども契約内容によってというお話をさしてもらいましたが、しっかりとそのプログラム自体がその対価で合っているのか、またはそういったものがしっかりできているのか、それを見れる職員がいてくれればいいなというふうに考えておりますので、今市長が答弁したような形で職員を育てていっていただければなというふうに思っております。

次に、安全安心メール、送信内容なんですけれども、振り込め詐欺だったり——振り込め詐欺が市内であります。警察に連絡してくださいとか、台風情報とか、そういったものがあるんですけど、書かれてるだけで、それ実際にどこの担当が出してる情報なのかというのがわからない状態でもあるんですね。例えば警察であれば、基本的に市民が知ってるのは110番ぐらいですよ。大和警察署の電話番号は知りません。ましてや台風とかそういったときに、先ほども避難のことに對して他の議員からもありましたけれども、そういったときに電話したいといったとき、どこに電話したらいいのかというものがわからない状態です。だから、そういうところを、やはりしっかりと市民に情報提供するにも当たって、その担当課、責任者というんですかね、送信責任者、そういったものと連絡が必要なもの、連絡があってもいいだろうと思うようなものには電話番号をつけた上で送信すると、そういったことはできないのかどうか、その点についてお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 現行の安全安心情報送信サービス、安全安心メールですが、先ほど話が合ったガラケーへの送信が、当時は主流でやっておりましたので、現在の契約内容にしても1回の送信文字数というのが、テキスト全角256文字以内として契約しております、今文字制限がございますので、その必要な情報の

ほかに発信元や連絡先とか、場合によってはメールアドレスとかあれば便利であることは確かなんですが、それをその都度、その情報の型の中で調整しながら入れるのが、できるかどうかちょっとはっきり言って、現状で今すぐにお答えすることはできませんし、平成17年度から実施しておりますけれども、これまで利用者の方々からは発信元がわからないから困るというような問い合わせはないので、そこまでの需要はないのかなと今のところ思っておりますが、研究はしてみたいと思っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 8,992件、登録されてますので、需要は十分ありますよね。電話についても、どこに電話していいんだろうってなるから連絡してないんじゃないですか。私はそう思います。

ただ、情報発信に関して、これ一番初めの市のほうでやったものですから、そういう意味では昔のそのままの状態というところがありますんで、そういったものを踏まえて、そのほかいろいろ東大和スタイルでもそうですし、メールマガジンだったりツイッター、フェイスブック等で今情報発信をしてる状態です。いろいろな部署が、いろいろな形で情報発信してますけれども、各部署が行うんでなく、全庁的にどういった形で今後情報発信として行っていけばいいか、そういったものも踏まえて検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○総務部長（広沢光政君） 安全安心メール、発信元といいますか、問い合わせも含めてでございますが、基本的には市が、これはメールを発信してるということでございますので、もしこの先、問い合わせをという話になりますと、情報によって問い合わせ先が変わるということではなく、例えば市の防災課、防災安全課というような一本化で掲載していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） いろいろ各部課のほうで、こうやりたい、ああやりたい、いやこれはやりたくない等がありますので、そういう意味では全庁的に話していただければというふうに思っております。

先ほど話した別のアプリというところで、ごみアプリだったりするんですけども、こういったものもたまには、たしか以前あったのが、台風の影響か何かでごみ収集できないというようなこともありました。そういったものも発信ができるのかどうかというふうに考えているんですが、いかがですか。

○環境部副参事（長瀬正人君） ごみ分別アプリの関係でございます。台風等で収集に影響が出るといったような状況でのお知らせ、市からのお知らせができるような機能を備えているところでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） わかりました。こういった件についても、いろいろと全庁的に情報発信という観点から検討していただければなというふうに思っております。

それでは、次、市民からの情報提供についてのほうに移らしていただくんですけども、これは6月議会の災害の質問でもお話しさせていただきましたが、例えば6年前ぐらいも要望したんですけども、市内の道路の陥没、陥没といっても大きなものではなく、少し穴があいてるとか、あとは枝が出てるとか、フェンスが倒れてるとか、いろいろな市民が市内を行動するに当たって、邪魔なものとか、何かふぐあいが行ったときに、多分今は市長への手紙だったり市への電話だったりという状況で、その修繕を行っている状況だというふうには思うんですが、他市のほうでは、こういった情報を市民から位置情報を追加した形で写真を撮ってもらって掲示板に張ると。その掲示板に張った後に、市の方がそれを確認し、修繕したらまた修繕状況を市の方がその掲示板に張る。こういったサイトがあるんですけども、なぜこういったことをというのを提案するか

といいますと、やはり市民の方って、そんなに市の方が何やってるか見えてない部分があるんですね。そういう意味では、こういうことをしっかりとお知らせすれば、市の職員、市としてはすぐに動くんだというようなイメージづけにもなりますし、そういうものがあることによって今まで、先ほども問い合わせがないって安全安心メールでありましたけど、そういう問い合わせをしづらい状況が市民の方にはあると思いますので、しやすい状況をつくるために、そういう掲示板的なものをつくったらどうかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路の陥没等の通報の関係ですが、今全国でも少しずつ採用され始めてございます。道路通報システムとしまして、先ほど議員がおっしゃられましたように、写真を現地で撮りまして、それを位置情報をGPSで取得してメールで送信すると、そのようなシステムを行ってる市がぽつぽつ出てきてまいりました。つい最近でございますね、平成26年ぐらいから採用され始めてきております。うちの市では、道路パトロールや市民の方からの通報によりまして、道路のふぐあい箇所の補修等を行っています。市の職員が行う道路のパトロールだけでは、道路の延長が全部で210キロ以上ございますので、なかなか隅々まで確認し切れない部分もございますので、このようなシステム、有効だとは思っておりますが、費用等もかかりますので、ちょっと今のところは研究してみたいなというところの段階です。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） すぐにやるという答弁は、今までもいただいておりませんので、まずは研究していただければなというふうに思っております。もちろんそういう掲示板だと、やはり個人が特定できないので、余りよくない投稿がされたり、そういったこともありますから、そういったものに関してはもちろん削除するか、そういったことを行っていただければと。本来であれば、個人のメールが書かれた上で投稿されると、そういった誹謗中傷といいますか、わけのわからないことが、届かないというのもあるんですけど、ただそれをしてしまうと、やはり投稿したい方も投稿しづらい状況になるというところがありますので、内容がどういった内容かによって、もちろん先ほどの土木の話もあるかもしれないですし、それ以外の相談的な市長への手紙とか、そういったものと同じような形で投稿される可能性もあります。そういうものに関しては、こういう問題については何々課にお電話くださいとか、そういう返事を出したり、そういう何かしらの市民の方が聞きやすく、そして情報を知りやすい、そういったアプリなのか、掲示板なのか、そういったものを検討していただければなというふうに思っております。

今回、ちょっと数が多いので、この1番については終了させていただきます。

次に、5番、福祉施設についてです。

やっというろいろな状況の中で、10月に、は～とふるがオープン、今年度中に2つの施設がオープンするというような状況になっております。9月1日、ほとんどの議員がは～とふるのほうに、内覧会という形で行かしていただいたんですけど、私が何か、これ間違ってたらあれですが、聞いてた限りでは、1カ月前、10月1日、オープンですから、1カ月前あたりのオープンを、1カ月前から研修を行っていくというようなお話を伺っていたんですけど、正直、1カ月前の9月でも備品が全くない状態、そして片方の部分では責任者が決まっていない状態というような状況がありました。この点について、大丈夫かなというところがあるんですけど、どうなってますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、9月1日の議員の皆様への内覧につきましては、大変お忙しいところありがとうございました。今の御質問の部分につきましては、まず研修の関係につきましては、順次、法人のほうで

職員を採用しておりまして、実際にあそこで見ていただいている間にも、数名の職員がいたかと思えますけれども、外部の研修等に行ったりとか、それからもともとある埼玉等の施設の中での研修とか、そういうのも行っているというような状況でございます。それから、あと数人の職員については、みのり福祉園のほうでも現場のほうに入って引き継ぎ業務を行ってるということで、それぞれ分散して行っているというような状況があるということでございます。

それから、施設の障害のほうの施設長との関係でございますが、そこにつきましては、当日、御説明させていただいたのは別の埼玉のほうの施設の施設長のほうが御説明させていただいております。そちらのほうの施設の施設長につきましては、現在、秋田のほうの老人ホームの職員が兼務というような形で、あそここのところの施設長になるということで法人のほうからは聞いてるところでございます。特別養護老人ホームのほうの施設長については、当日、説明をした者が施設長になるというようなことで聞いております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 8月15日号の市報のほうにも、ハローワークと共同なのかな、何か募集があったりいたしましたが、今の部長のお話を聞くと、人は足りてるということになるのかなというふうに思うんですけど、もともとこの事業をやる方から出された資料からすれば、地域の人たちを雇用するというようなお話でしたが、8月15日号のまずそういったものが、まだ募集があるという状況、そして今のお話ですと所沢、埼玉のほうのそちらの方々とか、そういった話が出てるんですけども、市内ではなかなかそういった人材が見つかなかったということなんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、市内の人材については、以前から市内の人材の確保というようなことで法人のほうにもお話をさせていただいておりまして、まず7月のときにハローワークを通じて採用の面接を行うということで、法人が募集をしたときには160名余りの方が応募されたということでございます。その中には、当然市内の方も大勢いらっしゃいますし、近隣のマンション等の住民の方々からも応募があったというようなことも聞いております。それから、あと現在みのり福祉園で市の臨時職員、あるいは嘱託員として雇用させていただいている職員のうち十数名も、そちらのほうの法人に採用されるということで決まっているということでございます。また、8月のツアー面接会につきましても、市内の方々にも当然募集などのチラシなどもまかせていただいて、またそこから近隣のマンション等の方からも、応募があったというようなことは伺ってるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ちょっと私、ここの部分がわかんないんですけど、一法人の事業で、ハローワークのツアー面接会というような形で行った理由などを教えてください。

○市民部長（関田新一君） 職員募集につきまして、市報掲載をした経緯ということでございます。ハローワーク立川のほうでは、求職者が納得して働くことができるよう、マッチング機能のさらなる充実ということを重点対策として挙げて就職支援に取り組んでございます。企業や法人施設を見学した後、面接が受けられるツアー見学会というのを企画、実施をしているというところでございます。当市といたしましては、市内における雇用を促進させるため、今回の面接会の開催に当たりましては、ハローワーク立川と共催をいたしまして、市報等での広報を行ったということでございます。また、ハローワーク立川によれば、他の施設につきましても実施の必要性を判断をいたしまして、引き続き実施をする予定であるということでございます。

○14番（関野杜成君） ハローワークのその機能が良かったから、それを利用したということではよろしいですか。

○市民部長（関田新一君） ハローワークの事業として、ハローワークが必要を感じて事業を実施しているというところでございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

それでは、次なんですけれども、市内の各福祉施設等に、は～とふるへの入居者募集の御協力というのか、そういったものが福祉部長の名前で送られているんですけれども、実際こういった募集とかというのは、本来は法人が一生懸命、法人の中で努力をして行うものなのかなって私は思っているんですが、なぜこのは～とふるだけ、こういった形でいろいろな市内の福祉施設のほうに送ったのかということをお伺いしたいなと思いますが、いかがですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 多分その周知につきましては、特別養護老人ホームの部分だというふうに思っております。まず、この施設につきましては、皆さんにごらんになっていただいたとおり、障害棟と特別養護老人ホームの棟に、2棟に分かれておりまして、障害棟のほうは主に今、市立みのり福祉園に通っていただいている利用者の皆様方、60名弱の方がそちらに移行する。それ以外にも、その他の事業として、さらに拡充して行ったりしていくというようなものでございます。特別養護老人ホーム棟につきましては、入居が54床、それからショートステイ6床の計60床ということでございますけれども、こちらにつきましては市内に既に4カ所の特別養護老人ホームがございますけれども、市の市有地を活用して、そちらで特別養護老人ホームをつくらせていただいたということもございまして、なおかつ現在、別の議員からも御質問で御答弁をさせていただいておりますが、市内4園の待機者数が168人いるというようなことに鑑みまして、情報提供という形で、そういった待機の方たちが円滑に入居していただけるよう、介護サービス事業者、ケアマネジャー等の事業者等に情報提供をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 正直、市として事業を委託してる部分は、たしか障害に対するものであって、この特別養護に関しては、ある意味、事業者のほうで、これだけないと運営できないという流れだった記憶をしております。そういう意味では、今度、芋窪のほうにできるそういったものに関しても、同じような形で行っていくのかなというふうに、今の答弁を考えると思いましたが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 芋窪に今後建設されます135床の老人福祉施設につきましては、あその土地は民有地でございますので、それでつくっていただくということになっております。事業者のほうから、例えばほかの介護サービス事業者等に情報提供を行ってほしいというようなことがございましたら、そういった事業者連絡会などの場を通じて、そういった情報提供の機会というものはできるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 正直これが送られてきた施設の方に、何でここだけこんなことをやってくれるの、だったら私のところもやってよってというようなお話を伺っております。そういう意味では、市内の福祉施設の方が、ある意味、公平じゃないというふうに思っている部分もあるのかなというふうに思っておりますが、ちょっとこの点についてはまだ今回、ほかに質問者がおりますので、そちらにお任せしようと思っておりますが、内覧会のほうで説明を受けた限り、パンの販売、食堂、あと売店、クリーニングというふうにありました。実際もう一度聞き直したら、そこから館内清掃、そしてペットボトルの洗いもというようなことを、その説明者から聞いたんですけれども、館内清掃だったり食堂だったりというのは、ある意味、何か研修とか講習等を受けて食品衛生管理者なのか、そういった者が必要になってくるのかなというふうに思うんですけれども、

現状ここが行うこういった事業というものは、どういったものがあるのか、そしてその事業をするに当たって資格や免許については持っているという確認がとれているのかどうか、この点についてお伺いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるで行います事業についてでございますが、就労継続支援B型という事業を、今みのり福祉園で実施しているものを引き継いで行います。その中で、当初の事業実施者の計画の中で、喫茶・売店コーナー、それからパンの工房、それからクリーニング、それから園芸等の作業を就労継続支援B型の方にさせていただくというような提案がございました。それに従って、この計画を進めてまいったわけですが、それに当たる支援員としては、その就労継続支援B型の支援員のほかに、例えば喫茶・売店のコーナーであれば栄養士の方、クリーニングであればその専門の職員の方を法人のほうで充てるということで伺っております。

以上です。

○14番（関野杜成君） それはもちろんわかっておりますが、その方々が、そういった資格とか、そういうのは要らないということなんですか、食事提供とか、そういったものをやるに当たって、単純にそういうもの必要なんじゃないかなとか、あと老人ホームですか、高齢者のそれをやるに当たっては、特別養護老人ホーム等の掃除をやるに当たっては、ビル管等、そういったものが必要なんじゃないかなというふうに思っているんですけども、どなたかそういったものをちゃんと持っているというようなことなんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず調理の関係ですね、特別養護老人ホームの入居者や、例えばみのり福祉園の利用者の皆様が移行する60名弱の分のお食事等の調理につきましては、今担当課長のほうで御説明させていただきましたとおり、就労継続支援B型の事業の一環として行いますが、それはやはりきちんとした社会福祉施設の食事提供ということになりますので、それは食品衛生上とか東京都の保健所の指導というのが大変厳しいものでございますので、きちんと管理栄養士、それからあと調理師の資格の免許を持った者、そういった専門職がきちんと配属された上で、その就労継続支援B型ということで、障害のある方々がそこに補完的にその部分の作業の幾つか細かく細分化してできる部分を、その部分を行って、それが工賃のほうに還元されるようにというような仕組みで回すというようなものでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） よく食堂というか、食べ物屋へ行くと張ってあったりするんで、内覧会に行ったとき、それがちょっと見当たらなかつたんで、そういったものがしっかりとれているのかなというところで質問をさせていただきました。

じゃ、次、中央1丁目開設予定の福祉施設についてお伺いします。

これに関してはことしですかね、28年第1回定例会、3月議会のほうで補正がなされまして、3月時点、当初の出来高が78%という予定だったが、5%になって、4カ月おくれるというようなことで補正を行ったということがあったので、実際、今現在どのようになっているのか。もともとの予定と、まだ4カ月おくれる状態なのかどうか、その点を伺おうかなと思ったんですけど、市長答弁でもあったんで、一応、聞きます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 中央1丁目の認知症高齢者グループホームのまず開所の関係でございますけれども、第1回住民説明会というのが、平成26年8月25日に1回目が開かれました。そのときに28年10月開設予定というところで資料には書いてございます。補正を行った関係ですけども、補正予算のときにも説明させていただきました1回目の入札が落札できなかったということで、1回目の入札日が平成27年11月12日、2回目平成28年1月14日、約2カ月間おそくなっております。現在の開所予定が、先ほど市長からも御答弁さしてい

いただきましたが、28年12月ということで2カ月おくれということでございますので、入札の時期のおくれが開所時期のおくれになったということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。

では、次にこの事業を行う事業者ですね、実際、今までこの事業を行ってきたことがあるのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） こちらの事業主でございますが、社会福祉法人一石会、法人の所在地は青梅でございます。今御質問ございました認知症高齢者グループホームについては実績はございません。ただ、認知症の訪問の関係、あるいは特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所、通所介護事業所等でそういう事業はやっておりますので、介護についてはかなりの事業をやっているという認識でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 以前いただいた資料の中にも、それなりの事業をやられていると。ただ、この事業やられてないというところだったんですけども、この事業をやるに当たって、多分資料提出を行っていると思うんですね。職員配置計画というものを提出されてると思いますが、そこにはしっかりと必要な研修を終えた方のものが書かれているのかどうか、これに対してお伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 事業主からは、公募の際、書類の提出を求めているところであります。公募要項の中を見ますと、提案内容として運営方針であるとか、行政の関係、あと職員の配置の関係等、職員体制ですね、そういうものもございますので、人員に関する基準、採用計画、職員の能力を図る研修計画等がございますので、そういう中には記述があるというふうに認識をさせていただきます。

○14番（関野杜成君） では、ちょっとまた別の角度からお伺いします。

この事業に関して、不採用という言い方が正しいのかどうかかわからないですけど、不採用ですね、募集をしたけれどもだめだった、最終的に1社に決めなきゃいけない事業ですから、そういう意味では説明会に来た数とか、あと書類の提出をした数で、ヒアリングを行った数、全て事業者の数等、わかるようだったら教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 応募事業者の数でございますけれども、8事業者でございました。8事業者の方が書類を提出いただいて、書類審査、ヒアリングも8事業者に対して行っているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） じゃ、ヒアリングを行うまで、全て不採用となった企業はいないということですね、応募からヒアリングまで。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 8事業者は、そうですね、応募をしてヒアリングをして、最終的には27年の4月に東京都のほうで事業者決定をさせていただきます。

以上です。

○14番（関野杜成君） では、この8事業者のうち、この1事業者が残ったということですけども、残りの7事業者は何が問題で不採用という形になったんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今回の審査の基準でございますけれども、公募要項の中に審査の基準が書かれています。例えば運営の確実性であるとか、運営方針、理念、サービス内容、地域関係機関との連携、施設内容、さらにそれに基づいて審査の基準のポイントというのも基準の中に入っております。27年4月23日に

事業者決定が、東京都において決定されたわけですが、その中の提案内容の審査のポイントとして、先ほどの基準ののりつた形で組織運営の的確性、財産運営の安定性、事業運営の確実性、事業計画の妥当性といったポイントで評価をそれぞれして、1社が決まったということで、その他の7事業者について、それぞれ評価をして、最終的にこの決定した事業者が、一番適格性がすぐれていたというふうに認識をさせていただきます。

○14番（関野杜成君） その件については、多分、東大和市の中でも選定をするに当たって、選定をした上で東京都のほうに送ったという流れだと思うんですけども、そのときの選定委員の方はどなた、どういう方がおられるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 要綱を設置させていただきます。中央一丁目都有地を活用した地域密着型サービス整備事業に係る応募事業者審査委員会設置要綱という中で、委員は福祉部長、高齢介護課長、福祉推進課長、生活福祉課長、都市計画課長の職にある者及び東大和市介護保険運営協議会から選出された代表委員1名、これらの者が委員でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、この事業を行うに当たって必要な資格というんですかね、修了証というか研修等があると思うんですが、先ほど職員配置計画というところで質問させていただきましたが、そこに多分、記入する欄があると思うんですね。兼務内容、資格等というのがあるんですけども、この事業者から、先ほどの話ですと事業者からいただいたというようなことですが、実際それがどうかの確認はされておりますか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 公募要項に応募書類と、あと借受申請書類という2つの書類を提出していただいております。その中にある書類については、我々は市として確認をさせていただきます。

以上です。

○14番（関野杜成君） その中には、修了証のコピーとか、そういったものがあるということですか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 申しわけございません。手元に資料がないので、確認は今この場ではすぐできません。

申しわけございません。

○14番（関野杜成君） 一般質問が終わるまで、あと20分後ぐらいまでに、それを答えてください。終わってから言われても、一般質問の意味がなくなります。

そこで、先ほどちょっと聞き忘れたんですけども、必要なものですね、例えば認知症介護実践者研修が必要だとか、そういった研修等がありますけど、何が必要か教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 研修でございますけれども、既にこの事業者は東京都の研修等も参加してございます。必要な研修については、我々に案内があった場合には、適宜情報提供して参加するよという事で今現在やっておるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） いや、一番初めの書類を出すときのところですよ。先ほど言いましたように、職員配置計画書の部分なんですけれども、私が言いたいのは、これを持っているのか、持っていないのかという部分ですね。まずはどういったものが必要なのかというのを答えていただかないと、それに対する質問ができませんので、何が必要か、もちろん皆さん専門職でありプロでありますから、しっかりとこの宣伝を行ったんだと

思っておりますので、その点を教えてください。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時31分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、子ども生活部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど東口議員の御質問の際、2番のやまとあけぼの学園関係で担当副参事が答弁した中で、他市で療育、相談をしているを、委託している市といたしまして小金井市、清瀬市、調布市、多摩市、稲城市の5市を挙げたところでございます。その中で、全ての市は指定管理者制度と答弁したところでございますけれども、調布市、多摩市、稲城市の3市は指定管理者制度ではなく業務委託でございました。ここに訂正をお願いいたしまして、おわび申し上げます。

よろしく願いいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、先ほど議員のほうから御質問がございまして、担当参事のほうからちょっとお答えできなかった部分の職員の資格の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、平成26年8月に東京都のほうで、事業者の公募要項ということで公募をさせていただきました。その中の応募資格というところで、この応募ができる法人については、まず事業実績があるということで、平成26年8月1日現在、いずれかの高齢者事業の運営実績が1年以上あるというようなことで、例えば認知症の高齢者グループホームであったり、小規模多機能型居宅介護事業所であったり、特別養護老人ホームであったり、介護老人保健施設であったりというような幾つかの事業が列挙されておまして、その1つを、いずれかをやっていたら応募ができますよというような募集要項になっているものでございます。

また、この募集要項の中で提出書類というようなことで、職員の配置の計画書ということで出させるようになっておりますので、その当時、時点の個人の職員の有資格者の誰それが、そこに配属しますよというような書き方で出し方ということは、全ての法人にそれを求めているものではございません。したがって、当時、提出された書類につきましては、全てどこの法人も職員の配置計画書というようなことで、職種別に何人工というような形で出されております。その中で、例えば管理者であれば、管理者が計画作成担当者と兼務する、またそのほかに例えば認知症の介護実践者、またはその管理者研修を受けている資格がある者、そういったような書き方で、職員の配置計画というようなことで、それぞれの法人が出されてきたということで、その中を全て私どものほうで審査をさせていただいて、その部分につきましてはどこの法人も同じような形で計画書が出されてるということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） それはわかっています。応募資格の中で、いずれかのということで、1、2、3、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クまでありますから、その中でやっているとところというところですけども、じゃ今の話からすると、この配置計画書に関しては、実際ほかのところでは兼務も大丈夫だと、兼務内容ってちゃんと書いてありますから、私もそれはわかっているんですけど、これ持っているということの確認はされたのかどうか、その点について私は質問をしてるんですけども、実際これ持ってなくても、そこにそういうふう書

いても、これは通ってしまうという話でよろしいのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） お申し込み時点が、平成26年8月でございますので、その後、例えばもう既に事業をやっている皆さん、法人でございますので、法人のそれぞれの考えの中で、これができるときには、この職員を異動させようとか、管理者候補にしようとか、場合によってはここの部分は新規で職員を採用しようとか、それぞれその計画にのっとって、この職員配置計画書というものを御提出いただいているものというふうに私どもは考えておりますので、その時点、それから今まだこの間において、誰それがそこになりますよというようなことはいただいております。先ほどの市長答弁でも、市長からお答えさせていただいておりますが、これから施設のほうが竣工しまして、これから指定を東京都に出すというようなことで、書類を整えていくというところの中で、きちんとそういった資格の書類などもそろえられた上で、東京都のほうに指定申請が、指定の2カ月前までに出すということになっておりますので、そこで提出されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 東京都のほうのサイト、とうきょう認知症ナビというのがあるんですけども、東京都では介護実務者及びその指導的立場にある者を対象に、認知症介護の技術の向上を図り、認知症介護の専門職を育成する研修を次の1から7のとおり実施しております。なお、地域密着型サービスの指定基準により、修了が義務づけられている研修は以下のとおりですというふうになってるんですけど、これ指定するに当たって修了がしていないと、やはりできないと思うんですが、現状、今その資料を作成してるというところですが、もうそろそろ作成が終わって出さなきゃいけない時期に来てると思うんですけども、その資料については作成してるということは、この修了証等があるのかどうかというのは現時点でも、もう確認できてるんじゃないかなって思うんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 正式には、竣工ができ、引き渡しができるからということで、そういったものの指定の申請がされるものというふうに考えております。また、きちんと法人の定款の中などにも、そういった引き渡しがされて、そういった建物の所有権が法人に移っているというようなことなども、指定の中では確認をさせていただくようになってると思いますので、そういった研修の修了というのも、当然もう行われて、研修は行われて修了した人が管理者になるだろうというふうには考えておりますが、まだ今の時点では指定の申請というのは、これからということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） また、その他なんですけど、認知症対応型サービス事業開設者研修受講希望の方へというところで、小規模多機能型居宅介護事業者及び認知症対応型共同生活介護事業者、また小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、本研修の修了が義務づけられていますというのがあるんですけど、今お話ししたのは配置、職員配置計画に書かれるものです。先ほど答弁いただいたのは計画書に書かれるものですが、私が今ここでお話ししたのは法人またはその施設の代表者が取得しなければいけない要項なんですけれども、この点について取得しているのかしてないのか、本来であればそれがされているかどうかの確認はもうされてもいいのかなと思うんですけど、その点についてはどうなんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、まだ建築工事が終わっておりませんし、竣工もされてございません。施設の建物についても、引き渡しがないという状況の中で、そういった法人の定款などにもきちんと記載していただいたりというようなことの一連のことを全てやっていただかなければいけませんので、そういったところの一連の全てをやっていただいた上で、こちらとしてはそういった書

類を含めて確認はさせていただくようになるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。

実際のところ確認はしていないということですね。修了証等のコピーの提出、そういったものをまだもらっていないくて、今後、12月に開設予定だから、そうすると10月には東京都に提出しなきゃいけないってことなのかな。それとも、12月に引き渡しということになるからということなのか。先ほど2カ月前にと言われましたので、いつそれ提出になるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 申しわけございません。1点、訂正で、済みません、これ地域密着型サービスでございましたので、指定をするのは市の仕事になりますので、東京都ではなく市に提出していただくということでございますので、より私どものほうで全ての書類を的確にされているかというようなことも含めて、確認をしていくというような作業になります。

それから、指定の申請につきましては、12月1日が指定ということでございますので、10月の末までに提出をしていただくというようなことになると思います。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 12月1日指定だったら、2カ月を引いたら10月1日じゃないですか。私、計算、間違ってますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 済みません、2カ月前の末日までなので、10月の末でよろしいかと思います。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） まあ、それはそれでいいとしまして、もし、じゃその10月の末時点で、そういったものがなかった場合どうなるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 10月の末の指定の申請をしていただく際に、そういったものが全くそろえてられない、本来提出していただくべき書類の中に必要なものがないということであれば、それはもう指定はできないということになります。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） その場合、どうなるんですか、もうある程度建築したりなってますけれど。もしそうだった場合の仮定の話で申しわけないですけれども、そうなったらどういう流れになるのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） それは、指定がとれるように速やかに動いていただいて、12月1日がもしも困難であれば、その次の1月1日とかに間に合わせていただくように、鋭意努力をしていただくしかございません。あとは事業所のほうが、12月1日に指定をとるというふうに私どものほうに説明をしていただいておりますので、それはもうともかく何が何でも12月1日に開設していただくよう、努力していただくしかないというふうに、と考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） もし、これたればですからね、まだあれですけども、もしなかったら、そういう意味じゃ虚偽でもあるし、この事業所を選定した方々、福祉部長、その他、もろもろ部長、課長ということで、そうなってくると専門性が実際にあるのかどうかという話にもなってきますよね。これはまだたればですから、あれですけど。そうなったときはそうなったときで、それなりにやはり対応をしなきゃいけないのかなというふうに思っております。

そこで、今回この質問をした理由というのも、まだほかにもあるんですけども、実際この事業者が決定をされて、ここまで来たことに対して、実際この事業者、先ほども答弁がありましたけれど、この認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護に関してはやられてないというようなお話がありましたが、やられてないからなんですかね、決定後に他のグループホームに、実施の方法だったり運営の仕方がわからないから教えてくださいということを、何度も何度も連絡があったというような話を聞いているんですが、その点については把握しておりますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど担当参事のほうから、もともと応募は8法人あったということで、市内外、さまざまな法人から応募いただいたものでございます。結果的には、市内にある法人が、こちらの事業を行うということで決定したわけでございますが、そちらについては、現状では特別養護老人ホームを運営しておりますけれども、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所というのは運営しておりませんので、そちらについては市内で今まで交流がある事業所の方に、担当の職員間で今までのおつき合いの中で、ぜひ見せてほしいというようなこととお話をしたというようなことは聞いております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○14番（関野杜成君） そうなると、資格としてはあるのかもしれないですけど、運営できるかどうかというところで考えると、わからないって言うてる業者ですよ。その業者を選ぶというのは、どういったことなのかというふうに考えるんですが、本来のところ、こういうのをわかってる業者が選ばれるというのが本来かなというふうに私は思うんですけど、先ほどそのつながりの中でというようなお話を言っていましたけれど、その業者、つながりというより、いいかげん邪魔だからやめてくださいというようなことを言ったらしいです。全然つながりないみたいですね、そういう意味では。実際、決定されてわからないから教えてください、そんな業者を決定したというのはどういったことなんでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） そこにつきましては、私もその場でその担当者同士がお電話かなんかでお話したんでしょうけれども、言った言わないのお話になりますし、わからないから教えてくださいって、どういう意味で言ったのかも、申しわけございませんが、皆目見当がつかいません。ただ、選定した、私が全部責任を、責任者でございますので、そこから申し上げますと、今現状でこちらを運営しようとしている法人につきましては、既に市内で100床余りのユニット型の特別養護老人ホームを運営しているということで、当然認知症の高齢者の介護等にも詳しいということと、それ以外にももう以前から、従前から別の青梅市のほうで手広く特別養護老人ホームを以前からやっていたというような、長年やっているという法人でございますので、わからないからということで、全然てんでわからないというようなことは決してないというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 実際その方に聞いて、私、言ってるんで、言った言わないじゃなくて、言ったというような話らしいです。何か録音もしてるらしいんですよ。そういう意味では、私もそれ聞かして、ここでちゃんとそういうふうに話が出てくるなら、出てこないならそこでもう1回聞いて、それをというところも考えてますが、実施方法や経営方法がわからないというようなことを言いに行くようなところを、もう一度聞きますけれど、選ぶというのはどういったことなんでしょうね。

○福祉部長（吉沢寿子君） 申しわけございませんが、あくまでもそれは一担当が言ったのか、それとも施設長、例えばそれは管理者とか、例えばそれは法人の理事長とか、どういう立場の方がそれを申し入れをされたのか

はわかりません。例えば本当に現場の担当者がわからないから教えてくださいと言ったのであれば、それはもうあくまでも現場の担当としての気持ちであって、それは例えば法人の理事長が言ったというようなことであれば大変なことになりますけれども、そういうことではないというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 済みません、今わからないと言いましたけど、多分、部長のところにも連絡が入りますよね。現職の理事長なのか、新しい方なのか、ちょっと私もわかりませんが、そういったしっかりとした責任のある方が、そういうふうに来たというふう聞いております。それだったら、今大変だって言っていましたけど、実際そういったことが起きてるんですけど、その点についてはどうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 法人の理事長などという、そういう役職の方が、そういう発言をしたという認識はしていません。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） これ以上は言った言わないという話で逃げられて、それで終わりにになりますので、実際のところ、私、聞いてる限り、この施設自体が運営できないところに関して、これだけのことを、決定してしまった役所側は、実際どういった選定をしたのかなというのを、私は疑問に感じております。できることなら、しっかりこれから、まだ12月ですからね、とめる必要があるかどうかというのは別としまして、東京都の豊洲もとまっていますからね。ブラックボックスじゃないですけども、そういった部分を見る必要があるのかなというふうに思うんですけど、そういった形での委員会が設置されたら情報は提供していただけますかね。

○福祉部長（吉沢寿子君） まだ、事業者が建物の引き渡しもされておられませんし、まだ指定もとってありませんし、実際に運営も開始されておられませんので、できないんじゃないかと言われても、私どもはできる、当然やっていただくということでしかお答えができませんので、ただいまのその御質問に関してはお答えしかねるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 今後そういった資料を作成するに当たってというようなことを言われてましたが、10月の末までに市として認定をするかしないかということですけども、それに対してどうなったかというのは、早急に決定したと同時に議会にその仕様、情報共有、情報提供等は行っていただけますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市が地域密着型サービスの指定を行うに当たりましては、これはもう介護保険法に基づく事務でございますので、指定の決定をする際には公示も行って、この事業者をこういうところで指定をしましたというふうにいたしますので、当然それはもう周知をするということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 何を言いたいかという、やっぱり認知症ですから、田舎だったら、田舎だったという言い方も、ちょっといかなものかなというふうに思うんですけど、やはり外に徘徊で車でひかれて亡くなったとか、そういったことがやはり起こってしまっは困るんですね。そういう意味では、この運営の仕方がわからない、実地方法がわからないというようなことを言われるような方々が、実際その運営をやっているものなのかどうかということもありますし、やはりそういったことをいつも言ってる福祉だったり、契約だったり、やはりそれなりの実績のあるところということを言っています。今回、福祉が言うには、その実績があるところというのは、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クまである、これだけの事業に対してやったとこ

ろというところで判定をしているんでしょうけれども、やはりこの事業自体がどうなるのか、その部分をしっかりと考えた上でやらなければいけないのかなというふうには私は思っております。

それと、この事業所、先ほどは～とふるのほうでもお話をさしていただいたんですけども、人員募集とかもそろそろ行った上で、人員もちゃんと集まっているのかなというふうには思うんですが、そこら辺とかはそういうものは入っているんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 人員の御質問でございます。人員については、必要人員の7割を確保しているという話を聞いてございます。ハローワーク、あるいは日曜版の募集をして、面接等をして、現在ほぼ必要数には達してるという話は聞いてございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） なるほど。先週かな、日曜日にもまだ入ってたんで、大丈夫かなというふうに思ったんですけど、人員育成だ、そういったところも踏まえて、この事業所にしたというふうなお話もありますが、私、聞いた限り、多分、いつぐらいですかね、その実際、大和にある事業、風の樹のほうでやられてる職員が、この役所に行って、何かその事業者に文句を言ったという話を聞いたことがあるんですけど、そういう意味では人員育成として実際やられているのかどうか、ちょっとその点を危惧してはいるんですが、いかがですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） それぞれ定員が100床とか、それぐらいの大きな施設にはさまざまな職員もおりますし、私どもの中には、その法人だけでなく、ほかの法人、それからほかのサービス事業者の職員などからも、うちの法人はどうなんだろうとか、こんな法人、このままだったら潰れてしまうかもしれないとか、さまざま、いろいろなお話を日々受けておりますので、それを全て真に受けていますと、それがどうなんだろうということはございますけれども、ただそれはやはり私ども情報としては聞いておまして、そういったさまざまな情報の中から、日々行われている事業が適切に行われているかというところは、事故報告とか、そういうものが適切に出されているかとか、そういったさまざまな面から、例えば事業者連絡会にきちんと毎回、顔を出してるかとか、そういったところから、全てのところからそれぞれの法人について、私どもは内々ではございますけれども、ある程度の評価というのはさせていただいてるというようなところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。

結果的に、その資料等は見なくて、これから認定するに当たって研修修了証だ、そういったものを確認した上で認定するかどうかということになるというようなことを言っていますが、先ほどそのクレームが入ったというところで、東京都のほうにも何か連絡が行って、東京都から多分、この役所のほうにも連絡が入っていると思うんですけど、そういった状況の中で、実際、市としてそれを認定した場合、東京都のほうから何かあったりするんですかね。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど御答弁させていただきましたとおり、例えば本当にその法人が運営がきちんとしていなくて、実は事故を起こして隠していたりとか、そういったところでのそういった内部通報というものはございます。また、そういった、例えば以前にありましたように、虐待の事件とかです。そういったものもございます。反面、実はその介護職員の素行等が悪くて、本人に起因するものでやめさせられたにもかかわらず、それを、言葉はちょっと悪いですけども、腹いせ的にいろいろなところに電話をして、それでそういうところで私はやめさせられたというようなことで、私どもが調べてみれば、やはりその職員の素行が悪

かったというようなことにもなりますので、そういったお電話などについても東京都とも連絡を取り合いながら、また国保連のほうにも連絡が行ったりもしますので、そういったところは連携を取り合いながら事実確認に努めるというようなことで、進めてるところでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） 済みません、多分、俺の質問が伝わってなかったのかな。職員が云々のほうではなく、その代表の方、理事の方が他のグループホームで実施方法や運営方法がわからないというようなお話を、何度も何度も教えてくださいと言いに来た。これに関して、市のほうにいいかげんやめてくれというようなことを言ったけどだめだから、東京都のほうにも連絡したというようなお話を聞いているんです。もちろん東京都から、こちらにも連絡が入ったと思うんですが、まずその確認だけお願いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 東京都から連絡が入ったかということですが、担当レベルでは入ったというふうには聞いております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 入ったでいいんですか。

実際そういうのが、東京都が知ってるから、そこでさっきの質問なんですけれども、そういったことがあったということで、市がこれから認定をして、東京都のほうにという流れになるけれども、これはたればですけども、そういう経緯があったものに対して、市として東京都がどんな感じになるのかなという心配等は、そういったのはないかなということ聞いております。

○福祉部長（吉沢寿子君） さまざま御心配いただきましてありがとうございます。

そういったところで、東京都からも連絡が入ったということでございますし、そういった一職員なのか、一管理者なのか、ちょっと私、あれですけども、そういったお話もあったということでございますので、それについてはそのような、まずはほかの法人に御迷惑をおかけするようなことは決してしないようにというようにお話させていただいた経緯はございます。また、今後につきましては、当然適切な運営をしていただくということで、引き続き私どもはきちんと法人の指導等もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 先ほど管理者だったらというようなお話もありました。しっかり調べていただければなというふうに思っております。しっかりとできる方がやっていただいて、市内に福祉、高齢者福祉をということを思って私は質問をしております。

単純にこの申し込みをするに当たって、やはりこういった研修等、終わった上で出してるのかなって思いました。私たち議員も、東大和住民でなければ選挙に出れないという状況ですので、やはりそういったしっかりとした資格だったり、そういうものがあつた上での申請なのかなと思っておりましたが、違うということですね、今の話ですと。そうすると、要件がちょっと満たしてるけど、資料が足りない、要件がちょっとだけ足りないという状況でも市のほうの判断によっては、そういった企業もオーケーをしてしまうという認識に至ったんですけれども、それでもよろしいでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 要件がちょっと足りないということではなく、応募、募集要項の中では全ての8法人が、それぞれの募集要項に基づいて、要件を満たしてるということで私どもは書類を受理してるものでございます。また、先ほどから御答弁させていただいておりますけれども、職員についてあくまでもその時点での配置計画ということでございますので、職員の人員をきちんと満たしていること、それから例えば管理者につ

いては、きちんと勤務実績があったり、これから研修等、そういったところのそういった所持者をあてがいますというような形の計画書になってるということで、8法人からそれぞれ資料を受け取って、こちらのほうで中を審査して、その上で最終的に東京都のほうに意見を出したということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 配置計画書の中に、資格等欄は資格の種類及び有資格者を記載することって書いてあるんですけど、これはとってなくても書けるという、私は認識ではなく、有資格者って書いてあるんですが、これについてはどうなのでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） 職員配置計画書のその様式の中では、資格等というような、まず職種というのがあります、それと勤務体制、それから兼務内容、それから資格等ということで、例えばその管理者であれば、認知症介護の実践者、または管理者研修を受ける者、受けてるとかというようなことで1名、それから例えば介護職員であれば、介護福祉士やヘルパーの2級の資格、初任者研修を受けている者、いずれか。それから、看護師は看護師、介護支援専門員であれば介護支援専門員、そういったような書き方がされているというようなものでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ということは、先ほど部長が言われたように、今後とるであろうものを書く欄ではないという認識でよろしいんですね。兼務は可能だというふうに書いてありますから、ほかの施設でやっている、それはそれでいいと思うんです。でも、ここに書かれたということは、その資格があるということになりますので、この申し込みをした日時、簡単に言えば研修修了証の年月日ですね、それがこの申し込みよりも前にあるという、そういったこれは見方になると思うんですが、それでよろしいですね。

○福祉部長（吉沢寿子君） この申込書の平成26年8月の時点で、その資格を持っている者が、全員ここにいるというようなことではございません。先ほどから御答弁させていただいておりますとおり、職員のあくまでも配置計画書ということで、開設のときにこれらの職員がきちんといますというような計画書でございますので、それは先ほどから御答弁させていただいておりますとおり、12月1日の開設時、指定のときまでに、それらの職員をきちんと配置して運営をしていただくというものでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そこ、どういう形にもとれるんですけど、有資格者って書いてあるんですね。だから、確かに細かく書いてないちゃ、細かく書いてないですよ。どっちにもとれるっちゃ、どっちにもとれる書き方なんですけど、まあ基本的に有資格者、資格等のところに何名って書いてありますから、その部分で兼務内容というところが書かれているので、私はこれ判断するにはそうだと思うんですけど、部長は違うということなんです。これについては、じゃ東京都の多分資料になりますので、東京都に確認をいたします。もし、それが有資格者ということであれば、先ほど言ったように申し込みの日にちよりも前の日付に修了証がないと虚偽の申込書だということになりますので、ちょっとその点の理解でよろしいですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 虚偽とかというようなことの認識は、私どもはしておりません。これにつきましては、あくまでも先ほどから御答弁させていただいておりますとおり、配置計画書でございますので、社会福祉法人等の社会福祉施設においてはよくあることでございますけれども、今回の総合福祉センターについてもそうですけれども、既にほかの施設で十分活躍している経験者が、実際に運営する直前に管理者としてヘッドハンティングされたりとか、そういった転職とかを、皆さん資格を持って繰り返されてる方などが多いというこ

ともございますので、この時点ではあくまでも計画書で、その後、採用計画によって各法人、その最終的に決定した法人になりますけれども、そちらが募集をして、そういった方を場合によってはヘッドハンティングするかもしれないというような認識でおります。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 了解しました。それは、部長の部分で、私も今部長とお話ししてもわからない部分があるんで、東京都に確認をします。東京都が、もしこれは有資格者を書くんですけど言った場合は、虚偽だということですよというたればの話ですけど、いかがですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 東京都がどのような返答をするか、ちょっと私はわかりませんが、有資格というのはそういう認識ではないというふうに、この応募時点ですね、募集の時点、約2年前になりますので、そういう認識ではないというふうに私は考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 答弁に答えてないんですけど、その考えは部長はわかったって言っているんです。私もその考えはわかったと。ただ、もしも私が言ってることのほうが正しかった場合は、虚偽になってしまいますよねという聞き方をしてるんで、これあくまでたればだと何度も言ってますから、もしそういった場合についてはそうなるということによろしいですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） その提出時点で有資格者の名前を書きなさいというようなことであれば、それは虚偽であると考えます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

いろいろと追及はいたしましたけれども、しっかりとやっていただいて、高齢者の福祉に寄与していただければというふうに思っておりますので、今後も10月末までに資料を出して、それを決定するのは市のほうですから、しっかりそこら辺を見た上で実施をしていただければなというふうに思っております。

時間が大分いってしまったんで、あと3つあるんですけども、済みません、そうですね、庁舎内の喫煙所の空きスペースについて再質問させていただきます。

先に言っときます。多分議会内で私だけです、喫煙者。そういう意味では、そのスペースがなくなったことに対して文句を言う質問ではありません。ある意味、あぁいった囲われたところで吸われるのは、正直嫌でした。なのでそこにあつたことによって、私もたばこが大分減ったなというのは感じておりますけれども、ただこの喫煙スペース、ここなくなって、その後、食堂の隣にある売店がここに来るなんていうお話を伺ったんです。ただ、実際それがここに来るって、食堂が一番端で売店も一番端ってなるとどうなのかなっていうふうに思ってるんですけど、それについてどのような考えで、そこに至ったのか教えてください。

○総務管財課長（中野哲也君） 売店の移設の関係でございます。その移設の候補として、こちらのほう、今の前ありました喫煙所の場所ということで考えてるところでございますが、幾つか従前より売店については改善しなければいけない課題がございました。取り扱う商品が多様化したことで、売り場面積が狭くなっているということや、保健所の指導の関係等もありまして、大きなスペースが必要であるということを考えておりました。それと、来庁者にとってそこまでに、アクセスというところで、やはり南北にあります正面玄関から出入りする方が多いですので、そこから一番目立つところということを考えますと、今のエレベーターを上がってすぐのところ、2階に売店があるという立地条件が最適であるということを判断いたしまして、このような

考えに至ったところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 市民が役所に来る動線から考えると、ここというのはなかなか来ないんじゃないかな。高齢者福祉の方が、ちょっと見えるのかなというぐらい。あとは傍聴に来られる方、議会に陳情に来られる方、そういった方がここを通ると私は思うんです。そういう意味では、1階の元喫煙スペース、あそこもなくなっておりますので、ああいったところに設置すればいいのかなというふうに思っております。水道とか手洗い場等、いろいろそういったのも2階と1階、同じようにありますので、そういったところを活用したらいかがですか。

○総務部長（広沢光政君） 今お話があった1階の喫煙所のスペースでございますが、こちらもともと市民課のほうの、市民部のほうの来庁者の待ち合いスペースというような形で利用されてましたけども、特にマイナンバーが始まってから市民課のほうの窓口、拡張してる関係もございまして、非常にもともと狭いスペースになってました。そんなことで、今現在も既に市民の待ち合い場で、そういったスペースとして活用させていただいてます。先ほど担当課長のほうからお話ありましたように、市民の皆さんが来庁するときに、やはり窓口、一番の入り口になっているのは北側、それから南側、庁舎の中央の入り口となっております。確かに2階というのは目立たないと言われればそうかもしれませんが、もし案内する場合に、1階におけるPR方法も考えなければいけませんけれども、市民の方に案内して動いていただく動線を考えると、一番最短の距離になってきます。今現状の売店は、私も市民部に長くいたんで、よくお客様から売店どこですかというふうにお尋ねされたことがありますけれども、非常に説明もしづらいし、かなり中央の位置からは移動するような形になっております。そんなこともございまして、場所的にはPR方法も考えながら2階のあの場所にとということで検討してるところです。

以上です。

○14番（関野杜成君） 1階の職員の方がいて、どこですよ、どこですよと教えていただける窓口ありますけれど、ぱっとあれば、1階だったら目の前ですから、上、こちらですって、二、三步、歩いてから上ですって言うのと考えれば、私は1階のほうが楽なんではないかなというふうに思っておりますし、1階のほうがやはり市民が多いということは、それだけ売り上げも上がるのではないかなというふうに思っております。観光コーナーだったり市政コーナー、市政コーナーなんかすばらしい情報が置いてあったりするわけですよ。そういったものも、やはり1階のそういったスペースに置いて、観光コーナーとセットになるのかわかりませんが、せっかく市長が情報公開ということで行っているのであれば、そういったものを置いたり、またはこの通路には議会に関することを置いてみたり、予算に関することを置いてみたり、そういった形にしていればなということを要望しておきます。まだ、起案が上がってないということですので、再度、御検討願えればと思います。

時間がないので、以上で私の一般質問を終わりにします。

○副議長（中間建二君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○副議長（中間建二君） 次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

〔15番 和地仁美君 登壇〕

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨年度より、東大和市は日本一子育てしやすいまちを目指して、さまざまな施策を推し進めており、その取り組みによるよい変化は少しずつ感じられるようになっていきます。子育てしやすいまちの実現には、さまざまな要素があり、それは待機児童対策など直接的なことだけではないことは言うまでもありません。もちろん現在の東大和市の課題に対し、優先順位はあると思いますが、将来の日本を担う子供たちの育成という点においても、子育てをする市民や、これから家を探そう、住むまちを探そうという子育て中の方にとっても、東大和市の教育環境については大きな関心事であることは間違いないと思います。

また、市内にさまざまな学習機会があること、その市に住んだから得られる学習や体験の機会というものは、子育て中の人だけではなく、そこに住む者にとって、住んでよかったまちという実感と満足につながり、その実感が波及することで住みたいまち、住み続けたいまちという声がさまざまところで上がり、多く聞かれるようになると思います。また、その結果、市全体の文化度も向上し、まちづくりの大きな要素となる市民が生き生きと生活し、さらにその方たちが東大和市民であることに誇りや愛着を持ち、まちづくりに参画するというよいスパイラルが生まれることも期待できます。

そこで、今回は教育について幾つかの点についてお聞きしたいと思います。

1つ目は、子供たちの基礎的な力を養う上で重要な学校教育についてです。

ア、現状、認識している課題は何か。また、その具体的な対応策はあるか。

イ、学校教育における近年の新たな取り組みについて。

a、市全体ではどのような取り組みを行ったのか。

b、その取り組みの効果は。また、改善点などはあるか。

c、学校ごとの取り組みで特徴的なものは何か。また、その取り組みの中で、全市に普及させる予定のものがあるか。

ウ、学校特色化について。

a、その目的は。

b、その効果は。

そして、cとして、その課題があればお聞かせください。

2つ目は、社会教育についてです。

社会教育において、東大和市の近年の大きな変化は、市民大学が2013年に開設されたことだと思います。現在はグリーンカレッジという愛称もつけられていますが、開設当初の盛り上がりと比較して、最近は余り話題を耳にしなくなったように感じています。

そこで、市民大学について伺いたいと思います。

a、今までの講義内容と応募者数、年代別受講者数は。

b、市民大学と各公民館主催の講座との違いは何か。

c、市民大学の当初の目的に対する現状と課題は何か。

最後に、dとして、ほかの部課との連携の現状と課題があればお聞かせください。

また、イとして、社会教育に関し、市民大学だけではなく、全般の課題と解決策があればお聞かせいただきたいと思います。

最後に、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックについて取り上げさせていただきました。

現在リオではパラリンピックが行われているところですが、先日、閉会したリオオリンピックでは感動的な場面や逸話などが連日報道され、地球の裏側で行われている4年に1度の世界的な祭典に多くの方が注目し、さまざまな感銘を受けたことは言うまでもありません。そのような大会が、4年後に東大和市のある東京で開催されます。開催国というだけでも貴重なことですが、それよりも身近な開催地の自治体としては、この機会をさまざまなことに対し、好機とすべきだと思います。特に世界中の人が東京に集まるというまたとないかもしれないこの機会を、東大和市の教育に生かすべきだと考え、幾つか伺いたいと思います。

ア、当市において見込まれる教育的効果は何か。

イ、その教育的効果を実現するために、取り組むべきことは何か。また、そのスタート時期など具体的なプランがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[15番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、学校教育の課題とその対応策についてであります。日本一子育てしやすいまちづくりのために、学校教育が担う役割は大変重要であると考えております。その学校教育の最重要課題は、児童・生徒の学力の向上であります。当市は、平成27年度より東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業を受け、全校で取り組みを進めております。また、市独自で協力指導員配置事業を実施し、各小中学校に担任教員と協力して授業を行う指導員、いわゆるティームティーチャーを配置しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校教育における近年の新たな取り組みについてであります。当市では児童・生徒の生きる力を育むために、東京都市長会の助成制度を利用しましたアメリカンサマーキャンプや、各校の代表児童・生徒が一堂に会して自分の意見を発表する意見文発表会などを、近年の新たな取り組みとして実施しており、その取り組みの効果も出始めているところであります。また、各校では校長の経営方針の下、さまざまな取り組みを実施しており、その効果的な取り組みは全体で共有しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校特色化についてであります。教育内容につきましては学習指導要領に定められておりますので、各校で大きな違いはございません。しかし、教育目標を達成するための手続につきましては、校長が自校の児童・生徒の実態や地域の実態に応じて教育課程を編成しますので、学校によって特色ある教育活動が展開されております。現在各校での多様な効果的な取り組みが実施、実践されております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市民大学と社会教育についてであります。市民大学は生涯学習の一環として市民の皆様が心豊かで生きがいのある生活を営むために、また自己啓発を目的として積極的に学習し、相互に親睦を深め、よりよい人生を送っていただくことを期待し、平成25年6月に開校し、現在3年が経過したところであります。これまでの講義内容や応募者数、その他の詳細並びに社会教育に関する課題と解決策につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、2020東京オリンピック・パラリンピックについてであります。平成28年度から都内全校、公立学校がオリンピック・パラリンピック教育推進事業を実施しております。当市の小中学校においても、オリンピッ

ク・パラリンピックに関する学習に取り組んでおります。その教育的効果としましては、ボランティアマインドや豊かな国際感覚の醸成及び日本人としての自覚と誇りを身につけることなどが期待されております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校教育の課題と、その対応策についてであります。各学校におきましては児童・生徒に知・徳・体、バランスのとれた力を育み、生きる力を身につけさせるために日ごろからさまざまな取り組みに尽力しているところであります。その中で、特に意識しなければならない課題は、知の部分の確かな学力の定着であります。毎年行われる国や東京都の調査では、国や東京都の平均正答率を上回る学校も複数校見られるようになったものの、市全体の平均正答率は国や東京都のそれに比べ下回っている状況にあります。そこで、昨年度より東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業を受け、全校で放課後や休業日等に補習教室を実施したり、教員の指導力を高めたりするために、専門の講師から指導を受ける機会を多く設けたりしております。さらに、これまで各学校に配置しておりました少人数学習指導員に加えまして、担任の教員と協力して授業を行うチームティーチャーを配置するとともに、小学校には落ちついた環境の中で学習ができるよう、担任を補助する学習支援員を配置しております。学校教育には、学力の向上のほかにも、児童・生徒の体力を向上させることや、自己肯定感を高めることなど課題は数多くございます。今後も一つ一つの課題を丁寧に分析しながら、解決が図れるよう努めてまいります。

次に、学校教育における近年の市全体での新たな取り組みについてであります。当市では児童・生徒に確かな学力を身につけさせるとともに、豊かな人間性や健康、体力を育むことに力を注いでおります。そこで、2年前から宿泊体験活動のアメリカンサマーキャンプを実施したり、昨年度から2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、日本の伝統文化のよさを発信できる児童・生徒を育成することなどを目的とした意見文発表会を実施したりしております。そのほかにも中学生と高校生が交流を図れるよう部活動での交流活動、オリンピック・パラリンピックを意識した子供の体力推進事業などに取り組んでおります。これらの多様な取り組みを通し、コミュニケーション能力や表現力などが高まり、目標を持って意欲的に活動する児童・生徒が育ってきてると認識しているところであります。今後はより多くの児童・生徒がさまざまな取り組みに参加し、経験できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、学校ごとの特徴的な取り組みと市全体への普及予定についてであります。各学校では校長のリーダーシップのもと、さまざまな工夫をした取り組みが実践されております。第三小学校では、期間を定めて期末テストを実施し、児童に家庭で集中して学習する習慣を身につけさせる工夫を行っております。第九小学校では、市長が常々述べられている挨拶運動について、地域とともに実践していくことを目指し、あいさつ通りとして位置づけした取り組みを始めております。また、第五中学校では入学前の新入生を春休み中に迎え入れ、中学校にいち早くなれさせる試みを今年度実施いたしました。これらの取り組みの中、成果の上がっている取り組みは、各学校の学校だよりやホームページに掲載されるほか、校長会等でも紹介をしており、他校の参考となっております。

次に、学校特色化についてであります。各学校では児童・生徒の実態に基づき、地域の期待等にも応えながら、校長が学校経営方針を示し、教育活動が展開されております。また、組織を生かすという点では、教員の経験や能力を生かした教育活動を行うなど、学校教育目標の達成のため、より効果的な取り組みを行っております。効果といたしましては、教員個々の専門性を生かし、チーム学校として教育活動を展開することによ

り、児童・生徒が幅広く、また深く学習することができるよう授業に結びつきつつあります。また、地域に根差した教育を展開することができたり、その学校の伝統として児童・生徒が憧れを持つ取り組みになったりしております。課題といたしましては、校長がかわっても、その学校の特色を引き継ぎ、さらによりよい実践に発展させていくことが必要であると考えております。今後も各学校が実践しております特色ある教育活動を、保護者、地域の方々に理解していただけるよう学校と連携して情報発信に努めてまいります。

次に、社会教育についての市民大学についてであります。1点目の今までの講義内容と応募者数、年代別受講者数についてであります。講義内容につきましては平成25年度、26年度は5つのテーマ、歴史と文化、趣味と教養、社会と生活、自然、福祉と健康を市内5館の公民館で1テーマずつ担当する形で実施いたしました。平成27年度につきましては、前期に自然を、後期には社会と生活を取り上げました。応募者数は、平成25年度が53人、平成26年度は32人、平成27年度は53人となっております。年代別受講者数につきましては、各年度とも50歳代が5人程度、60歳代が15人前後、70歳代が20人前後、80歳代以上が2人程度であります。

2点目の市民大学と各公民館主催の講座との違いでございますが、市民大学は市全体をキャンパスとし、市民が講師、企画運営者として活躍していただきながら、将来的には企画運営の主体となっていただくことを目指しております。また、講座修了後には、地域活動に参画し、地域が向上することを目指しております。一方、通常の講座は職員主体の企画で、自主グループの立ち上げを目指していますので、その点が大きく違っております。

3点目の当初の目的に対する現状と課題についてであります。当初から目指しております市民による講師や、市民大学を修了した市民の皆様と、現在一緒に企画運営ができていることは、大変よいことであると認識しております。また、課題としましては、講座を修了された方の活躍の場に苦慮しているということがありますが、少しずつ地域活動への参画支援を試みているところであります。

4点目の他の部署との連携の現状と課題でございますが、これまでの講座を企画する中で、各部署の課題を盛り込んだり、講師として依頼したりするなど連携に努めているところでございます。

次に、社会教育に関する課題と解決策についてであります。社会教育全般に係ることとして、団塊の世代の皆様を初め、さまざまな世代の方々が地域で活躍していただくことは、とても重要なことであり、社会教育の分野では大きな課題であると認識をしております。そのため、公民館においては地域デビューパーティーやママ・マルシェ等のイベントに取り組み、新しい出会いやグループづくりのきっかけとなるよう努めているところであります。

次に、2020東京オリンピック・パラリンピックにおいて見込まれる教育効果であります。東京都ではオリンピック・パラリンピック教育を通して重点的に育成すべき5つの資質として、1つ、ボランティアマインド、2つ、障害者理解、3つ、スポーツ志向、4つ、日本人としての誇りと自覚、5つ、豊かな国際感覚を掲げております。当市においても、オリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、児童・生徒にこれらの資質や能力が身につくなどの教育効果が期待できます。

次に、教育的効果を実現するための取り組みと、そのスタート時期についてであります。ボランティアマインドを醸成する取り組みや、世界の国々について学習するなどのプロジェクトを活用し、学校の状況に応じて日常的に行っている教育活動をさらに活性化させていくことが重要であります。既に各学校では、教科とも関連づけながら計画的な学習を進めておりますが、オリンピック・パラリンピック、リオデジャネイロ大会終了後、本格的に開始するときとして位置づけております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時32分 延会